

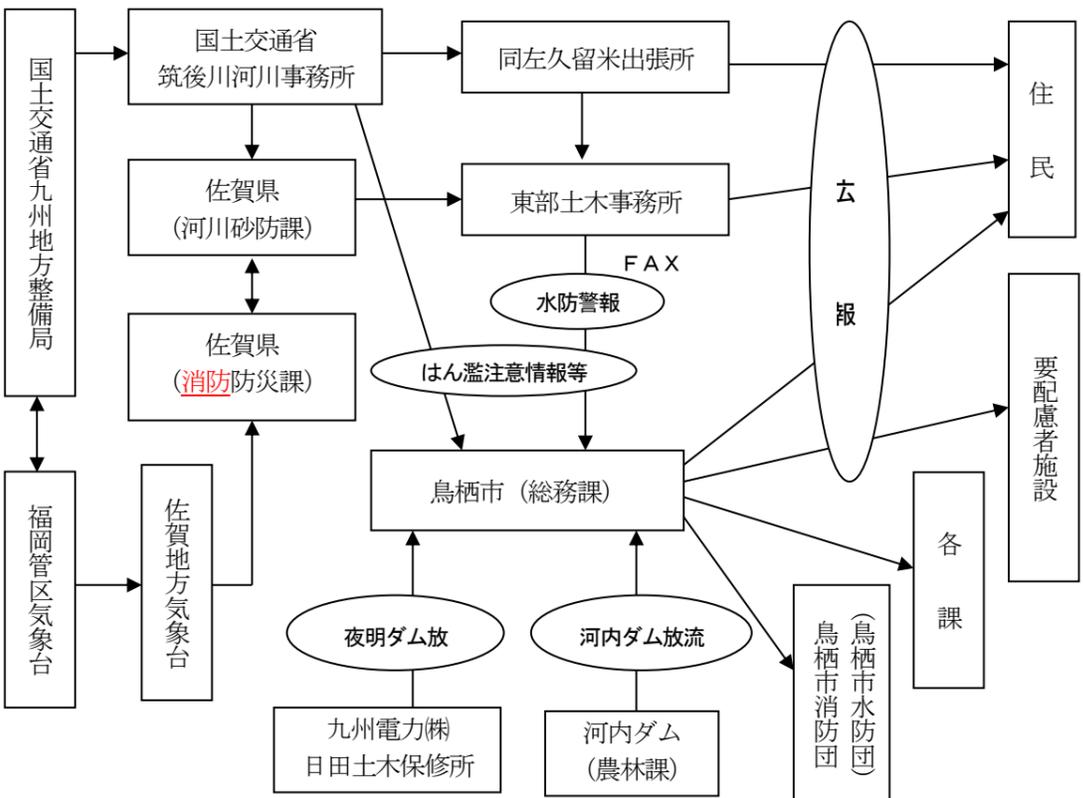
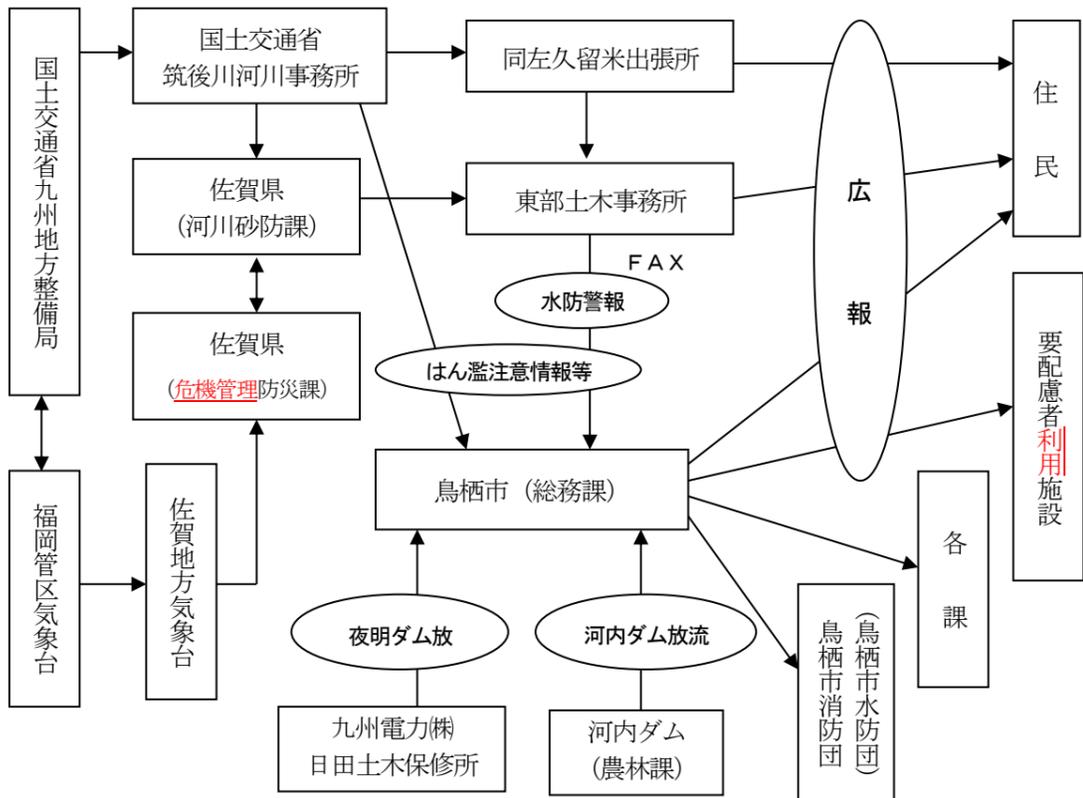
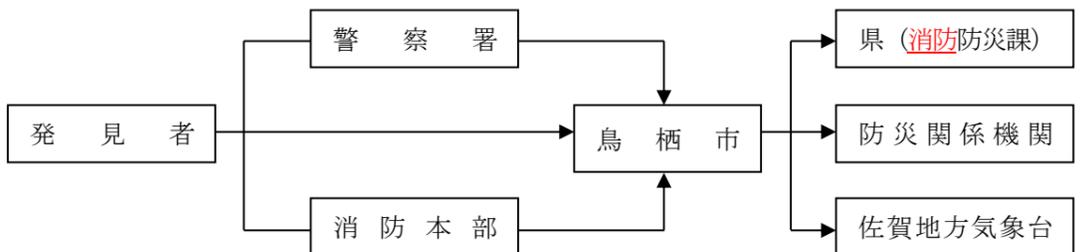
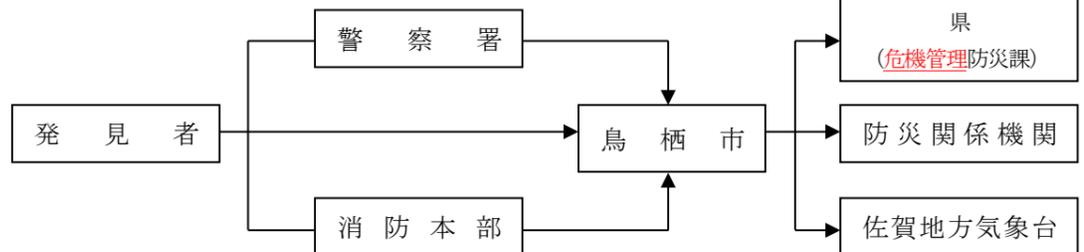
項	現行	修正後	備考																																																																								
68	<p>第4編 災害応急対策計画 第1章 防災関係情報の収集・伝達経路 第1節 防災関係情報の種類、内容 1 気象警報等の種類、基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意報 大雨</td> <td>(浸水害) <u>1時間雨量が40mm以上</u> (土砂災害) 土壌雨量指数基準(※1)が<u>1.12</u>以上と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td><u>○1時間雨量が40mm以上</u> 流域雨量指数基準(※2)が、宝満川流域<u>1.8</u>以上、沼川流域6以上が予想される場合 <u>○複合基準(以下の基準をともに超えることが予想される場合)</u> <u>1時間雨量が30mm以上、流域雨量指数が宝満川流域1.4以上</u></td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速が10m/s以上と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>雪を伴い平均風速10m/s以上と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td><u>2.4</u>時間降雪量の深さが以下の基準を超えることが予想される場合 平地で<u>5</u>cm以上、山地(標高200m超える)で<u>1.0</u>cm以上</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td>落雷等により被害があると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td><u>※3</u></td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程が100m以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td>最小湿度が45%以下で実効湿度が65%以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td><u>夏季:最低気温が平野部で-3℃以下になるおそれがあると予想される場合</u> <u>冬季:平均気温が平年より3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合</u></td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td>11月30日までの早霜、3月15日以降の遅霜で最低気温が<u>4℃以下にする</u>と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>着氷・着氷</td> <td>気温-2℃から2℃の条件下で降雪量15cm以上の場合</td> </tr> <tr> <td>警報 大雨</td> <td>(浸水害) <u>1時間雨量が70mm以上</u> (土砂災害) 土壌雨量指数基準(※1)が<u>1.42</u>以上と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td><u>○1時間雨量が70mm以上</u> <u>流域雨量指数基準(※2)が、宝満川流域2.2以上、沼川流域7以上が予想される場合</u> <u>○複合基準(以下の基準をともに超えることが予想される場合)</u> <u>1時間雨量が50mm以上、流域雨量指数が宝満川流域1.4以上</u></td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速が20m/s以上と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>雪を伴い平均風速20m/s以上と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td><u>2.4</u>時間降雪量の深さが以下の基準を超えることが予想される場合 平地で<u>2.0</u>cm以上、山地(標高200mを越える)で<u>3.0</u>cm以上</td> </tr> </tbody> </table>	種別	基準	注意報 大雨	(浸水害) <u>1時間雨量が40mm以上</u> (土砂災害) 土壌雨量指数基準(※1)が <u>1.12</u> 以上と予想される場合	洪水	<u>○1時間雨量が40mm以上</u> 流域雨量指数基準(※2)が、宝満川流域 <u>1.8</u> 以上、沼川流域6以上が予想される場合 <u>○複合基準(以下の基準をともに超えることが予想される場合)</u> <u>1時間雨量が30mm以上、流域雨量指数が宝満川流域1.4以上</u>	強風	平均風速が10m/s以上と予想される場合	風雪	雪を伴い平均風速10m/s以上と予想される場合	大雪	<u>2.4</u> 時間降雪量の深さが以下の基準を超えることが予想される場合 平地で <u>5</u> cm以上、山地(標高200m超える)で <u>1.0</u> cm以上	雷	落雷等により被害があると予想される場合	融雪	<u>※3</u>	濃霧	視程が100m以下になると予想される場合	乾燥	最小湿度が45%以下で実効湿度が65%以下になると予想される場合	低温	<u>夏季:最低気温が平野部で-3℃以下になるおそれがあると予想される場合</u> <u>冬季:平均気温が平年より3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合</u>	霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の遅霜で最低気温が <u>4℃以下にする</u> と予想される場合	着氷・着氷	気温-2℃から2℃の条件下で降雪量15cm以上の場合	警報 大雨	(浸水害) <u>1時間雨量が70mm以上</u> (土砂災害) 土壌雨量指数基準(※1)が <u>1.42</u> 以上と予想される場合	洪水	<u>○1時間雨量が70mm以上</u> <u>流域雨量指数基準(※2)が、宝満川流域2.2以上、沼川流域7以上が予想される場合</u> <u>○複合基準(以下の基準をともに超えることが予想される場合)</u> <u>1時間雨量が50mm以上、流域雨量指数が宝満川流域1.4以上</u>	暴風	平均風速が20m/s以上と予想される場合	暴風雪	雪を伴い平均風速20m/s以上と予想される場合	大雪	<u>2.4</u> 時間降雪量の深さが以下の基準を超えることが予想される場合 平地で <u>2.0</u> cm以上、山地(標高200mを越える)で <u>3.0</u> cm以上	<p>第4編 災害応急対策計画 第1章 防災関係情報の収集・伝達経路 第1節 防災関係情報の種類、内容 1 気象警報等の種類、基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意報 大雨</td> <td><u>大雨により災害が発生するおそれがあると予想された場合</u> (浸水害) <u>表面雨量指数(※3)が1.2以上と予想される場合</u> (土砂災害) 土壌雨量指数基準(※1)が<u>1.15</u>以上と予想される場合 <u>参考:浸水害で1時間雨量が概ね40mm以上</u></td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td><u>上流域での降雨により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された場合</u> 流域雨量指数基準(※2)が、宝満川流域<u>2.8</u>以上、沼川流域6以上が予想される場合 <u>○複合基準(※4)が、安良川流域(6、9.3)</u> <u>参考:浸水害で1時間雨量が概ね40mm以上</u></td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速が10m/s以上と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>雪を伴い平均風速10m/s以上と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td><u>1.2</u>時間降雪量の深さが以下の基準を超えることが予想される場合 平地で<u>3</u>cm以上、山地(標高200m超える)で<u>5</u>cm以上</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td>落雷等により被害があると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td><u>※6</u></td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程が100m以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td>最小湿度が45%以下で実効湿度が65%以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td><u>冬季:平野部で最低気温が-3℃以下になるおそれがあると予想される場合</u> <u>夏季:平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合</u></td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td>11月30日までの早霜、3月15日以降の遅霜で最低気温が<u>4℃以下になる</u>と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>着氷・着氷</td> <td>気温-2℃から2℃の条件下で降雪量15cm以上の場合</td> </tr> <tr> <td>警報 大雨</td> <td><u>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合</u> (浸水害) <u>表面雨量指数(※3)が3.0以上と予想される場合</u> (土砂災害) 土壌雨量指数基準(※1)が<u>1.43</u>以上と予想される場合 <u>参考:浸水害で1時間雨量が概ね70mm以上</u></td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td><u>上流域での降雨による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合</u> <u>○流域雨量指数(※2)が、宝満川流域3.5以上、沼川流域7.9以上が予想される場合</u> <u>参考:浸水害で1時間雨量が概ね70mm以上</u></td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速が20m/s以上と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>雪を伴い平均風速20m/s以上と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td><u>1.2</u>時間降雪量の深さが以下の基準を超えることが予想される場合 平地で<u>1.0</u>cm以上、山地(標高200mを越える)で<u>2.0</u>cm以上</td> </tr> </tbody> </table>	種別	基準	注意報 大雨	<u>大雨により災害が発生するおそれがあると予想された場合</u> (浸水害) <u>表面雨量指数(※3)が1.2以上と予想される場合</u> (土砂災害) 土壌雨量指数基準(※1)が <u>1.15</u> 以上と予想される場合 <u>参考:浸水害で1時間雨量が概ね40mm以上</u>	洪水	<u>上流域での降雨により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された場合</u> 流域雨量指数基準(※2)が、宝満川流域 <u>2.8</u> 以上、沼川流域6以上が予想される場合 <u>○複合基準(※4)が、安良川流域(6、9.3)</u> <u>参考:浸水害で1時間雨量が概ね40mm以上</u>	強風	平均風速が10m/s以上と予想される場合	風雪	雪を伴い平均風速10m/s以上と予想される場合	大雪	<u>1.2</u> 時間降雪量の深さが以下の基準を超えることが予想される場合 平地で <u>3</u> cm以上、山地(標高200m超える)で <u>5</u> cm以上	雷	落雷等により被害があると予想される場合	融雪	<u>※6</u>	濃霧	視程が100m以下になると予想される場合	乾燥	最小湿度が45%以下で実効湿度が65%以下になると予想される場合	低温	<u>冬季:平野部で最低気温が-3℃以下になるおそれがあると予想される場合</u> <u>夏季:平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合</u>	霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の遅霜で最低気温が <u>4℃以下になる</u> と予想される場合	着氷・着氷	気温-2℃から2℃の条件下で降雪量15cm以上の場合	警報 大雨	<u>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合</u> (浸水害) <u>表面雨量指数(※3)が3.0以上と予想される場合</u> (土砂災害) 土壌雨量指数基準(※1)が <u>1.43</u> 以上と予想される場合 <u>参考:浸水害で1時間雨量が概ね70mm以上</u>	洪水	<u>上流域での降雨による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合</u> <u>○流域雨量指数(※2)が、宝満川流域3.5以上、沼川流域7.9以上が予想される場合</u> <u>参考:浸水害で1時間雨量が概ね70mm以上</u>	暴風	平均風速が20m/s以上と予想される場合	暴風雪	雪を伴い平均風速20m/s以上と予想される場合	大雪	<u>1.2</u> 時間降雪量の深さが以下の基準を超えることが予想される場合 平地で <u>1.0</u> cm以上、山地(標高200mを越える)で <u>2.0</u> cm以上	
種別	基準																																																																										
注意報 大雨	(浸水害) <u>1時間雨量が40mm以上</u> (土砂災害) 土壌雨量指数基準(※1)が <u>1.12</u> 以上と予想される場合																																																																										
洪水	<u>○1時間雨量が40mm以上</u> 流域雨量指数基準(※2)が、宝満川流域 <u>1.8</u> 以上、沼川流域6以上が予想される場合 <u>○複合基準(以下の基準をともに超えることが予想される場合)</u> <u>1時間雨量が30mm以上、流域雨量指数が宝満川流域1.4以上</u>																																																																										
強風	平均風速が10m/s以上と予想される場合																																																																										
風雪	雪を伴い平均風速10m/s以上と予想される場合																																																																										
大雪	<u>2.4</u> 時間降雪量の深さが以下の基準を超えることが予想される場合 平地で <u>5</u> cm以上、山地(標高200m超える)で <u>1.0</u> cm以上																																																																										
雷	落雷等により被害があると予想される場合																																																																										
融雪	<u>※3</u>																																																																										
濃霧	視程が100m以下になると予想される場合																																																																										
乾燥	最小湿度が45%以下で実効湿度が65%以下になると予想される場合																																																																										
低温	<u>夏季:最低気温が平野部で-3℃以下になるおそれがあると予想される場合</u> <u>冬季:平均気温が平年より3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合</u>																																																																										
霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の遅霜で最低気温が <u>4℃以下にする</u> と予想される場合																																																																										
着氷・着氷	気温-2℃から2℃の条件下で降雪量15cm以上の場合																																																																										
警報 大雨	(浸水害) <u>1時間雨量が70mm以上</u> (土砂災害) 土壌雨量指数基準(※1)が <u>1.42</u> 以上と予想される場合																																																																										
洪水	<u>○1時間雨量が70mm以上</u> <u>流域雨量指数基準(※2)が、宝満川流域2.2以上、沼川流域7以上が予想される場合</u> <u>○複合基準(以下の基準をともに超えることが予想される場合)</u> <u>1時間雨量が50mm以上、流域雨量指数が宝満川流域1.4以上</u>																																																																										
暴風	平均風速が20m/s以上と予想される場合																																																																										
暴風雪	雪を伴い平均風速20m/s以上と予想される場合																																																																										
大雪	<u>2.4</u> 時間降雪量の深さが以下の基準を超えることが予想される場合 平地で <u>2.0</u> cm以上、山地(標高200mを越える)で <u>3.0</u> cm以上																																																																										
種別	基準																																																																										
注意報 大雨	<u>大雨により災害が発生するおそれがあると予想された場合</u> (浸水害) <u>表面雨量指数(※3)が1.2以上と予想される場合</u> (土砂災害) 土壌雨量指数基準(※1)が <u>1.15</u> 以上と予想される場合 <u>参考:浸水害で1時間雨量が概ね40mm以上</u>																																																																										
洪水	<u>上流域での降雨により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された場合</u> 流域雨量指数基準(※2)が、宝満川流域 <u>2.8</u> 以上、沼川流域6以上が予想される場合 <u>○複合基準(※4)が、安良川流域(6、9.3)</u> <u>参考:浸水害で1時間雨量が概ね40mm以上</u>																																																																										
強風	平均風速が10m/s以上と予想される場合																																																																										
風雪	雪を伴い平均風速10m/s以上と予想される場合																																																																										
大雪	<u>1.2</u> 時間降雪量の深さが以下の基準を超えることが予想される場合 平地で <u>3</u> cm以上、山地(標高200m超える)で <u>5</u> cm以上																																																																										
雷	落雷等により被害があると予想される場合																																																																										
融雪	<u>※6</u>																																																																										
濃霧	視程が100m以下になると予想される場合																																																																										
乾燥	最小湿度が45%以下で実効湿度が65%以下になると予想される場合																																																																										
低温	<u>冬季:平野部で最低気温が-3℃以下になるおそれがあると予想される場合</u> <u>夏季:平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合</u>																																																																										
霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の遅霜で最低気温が <u>4℃以下になる</u> と予想される場合																																																																										
着氷・着氷	気温-2℃から2℃の条件下で降雪量15cm以上の場合																																																																										
警報 大雨	<u>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合</u> (浸水害) <u>表面雨量指数(※3)が3.0以上と予想される場合</u> (土砂災害) 土壌雨量指数基準(※1)が <u>1.43</u> 以上と予想される場合 <u>参考:浸水害で1時間雨量が概ね70mm以上</u>																																																																										
洪水	<u>上流域での降雨による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合</u> <u>○流域雨量指数(※2)が、宝満川流域3.5以上、沼川流域7.9以上が予想される場合</u> <u>参考:浸水害で1時間雨量が概ね70mm以上</u>																																																																										
暴風	平均風速が20m/s以上と予想される場合																																																																										
暴風雪	雪を伴い平均風速20m/s以上と予想される場合																																																																										
大雪	<u>1.2</u> 時間降雪量の深さが以下の基準を超えることが予想される場合 平地で <u>1.0</u> cm以上、山地(標高200mを越える)で <u>2.0</u> cm以上																																																																										

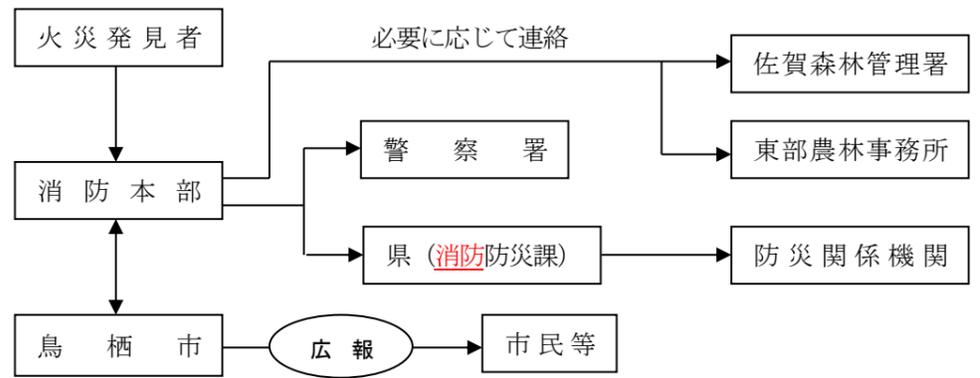
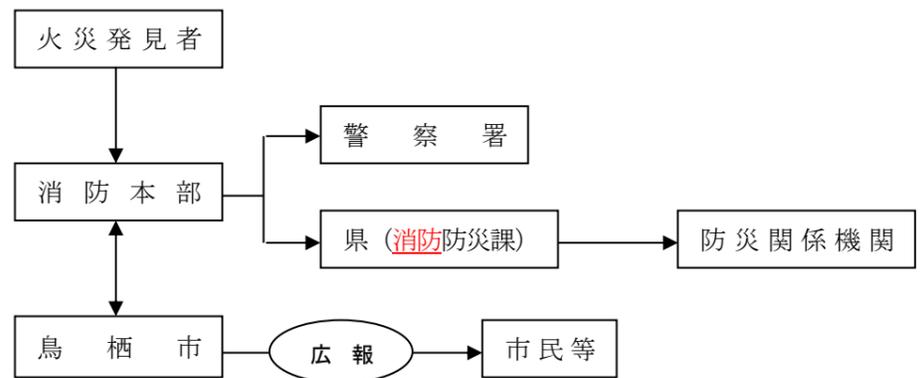
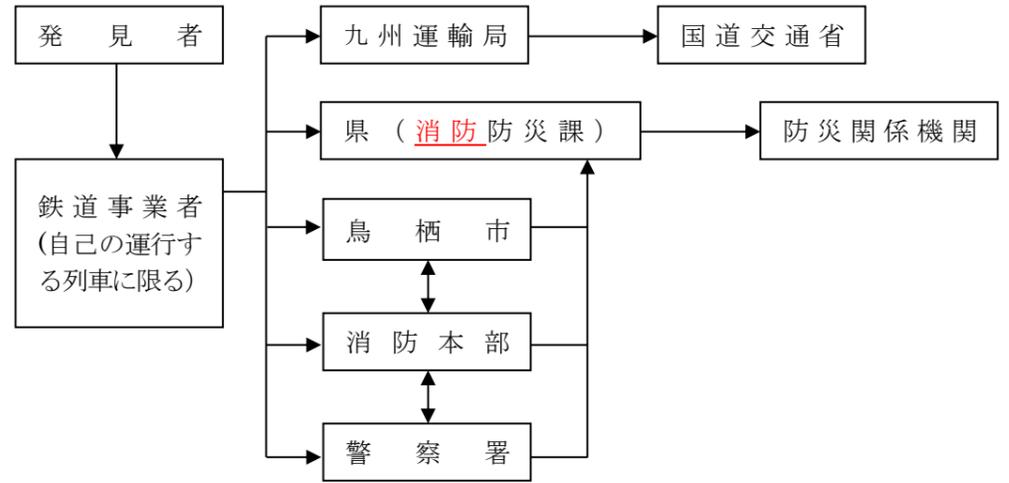
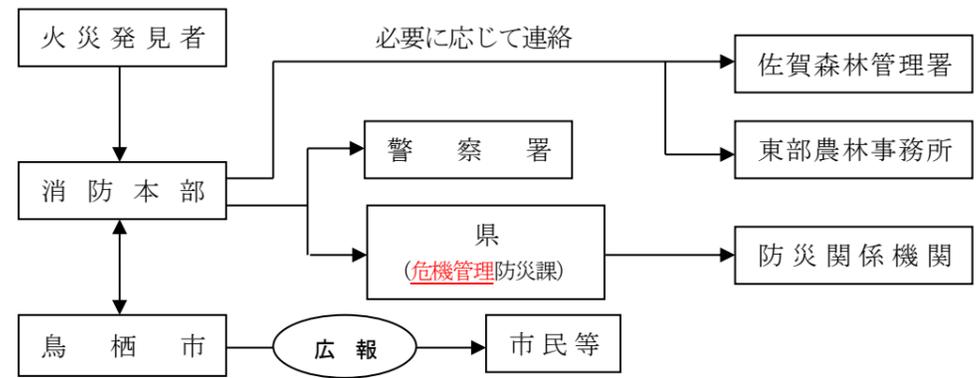
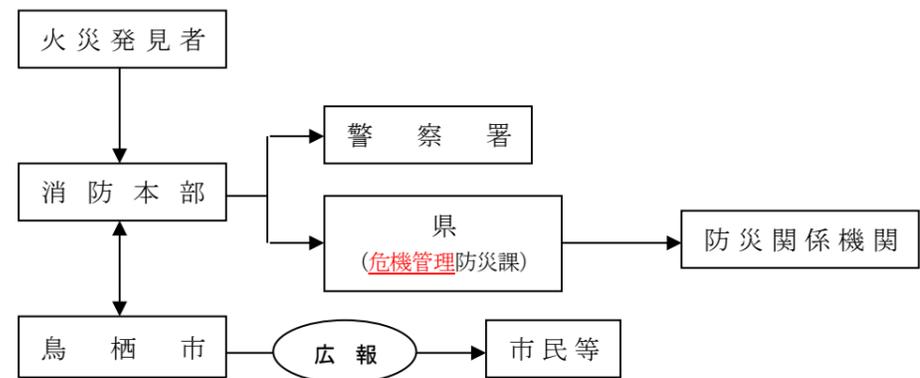
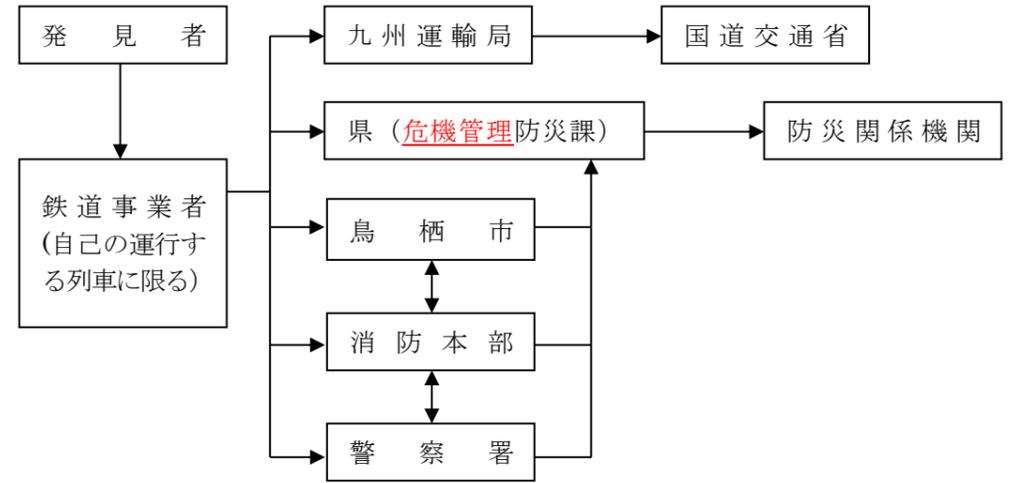
項	現行				修正後				備考	
	種別	基	準		種別	基	準			
69	特別警報	大雨	台風や集中豪雨等により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		大雨	台風や集中豪雨等により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合				
			<p>【基準】</p> <p>①又は②を満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合</p> <p>① 48時間降水量及び土壌雨量指数(※1)において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に<u>府県程度の広がり</u>の範囲で50格子以上出現</p> <p>② 3時間降水量及び土壌雨量指数(※1)において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に<u>府県程度の広がり</u>の範囲内で10格子以上出現</p> <p>【50年に一度の値】</p> <p>○48時間降水量 <u>496</u>mm</p> <p>○3時間降水量 <u>176</u>mm</p> <p>○土壌雨量指数(※1) <u>284</u></p> <p>【過去の対象事例】</p> <p><u>平成24年7月九州北部豪雨(死者行方不明者32人)</u></p> <p><u>平成23年台風12号(死者行方不明者104人)</u></p>		<p>【浸水害の指標】</p> <p><u>以下①、②のいずれか</u>を満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合で、<u>浸水キキクル又は洪水キキクル(※7)</u>で5段階のうち最大の危険度が出現しているときに発表される</p> <p>① 48時間降水量及び土壌雨量指数(※1)において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に50格子以上<u>まとまって出現(※8)</u></p> <p>② 3時間降水量及び土壌雨量指数(※1)において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上<u>まとまって出現(※8)</u>(ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする)</p> <p>【50年に一度の値】</p> <p>○48時間降水量 <u>592</u>mm</p> <p>○3時間降水量 <u>189</u>mm</p> <p>○土壌雨量指数(※1) <u>323</u></p> <p>【土砂災害の指標】</p> <p><u>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現(※8)すると予想され、かつ、激しい雨(1時間に概ね30mm以上)がさらに降り続くと予想される場合に発表される</u></p> <p>【過去の対象事例】</p> <p><u>令和元年佐賀豪雨(死者3人、重傷者3人、市内では死傷者なし)</u></p> <p><u>令和3年8月豪雨(軽傷4人、市内では死傷者なし)</u></p>					
			暴風	数十年に一度の強度の台風等により暴風が吹くと予想される場合		暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合			
			暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合			
			大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合			
	防災情報	記録的短時間大雨情報	<u>1時間雨量110mm以上を観測又は解析した場合</u>		記録的短時間大雨情報	<u>大雨警報発表中において、キキクル(※7)の「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量110mm以上)が観測又は解析された場合</u>				
		竜巻注意情報	<u>竜巻等の激しい突風をもたらす気象状況になった場合に発表される気象情報で、雷注意報を補足する情報。発表時刻から約1時間が有効期間</u>		竜巻注意情報	<u>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される情報で、雷注意報を補足する情報。発表時刻から約1時間が有効期間</u>				
		土砂災害警戒情報	<u>大雨による土砂災害の危険度が高まった場合に、佐賀地方気象台及び県が共同して発表</u>		土砂災害警戒情報	<u>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、佐賀地方気象台及び県が共同して発表する情報</u>				
		土砂災害緊急情報	大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報として市へ通知するとともに一般に周知		土砂災害緊急情報	大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報として市へ通知するとともに一般に周知				

項	現行	修正後	備考
70	<p>※1 土壌雨量指数基準：土壌に溜まっている雨量を指数化したもので、土砂災害の危険性を示す指標</p> <p>※2 流域雨量指数基準：河川の上流域に降った雨が傾斜に沿って集まる水量を指数化したもの</p> <p>※3 現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めない注意報</p>	<p>v※1 土壌雨量指数基準：土壌に溜まっている雨量を指数化したもので、土砂災害の危険性を示す指標</p> <p>※2 流域雨量指数基準：河川の上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標</p> <p>※3 表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりに関する指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨の地表面でのたまりやすさを数値化したもの</p> <p>※4 複合基準：表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値</p> <p>※5 50年に一度の値は、各市町村にかかる5km格子の値の平均値をとったもので、過去の観測データから推定した値である</p> <p>※6 現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めない注意報</p> <p>※7 災害発生の危険度の高まりを地図上で確認できる「危険度分布」として気象庁が使用する愛称</p> <p>※8 「〇km格子」とは、〇km四方の網目（メッシュ）状に推定したもの</p>	

項	現行	修正後	備考																																												
72	<p>2 水防関係情報 (1) 水防警報 (略) (2) 水防情報予報 (略)</p> <p>【洪水予報と水位、危険レベルの関係】</p> <table border="1" data-bbox="231 367 836 856"> <thead> <tr> <th>洪水予報</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はん濫発生情報</td> <td>はん濫が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>はん濫危険情報</td> <td>はん濫危険水位に到達した場合</td> </tr> <tr> <td>はん濫警戒情報</td> <td>避難判断水位に到達した場合又は一定時間後にはん濫危険水位に到達すると見込まれる場合</td> </tr> <tr> <td>はん濫注意情報</td> <td>はん濫注意水位に到達した場合</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="884 367 1359 976" style="display: flex; align-items: center;"> <table border="1" style="margin-right: 10px;"> <thead> <tr> <th>水位</th> <th>危険レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はん濫の発生</td> <td>5 : はん濫発生</td> </tr> <tr> <td>はん濫危険水位</td> <td>4 : 危険</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位</td> <td>3 : 警戒</td> </tr> <tr> <td>はん濫注意水位</td> <td>2 : 注意</td> </tr> <tr> <td>水防団待機水位</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> </div>	洪水予報	発表基準	はん濫発生情報	はん濫が発生した場合	はん濫危険情報	はん濫危険水位に到達した場合	はん濫警戒情報	避難判断水位に到達した場合又は一定時間後にはん濫危険水位に到達すると見込まれる場合	はん濫注意情報	はん濫注意水位に到達した場合	水位	危険レベル	はん濫の発生	5 : はん濫発生	はん濫危険水位	4 : 危険	避難判断水位	3 : 警戒	はん濫注意水位	2 : 注意	水防団待機水位	1	<p>2 水防関係情報 (1) 水防警報 (略) (2) 水防情報予報 (略)</p> <p>【洪水予報と水位、危険レベルの関係】</p> <table border="1" data-bbox="1486 367 2092 1451"> <thead> <tr> <th>洪水予報</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続している場合</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続している場合、及び氾濫する可能性のある水位に3時間先までに到達すると見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）場合</td> </tr> <tr> <td>氾濫注意情報</td> <td>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれない場合</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="2110 367 2585 1543" style="display: flex; align-items: center;"> <table border="1" style="margin-right: 10px;"> <thead> <tr> <th>水位</th> <th>危険レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫の発生</td> <td>5 : 氾濫発生</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険水位</td> <td>4 : 危険</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位</td> <td>3 : 警戒</td> </tr> <tr> <td>氾濫注意水位</td> <td>2 : 注意</td> </tr> <tr> <td>水防団待機水位</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> </div>	洪水予報	発表基準	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続している場合	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続している場合、及び氾濫する可能性のある水位に3時間先までに到達すると見込まれるとき	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）場合	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれない場合	水位	危険レベル	氾濫の発生	5 : 氾濫発生	氾濫危険水位	4 : 危険	避難判断水位	3 : 警戒	氾濫注意水位	2 : 注意	水防団待機水位	1	
洪水予報	発表基準																																														
はん濫発生情報	はん濫が発生した場合																																														
はん濫危険情報	はん濫危険水位に到達した場合																																														
はん濫警戒情報	避難判断水位に到達した場合又は一定時間後にはん濫危険水位に到達すると見込まれる場合																																														
はん濫注意情報	はん濫注意水位に到達した場合																																														
水位	危険レベル																																														
はん濫の発生	5 : はん濫発生																																														
はん濫危険水位	4 : 危険																																														
避難判断水位	3 : 警戒																																														
はん濫注意水位	2 : 注意																																														
水防団待機水位	1																																														
洪水予報	発表基準																																														
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続している場合																																														
氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続している場合、及び氾濫する可能性のある水位に3時間先までに到達すると見込まれるとき																																														
氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）場合																																														
氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれない場合																																														
水位	危険レベル																																														
氾濫の発生	5 : 氾濫発生																																														
氾濫危険水位	4 : 危険																																														
避難判断水位	3 : 警戒																																														
氾濫注意水位	2 : 注意																																														
水防団待機水位	1																																														
75	<p>3 地震に関する情報 (略)</p> <p>第2節 情報の伝達体制 1 気象情報等の収集・伝達 市における気象情報・地震情報の収集については、主に「佐賀県一斉指令システム」によるものとする。</p>	<p>3 地震に関する情報 (略)</p> <p>第2節 情報の伝達体制 1 気象情報等の収集・伝達 市における気象情報・地震情報の収集については、主に「佐賀県防災一斉指令システム」によるものとする。</p>																																													

項	現行	修正後	備考
75	<p>※ 市から住民への広報手段については、第3章第3節第1「災害情報等の広報」を参照。</p> <p>2 河川情報の収集・伝達 市は、国土交通省、県、九州電力㈱日田土木保修所等から提供された河川情報等について、次のとおり伝達を行う。</p>	<p>※ 市から住民への広報手段については、第3章第3節第1「災害情報等の広報」を参照。</p> <p>2 河川情報の収集・伝達 市は、国土交通省、県、九州電力㈱日田土木保修所等から提供された河川情報等について、次のとおり伝達を行う。</p>	

項	現行	修正後	備考
76	 <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者施設への情報伝達 (略) 資料編 浸水想定区域内の要配慮者施設</p> <p>3 異常現象発見時の通報 市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察署若しくは消防本部から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県(消防防災課)、防災関係機関及び佐賀地方気象台に通報する。</p>	 <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 要配慮者利用施設への情報伝達 (略) 資料編 浸水想定区域内の要配慮者利用施設</p> <p>3 異常現象発見時の通報 市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察署若しくは消防本部から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県(危機管理防災課)、防災関係機関及び佐賀地方気象台に通報する。</p>	
77	<p>(1) 通報系統図</p>  <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(1) 通報系統図</p>  <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>4 (略)</p>	

項	現行	修正後	備考
79	<p>5 林野火災発生等の情報の収集・伝達</p>  <p>6 大規模火災発生等の情報の収集・伝達</p>  <p>7 鉄道災害発生等の情報の収集・伝達</p>  <p>8 職員への情報伝達 災害が発生したことを覚知した場合の職員への情報伝達は、次のとおりとする。情報伝達は迅速かつ的確に行うこととし、伝達経路上で連絡に支障が発生した場合には、速やかに経路上位者に連絡し、市長まで遅滞なく情報伝達を行うものとする。</p>	<p>5 林野火災発生等の情報の収集・伝達</p>  <p>6 大規模火災発生等の情報の収集・伝達</p>  <p>7 鉄道災害発生等の情報の収集・伝達</p>  <p>8 職員への情報伝達 災害が発生したことを覚知した場合の職員への情報伝達は、次のとおりとする。情報伝達は迅速かつ的確に行うこととし、伝達経路上で連絡に支障が発生した場合には、速やかに経路上位者に連絡し、市長まで遅滞なく情報伝達を行うものとする。</p>	

項	現行	修正後	備考
80	<p>●災害発生 風水害、地震により被害が発生 大規模火災、鉄道災害、原子力災害等が発生 ◇想定される通報者 消防本部、警察署、県、施設管理者、地域住民、職員等</p> <p>※休日等 当直職員</p> <p>職員招集</p> <p>配備する職員 ●災害対策本部設置 全職員 ●災害警戒本部設置 第一配備体制の職員 警戒配備体制の職員 ●災害情報連絡室 警戒配備体制の職員</p> <p>状況把握等の指示</p> <p>総務課長</p> <p>関係課長</p> <p>課員招集</p> <p>関係課員</p> <p>課員招集の指示</p> <p>各部長</p> <p>総務部長</p> <p>●災害対策本部の設置が必要 災害対策本部設置のため登庁を要請 ●災害警戒本部の設置が必要 災害警戒本部を設置することを報告</p> <p>市長・副市長</p> <p>●災害発生 風水害、地震により被害が発生 大規模火災、鉄道災害、原子力災害等が発生 ◇想定される通報者 消防本部、警察署、県、施設管理者、地域住民、職員等</p> <p>※休日等 当直職員</p> <p>職員招集</p> <p>配備する職員 ●災害対策本部設置 全職員 ●災害警戒本部設置 第一配備体制の職員 警戒配備体制の職員 ●災害情報連絡室 警戒配備体制の職員</p> <p>状況把握等の指示</p> <p>総務課長</p> <p>関係課長</p> <p>課員招集</p> <p>関係課員</p> <p>課員招集の指示</p> <p>各部長</p> <p>総務部長</p> <p>●災害対策本部の設置が必要 災害対策本部設置のため登庁を要請 ●災害警戒本部の設置が必要 災害警戒本部を設置することを報告</p> <p>市長・副市長</p> <p>第2章 防災配備体制 第1節 防災配備体制設置基準 第1 配備の基準 (略)</p>	<p>●災害発生 風水害、地震により被害が発生 大規模火災、鉄道災害、原子力災害等が発生 ◇想定される通報者 消防本部、警察署、県、施設管理者、地域住民、職員等</p> <p>※休日等 当直職員</p> <p>職員招集</p> <p>配備する職員 ●災害対策本部設置 全職員 ●災害警戒本部設置 第一配備体制の職員 警戒配備体制の職員 ●災害情報連絡室 警戒配備体制の職員</p> <p>状況把握等の指示</p> <p>総務課長</p> <p>関係課長</p> <p>課員招集</p> <p>関係課員</p> <p>課員招集の指示</p> <p>各部長</p> <p>総務部長</p> <p>●災害対策本部の設置が必要 災害対策本部設置のため登庁を要請 ●災害警戒本部の設置が必要 災害警戒本部を設置することを報告</p> <p>市長・副市長</p> <p>●災害発生 風水害、地震により被害が発生 大規模火災、鉄道災害、原子力災害等が発生 ◇想定される通報者 消防本部、警察署、県、施設管理者、地域住民、職員等</p> <p>※休日等 当直職員</p> <p>職員招集</p> <p>配備する職員 ●災害対策本部設置 全職員 ●災害警戒本部設置 第一配備体制の職員 警戒配備体制の職員 ●災害情報連絡室 警戒配備体制の職員</p> <p>状況把握等の指示</p> <p>総務課長</p> <p>関係課長</p> <p>課員招集</p> <p>関係課員</p> <p>課員招集の指示</p> <p>各部長</p> <p>総務部長</p> <p>●災害対策本部の設置が必要 災害対策本部設置のため登庁を要請 ●災害警戒本部の設置が必要 災害警戒本部を設置することを報告</p> <p>市長・副市長</p> <p>第2章 防災配備体制 第1節 防災配備体制設置基準 第1 配備の基準 (略)</p>	

項	現行	修正後	備考																								
81 82	<p>1 配備体制設置基準 (略) 【風水害の場合】～【地震の場合】 (略) 【原子力災害の場合】</p> <table border="1" data-bbox="231 289 1359 898"> <thead> <tr> <th>配備名</th> <th>設置基準</th> <th>主な活動</th> <th>配備職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害警戒本部 第1配備体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合で、総務部長(不在の時は総務部次長)が必要と認める場合 ● その他原子力災害に関し、総務部長(不在の時は総務部次長)が必要と認める場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報収集 ● 住民への広報 ● 県の指示による緊急時モニタリング ● 避難の勧告・指示等の対象となった地域の住民の受入れのための避難所の設置、避難者の誘導等 </td> <td>各課職員 警戒配備要員 第1配備要員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部 第2配備体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 原子力緊急事態宣言が発出された場合で、市長(不在の時は副市長)が必要と認める場合 ● その他原子力災害に関し、市長(不在の時は副市長)が必要と認める場合 </td> <td>● 災害応急対策に関する活動</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>《緊急事態区分の概要》～【鉄道災害の場合】 (略)</p>	配備名	設置基準	主な活動	配備職員	災害警戒本部 第1配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合で、総務部長(不在の時は総務部次長)が必要と認める場合 ● その他原子力災害に関し、総務部長(不在の時は総務部次長)が必要と認める場合 	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報収集 ● 住民への広報 ● 県の指示による緊急時モニタリング ● 避難の勧告・指示等の対象となった地域の住民の受入れのための避難所の設置、避難者の誘導等 	各課職員 警戒配備要員 第1配備要員	災害対策本部 第2配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力緊急事態宣言が発出された場合で、市長(不在の時は副市長)が必要と認める場合 ● その他原子力災害に関し、市長(不在の時は副市長)が必要と認める場合 	● 災害応急対策に関する活動	全職員	<p>1 配備体制設置基準 【風水害の場合】～【地震の場合】 (略) 【原子力災害の場合】</p> <table border="1" data-bbox="1484 289 2611 898"> <thead> <tr> <th>配備名</th> <th>設置基準</th> <th>主な活動</th> <th>配備職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害警戒本部 第1配備体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合で、総務部長(不在の時は総務部次長)が必要と認める場合 ● その他原子力災害に関し、総務部長(不在の時は総務部次長)が必要と認める場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報収集 ● 住民への広報 ● 県の指示による緊急時モニタリング ● 避難指示等の対象となった地域の住民の受入れのための避難所の設置、避難者の誘導等 </td> <td>各課職員 警戒配備要員 第1配備要員</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部 第2配備体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 原子力緊急事態宣言が発出された場合で、市長(不在の時は副市長)が必要と認める場合 ● その他原子力災害に関し、市長(不在の時は副市長)が必要と認める場合 </td> <td>● 災害応急対策に関する活動</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>《緊急事態区分の概要》～【鉄道災害の場合】 (略)</p>	配備名	設置基準	主な活動	配備職員	災害警戒本部 第1配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合で、総務部長(不在の時は総務部次長)が必要と認める場合 ● その他原子力災害に関し、総務部長(不在の時は総務部次長)が必要と認める場合 	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報収集 ● 住民への広報 ● 県の指示による緊急時モニタリング ● 避難指示等の対象となった地域の住民の受入れのための避難所の設置、避難者の誘導等 	各課職員 警戒配備要員 第1配備要員	災害対策本部 第2配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力緊急事態宣言が発出された場合で、市長(不在の時は副市長)が必要と認める場合 ● その他原子力災害に関し、市長(不在の時は副市長)が必要と認める場合 	● 災害応急対策に関する活動	全職員	
配備名	設置基準	主な活動	配備職員																								
災害警戒本部 第1配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合で、総務部長(不在の時は総務部次長)が必要と認める場合 ● その他原子力災害に関し、総務部長(不在の時は総務部次長)が必要と認める場合 	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報収集 ● 住民への広報 ● 県の指示による緊急時モニタリング ● 避難の勧告・指示等の対象となった地域の住民の受入れのための避難所の設置、避難者の誘導等 	各課職員 警戒配備要員 第1配備要員																								
災害対策本部 第2配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力緊急事態宣言が発出された場合で、市長(不在の時は副市長)が必要と認める場合 ● その他原子力災害に関し、市長(不在の時は副市長)が必要と認める場合 	● 災害応急対策に関する活動	全職員																								
配備名	設置基準	主な活動	配備職員																								
災害警戒本部 第1配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合で、総務部長(不在の時は総務部次長)が必要と認める場合 ● その他原子力災害に関し、総務部長(不在の時は総務部次長)が必要と認める場合 	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報収集 ● 住民への広報 ● 県の指示による緊急時モニタリング ● 避難指示等の対象となった地域の住民の受入れのための避難所の設置、避難者の誘導等 	各課職員 警戒配備要員 第1配備要員																								
災害対策本部 第2配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力緊急事態宣言が発出された場合で、市長(不在の時は副市長)が必要と認める場合 ● その他原子力災害に関し、市長(不在の時は副市長)が必要と認める場合 	● 災害応急対策に関する活動	全職員																								
85	<p>第2 非常時の参集・招集方法</p> <p>1 防災配備体制の周知徹底 (略) 【防災配備体制周知カード】</p> <table border="1" data-bbox="231 1087 1359 1684"> <tr> <td> <p>(表) 私は、(〇〇配備体制 第〇直)です。</p> <p>災害情報連絡室設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨、洪水、暴風警報発令時 ・ 震度4(3.5以上4.5未満)地震発生時 <p>※ 警戒配備体制の職員は、招集される心構えをしておいてください。</p> <p>災害警戒本部設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警報発令時で局地的な災害が発生 ・ 震度5弱(4.5以上5.0未満)～5強(5.0以上5.5未満)の地震発生 <p>※ 警戒配備体制の職員は、自主参集のこと。</p> <p>※ 第一配備体制の職員は、招集される心構えをしてください。</p> <p>災害対策本部設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生時 ・ 震度6弱(5.5以上)以上の地震発生時 <p>※ 全職員は、自主参集すること。</p> <p>非常時連絡先 総務課 庶務防災係 Tel 85-3506</p> </td> </tr> </table> <p>2～3 (略)</p> <p>第2節 災害情報連絡室</p> <p>1 配備</p> <p>災害情報連絡室長(総務課長をもって充て、不在の場合は総務課長補佐)は、災害情報連絡室(総務課内又は市役所2階第1会議室)を設置した場合、その旨を総務部長に報告するとともに、各部・課長等へ連絡</p>	<p>(表) 私は、(〇〇配備体制 第〇直)です。</p> <p>災害情報連絡室設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨、洪水、暴風警報発令時 ・ 震度4(3.5以上4.5未満)地震発生時 <p>※ 警戒配備体制の職員は、招集される心構えをしておいてください。</p> <p>災害警戒本部設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警報発令時で局地的な災害が発生 ・ 震度5弱(4.5以上5.0未満)～5強(5.0以上5.5未満)の地震発生 <p>※ 警戒配備体制の職員は、自主参集のこと。</p> <p>※ 第一配備体制の職員は、招集される心構えをしてください。</p> <p>災害対策本部設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生時 ・ 震度6弱(5.5以上)以上の地震発生時 <p>※ 全職員は、自主参集すること。</p> <p>非常時連絡先 総務課 庶務防災係 Tel 85-3506</p>	<p>第2 非常時の参集・招集方法</p> <p>1 防災配備体制の周知徹底 (略) 【防災配備体制周知カード】</p> <table border="1" data-bbox="1484 1087 2611 1684"> <tr> <td> <p>(表) 私は、(〇〇配備体制 第〇直)です。</p> <p>災害情報連絡室設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨、洪水、暴風警報発令時 ・ 震度4(3.5以上4.5未満)地震発生時 <p>※ 警戒配備体制の職員は、招集される心構えをしておいてください。</p> <p>災害警戒本部設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警報発令時で局地的な災害が発生 ・ 震度5弱(4.5以上5.0未満)～5強(5.0以上5.5未満)の地震発生 <p>※ 警戒配備体制の職員は、自主参集のこと。</p> <p>※ 第一配備体制の職員は、招集される心構えをしてください。</p> <p>災害対策本部設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生時 ・ 震度6弱(5.5以上)以上の地震発生時 <p>※ 全職員は、自主参集すること。</p> <p>非常時連絡先 総務課 防災係 Tel 85-3506</p> </td> </tr> </table> <p>2～3 (略)</p> <p>第2節 災害情報連絡室</p> <p>1 配備</p> <p>災害情報連絡室長(総務課長をもって充て、不在の場合は総務課長補佐)は、災害情報連絡室(総務課内又は市役所2階第1会議室)を設置した場合、その旨を総務部長に報告するとともに、各部・課長等へ連絡</p>	<p>(表) 私は、(〇〇配備体制 第〇直)です。</p> <p>災害情報連絡室設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨、洪水、暴風警報発令時 ・ 震度4(3.5以上4.5未満)地震発生時 <p>※ 警戒配備体制の職員は、招集される心構えをしておいてください。</p> <p>災害警戒本部設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警報発令時で局地的な災害が発生 ・ 震度5弱(4.5以上5.0未満)～5強(5.0以上5.5未満)の地震発生 <p>※ 警戒配備体制の職員は、自主参集のこと。</p> <p>※ 第一配備体制の職員は、招集される心構えをしてください。</p> <p>災害対策本部設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生時 ・ 震度6弱(5.5以上)以上の地震発生時 <p>※ 全職員は、自主参集すること。</p> <p>非常時連絡先 総務課 防災係 Tel 85-3506</p>																							
<p>(表) 私は、(〇〇配備体制 第〇直)です。</p> <p>災害情報連絡室設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨、洪水、暴風警報発令時 ・ 震度4(3.5以上4.5未満)地震発生時 <p>※ 警戒配備体制の職員は、招集される心構えをしておいてください。</p> <p>災害警戒本部設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警報発令時で局地的な災害が発生 ・ 震度5弱(4.5以上5.0未満)～5強(5.0以上5.5未満)の地震発生 <p>※ 警戒配備体制の職員は、自主参集のこと。</p> <p>※ 第一配備体制の職員は、招集される心構えをしてください。</p> <p>災害対策本部設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生時 ・ 震度6弱(5.5以上)以上の地震発生時 <p>※ 全職員は、自主参集すること。</p> <p>非常時連絡先 総務課 庶務防災係 Tel 85-3506</p>																											
<p>(表) 私は、(〇〇配備体制 第〇直)です。</p> <p>災害情報連絡室設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨、洪水、暴風警報発令時 ・ 震度4(3.5以上4.5未満)地震発生時 <p>※ 警戒配備体制の職員は、招集される心構えをしておいてください。</p> <p>災害警戒本部設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警報発令時で局地的な災害が発生 ・ 震度5弱(4.5以上5.0未満)～5強(5.0以上5.5未満)の地震発生 <p>※ 警戒配備体制の職員は、自主参集のこと。</p> <p>※ 第一配備体制の職員は、招集される心構えをしてください。</p> <p>災害対策本部設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生時 ・ 震度6弱(5.5以上)以上の地震発生時 <p>※ 全職員は、自主参集すること。</p> <p>非常時連絡先 総務課 防災係 Tel 85-3506</p>																											

項	現行	修正後	備考																																
87	<p>する。</p> <p>連絡を受けた関係課長は、災害の状況に応じて担当職員を招集し対応するものとするが、対応に要する人員が不足する場合には、災害情報連絡室長に応援を要請する。</p> <p>警戒配備体制（第1直・第2直・第3直）の招集は、災害の状況や関係各課からの応援要請の状況等を踏まえ、災害情報連絡室長が判断するものとする。</p> <p>なお、災害に関する情報を市ホームページ等で発信する必要がある場合は、災害情報連絡室長は情報<u>管理</u>課長へ職員の応援を要請する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 配備要員</p> <p>(1) 風水害の場合 (略)</p> <table border="1" data-bbox="273 625 1359 856"> <tr><td>総務部</td><td>総務課</td></tr> <tr><td>企画政策部</td><td>情報<u>管理</u>課</td></tr> <tr><td>健康福祉みらい部</td><td><u>社会</u>福祉課</td></tr> <tr><td>市民環境部</td><td>市民協働推進課</td></tr> <tr><td><u>産業経済部</u></td><td>農林課、建設課、国道・交通対策課</td></tr> <tr><td>教育委員会事務局</td><td>教育総務課</td></tr> </table>	総務部	総務課	企画政策部	情報 <u>管理</u> 課	健康福祉みらい部	<u>社会</u> 福祉課	市民環境部	市民協働推進課	<u>産業経済部</u>	農林課、建設課、国道・交通対策課	教育委員会事務局	教育総務課	<p>する。</p> <p>連絡を受けた関係課長は、災害の状況に応じて担当職員を招集し対応するものとするが、対応に要する人員が不足する場合には、災害情報連絡室長に応援を要請する。</p> <p>警戒配備体制（第1直・第2直・第3直）の招集は、災害の状況や関係各課からの応援要請の状況等を踏まえ、災害情報連絡室長が判断するものとする。</p> <p>なお、災害に関する情報を市ホームページ等で発信する必要がある場合は、災害情報連絡室長は情報<u>政策</u>課長へ職員の応援を要請する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 配備要員</p> <p>(1) 風水害の場合 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1519 625 2582 894"> <tr><td>総務部</td><td>総務課</td></tr> <tr><td>企画政策部</td><td>情報<u>政策</u>課</td></tr> <tr><td>健康福祉みらい部</td><td><u>地域</u>福祉課、<u>高齢障害福祉課</u></td></tr> <tr><td>市民環境部</td><td>市民協働推進課</td></tr> <tr><td><u>経済部</u></td><td>農林課</td></tr> <tr><td><u>建設部</u></td><td>建設課、<u>維持管理課</u>、国道・交通対策課</td></tr> <tr><td>教育委員会事務局</td><td>教育総務課</td></tr> </table>	総務部	総務課	企画政策部	情報 <u>政策</u> 課	健康福祉みらい部	<u>地域</u> 福祉課、 <u>高齢障害福祉課</u>	市民環境部	市民協働推進課	<u>経済部</u>	農林課	<u>建設部</u>	建設課、 <u>維持管理課</u> 、国道・交通対策課	教育委員会事務局	教育総務課							
総務部	総務課																																		
企画政策部	情報 <u>管理</u> 課																																		
健康福祉みらい部	<u>社会</u> 福祉課																																		
市民環境部	市民協働推進課																																		
<u>産業経済部</u>	農林課、建設課、国道・交通対策課																																		
教育委員会事務局	教育総務課																																		
総務部	総務課																																		
企画政策部	情報 <u>政策</u> 課																																		
健康福祉みらい部	<u>地域</u> 福祉課、 <u>高齢障害福祉課</u>																																		
市民環境部	市民協働推進課																																		
<u>経済部</u>	農林課																																		
<u>建設部</u>	建設課、 <u>維持管理課</u> 、国道・交通対策課																																		
教育委員会事務局	教育総務課																																		
88	<p>(2) 地震の場合</p> <p>災害の状況に応じて、自主避難者の受け入れや所管する施設の点検・パトロール等を行う関係課は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="273 1041 1359 1310"> <tr><td>総務部</td><td>総務課、<u>契約管財課</u></td></tr> <tr><td>企画政策部</td><td><u>情報管理</u>課</td></tr> <tr><td>健康福祉みらい部</td><td><u>社会</u>福祉課、こども育成課、文化芸術振興課、スポーツ振興課</td></tr> <tr><td>市民環境部</td><td>市民協働推進課、市民課、国保年金課、環境対策課</td></tr> <tr><td><u>産業経済部</u></td><td>商工振興課、農林課、建設課、国道・交通対策課</td></tr> <tr><td>教育委員会事務局</td><td>教育総務課、学校教育課、生涯学習課</td></tr> <tr><td>上下水道局</td><td>事業課</td></tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第3節 災害警戒本部</p> <p>1 配備</p> <p>災害警戒本部長（総務部長をもって充て、不在の場合は総務部次長）は、災害警戒本部（市役所2階第1</p>	総務部	総務課、 <u>契約管財課</u>	企画政策部	<u>情報管理</u> 課	健康福祉みらい部	<u>社会</u> 福祉課、こども育成課、文化芸術振興課、スポーツ振興課	市民環境部	市民協働推進課、市民課、国保年金課、環境対策課	<u>産業経済部</u>	商工振興課、農林課、建設課、国道・交通対策課	教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、生涯学習課	上下水道局	事業課	<p>(2) 地震の場合</p> <p>災害の状況に応じて、<u>担当職員を招集し</u>自主避難者の受け入れや所管する施設の<u>点検・パトロール</u>等を行う関係課は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1519 1041 2582 1386"> <tr><td>総務部</td><td>総務課</td></tr> <tr><td>企画政策部</td><td>情報<u>政策</u>課</td></tr> <tr><td>健康福祉みらい部</td><td><u>地域</u>福祉課、<u>高齢障害福祉課</u>、こども育成課</td></tr> <tr><td><u>スポーツ文化部</u></td><td><u>スポーツ振興課</u>、<u>文化芸術振興課</u></td></tr> <tr><td>市民環境部</td><td>市民協働推進課、市民課、国保年金課、環境対策課</td></tr> <tr><td><u>経済部</u></td><td>商工振興課、農林課</td></tr> <tr><td><u>建設部</u></td><td>建設課、<u>維持管理課</u>、<u>都市計画課</u>、国道・交通対策課</td></tr> <tr><td>教育委員会事務局</td><td>教育総務課、学校教育課、<u>学校給食課</u>、生涯学習課</td></tr> <tr><td>上下水道局</td><td>事業課</td></tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第3節 災害警戒本部</p> <p>1 配備</p> <p>災害警戒本部長（総務部長をもって充て、不在の場合は総務部次長）は、災害警戒本部（市役所2階第1</p>	総務部	総務課	企画政策部	情報 <u>政策</u> 課	健康福祉みらい部	<u>地域</u> 福祉課、 <u>高齢障害福祉課</u> 、こども育成課	<u>スポーツ文化部</u>	<u>スポーツ振興課</u> 、 <u>文化芸術振興課</u>	市民環境部	市民協働推進課、市民課、国保年金課、環境対策課	<u>経済部</u>	商工振興課、農林課	<u>建設部</u>	建設課、 <u>維持管理課</u> 、 <u>都市計画課</u> 、国道・交通対策課	教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、 <u>学校給食課</u> 、生涯学習課	上下水道局	事業課	
総務部	総務課、 <u>契約管財課</u>																																		
企画政策部	<u>情報管理</u> 課																																		
健康福祉みらい部	<u>社会</u> 福祉課、こども育成課、文化芸術振興課、スポーツ振興課																																		
市民環境部	市民協働推進課、市民課、国保年金課、環境対策課																																		
<u>産業経済部</u>	商工振興課、農林課、建設課、国道・交通対策課																																		
教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、生涯学習課																																		
上下水道局	事業課																																		
総務部	総務課																																		
企画政策部	情報 <u>政策</u> 課																																		
健康福祉みらい部	<u>地域</u> 福祉課、 <u>高齢障害福祉課</u> 、こども育成課																																		
<u>スポーツ文化部</u>	<u>スポーツ振興課</u> 、 <u>文化芸術振興課</u>																																		
市民環境部	市民協働推進課、市民課、国保年金課、環境対策課																																		
<u>経済部</u>	商工振興課、農林課																																		
<u>建設部</u>	建設課、 <u>維持管理課</u> 、 <u>都市計画課</u> 、国道・交通対策課																																		
教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、 <u>学校給食課</u> 、生涯学習課																																		
上下水道局	事業課																																		

項	現行	修正後	備考																																
89	<p>会議室)を設置した場合、その旨を市長に報告する。また、総務課長は、配備要員及び防災関係機関へその旨を連絡する。</p> <p>主な配備要員は、各部の部長、次長及び各部の主管課長、災害対応を行う各課長及び担当職員とする。連絡を受けた職員は、直ちに出勤し、総務課長にその旨を報告する。また、総務課長は出勤者名簿を作成する。</p> <p>配備要員は、それぞれが所管する業務に応じて災害対応を行うものとする。また、対応に要する人員が不足する場合には、災害警戒本部長に応援を要請する。</p> <p>警戒配備体制(第1直・第2直・第3直)、第1配備体制(第1直・第2直・第3直)の招集は、災害の状況や関係各課からの応援要請の状況等を踏まえ、災害警戒本部長が判断する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 配備要員</p> <p>(1) 風水害、地震の場合</p> <p>災害の状況に応じて、情報の収集伝達、巡視等の警戒活動等を行う関係課は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="273 699 1359 968"> <tr><td>総務部</td><td>総務課、契約管財課</td></tr> <tr><td>企画政策部</td><td>情報管理課</td></tr> <tr><td>健康福祉みらい部</td><td>社会福祉課、こども育成課、文化芸術振興課、スポーツ振興課</td></tr> <tr><td>市民環境部</td><td>市民協働推進課、市民課、国保年金課、環境対策課</td></tr> <tr><td>産業経済部</td><td>商工振興課、農林課、建設課、国道・交通対策課</td></tr> <tr><td>教育委員会事務局</td><td>教育総務課、学校教育課、生涯学習課</td></tr> <tr><td>上下水道局</td><td>管理課、事業課</td></tr> </table>	総務部	総務課、 契約管財課	企画政策部	情報 管理 課	健康福祉みらい部	社会福祉課、こども育成課、文化芸術振興課、スポーツ振興課	市民環境部	市民協働推進課、市民課、国保年金課、環境対策課	産業経済部	商工振興課、農林課、建設課、国道・交通対策課	教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、生涯学習課	上下水道局	管理課、事業課	<p>会議室)を設置した場合、その旨を市長に報告する。また、総務課長は、配備要員及び防災関係機関へその旨を連絡する。</p> <p>主な配備要員は、各部の部長、次長及び各部の主管課長、災害対応を行う各課長及び担当職員とする。連絡を受けた職員は、直ちに出勤し、総務課長にその旨を報告する。また、総務課長は出勤者名簿を作成する。</p> <p>配備要員は、それぞれが所管する業務に応じて災害対応を行うものとする。また、対応に要する人員が不足する場合には、災害警戒本部長に応援を要請する。</p> <p>警戒配備体制(第1直・第2直・第3直)、第1配備体制(第1直・第2直)の招集は、災害の状況や関係各課からの応援要請の状況等を踏まえ、災害警戒本部長が判断する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 配備要員</p> <p>(1) 風水害、地震の場合</p> <p>災害の状況に応じて、情報の収集伝達、巡視等の警戒活動等を行う関係課は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1519 699 2585 1045"> <tr><td>総務部</td><td>総務課</td></tr> <tr><td>企画政策部</td><td>情報政策課</td></tr> <tr><td>健康福祉みらい部</td><td>地域福祉課、高齢障害福祉課、こども育成課</td></tr> <tr><td>スポーツ文化部</td><td>スポーツ振興課、文化芸術振興課</td></tr> <tr><td>市民環境部</td><td>市民協働推進課、市民課、国保年金課、環境対策課</td></tr> <tr><td>経済部</td><td>商工振興課、農林課</td></tr> <tr><td>建設部</td><td>建設課、維持管理課、都市計画課、国道・交通対策課</td></tr> <tr><td>教育委員会事務局</td><td>教育総務課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課</td></tr> <tr><td>上下水道局</td><td>管理課、事業課</td></tr> </table>	総務部	総務課	企画政策部	情報 政策 課	健康福祉みらい部	地域福祉課 、 高齢障害福祉課 、こども育成課	スポーツ文化部	スポーツ振興課 、 文化芸術振興課	市民環境部	市民協働推進課、市民課、国保年金課、環境対策課	経済部	商工振興課、農林課	建設部	建設課、 維持管理課 、 都市計画課 、国道・交通対策課	教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、 学校給食課 、生涯学習課	上下水道局	管理課、事業課	
総務部	総務課、 契約管財課																																		
企画政策部	情報 管理 課																																		
健康福祉みらい部	社会福祉課、こども育成課、文化芸術振興課、スポーツ振興課																																		
市民環境部	市民協働推進課、市民課、国保年金課、環境対策課																																		
産業経済部	商工振興課、農林課、建設課、国道・交通対策課																																		
教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、生涯学習課																																		
上下水道局	管理課、事業課																																		
総務部	総務課																																		
企画政策部	情報 政策 課																																		
健康福祉みらい部	地域福祉課 、 高齢障害福祉課 、こども育成課																																		
スポーツ文化部	スポーツ振興課 、 文化芸術振興課																																		
市民環境部	市民協働推進課、市民課、国保年金課、環境対策課																																		
経済部	商工振興課、農林課																																		
建設部	建設課、 維持管理課 、 都市計画課 、国道・交通対策課																																		
教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、 学校給食課 、生涯学習課																																		
上下水道局	管理課、事業課																																		
90	<p>(2) 原子力災害の場合</p> <p>災害の状況に応じて、避難者の受入れ等のために対応する関係課は、次のとおりとする。</p> <p>また、避難所までの誘導については、必要に応じて警戒配備体制及び第1配備体制を招集して対応するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="273 1228 1359 1419"> <tr><td>総務部</td><td>総務課</td></tr> <tr><td>企画政策部</td><td>情報管理課</td></tr> <tr><td>健康福祉みらい部</td><td>社会福祉課、こども育成課、文化芸術振興課、スポーツ振興課</td></tr> <tr><td>市民環境部</td><td>市民協働推進課、市民課、国保年金課</td></tr> <tr><td>教育委員会事務局</td><td>教育総務課、学校教育課、生涯学習課</td></tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第4節 災害対策本部</p> <p>1 設置場所</p> <p>次の場所に災害対策本部及び現地災害対策本部を設置する。</p>	総務部	総務課	企画政策部	情報 管理 課	健康福祉みらい部	社会福祉課、こども育成課、文化芸術振興課、スポーツ振興課	市民環境部	市民協働推進課、市民課、国保年金課	教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、生涯学習課	<p>(2) 原子力災害の場合</p> <p>災害の状況に応じて、避難者の受入れ等のために対応する関係課は、次のとおりとする。</p> <p>また、避難所までの誘導については、必要に応じて警戒配備体制及び第1配備体制を招集して対応するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1519 1228 2585 1419"> <tr><td>総務部</td><td>総務課</td></tr> <tr><td>企画政策部</td><td>情報政策課</td></tr> <tr><td>健康福祉みらい部</td><td>地域福祉課、高齢障害福祉課、こども育成課</td></tr> <tr><td>市民環境部</td><td>市民協働推進課、市民課、国保年金課、環境対策課</td></tr> <tr><td>教育委員会事務局</td><td>教育総務課、学校教育課、生涯学習課</td></tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第4節 災害対策本部</p> <p>1 設置場所</p> <p>次の場所に災害対策本部及び現地災害対策本部を設置する。</p>	総務部	総務課	企画政策部	情報政策 課	健康福祉みらい部	地域福祉課 、 高齢障害福祉課 、こども育成課	市民環境部	市民協働推進課、市民課、国保年金課、環境対策課	教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、生涯学習課													
総務部	総務課																																		
企画政策部	情報 管理 課																																		
健康福祉みらい部	社会福祉課、こども育成課、文化芸術振興課、スポーツ振興課																																		
市民環境部	市民協働推進課、市民課、国保年金課																																		
教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、生涯学習課																																		
総務部	総務課																																		
企画政策部	情報政策 課																																		
健康福祉みらい部	地域福祉課 、 高齢障害福祉課 、こども育成課																																		
市民環境部	市民協働推進課、市民課、国保年金課、環境対策課																																		
教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、生涯学習課																																		

項	現行			修正後			備考																															
91	拠点名	設置場所	役割	拠点名	設置場所	役割																																
	災害対策本部	○ 市役所「 <u>2階第2会議室</u> 」とする。使用出来ない場合は「3階大会議室」とする。 ○ 市役所本庁舎が被災したときは、市役所南別館2階会議室に設置する。南別館も使用できない場合は、他の公共施設等で使用できる施設を確保する。	災害対策全体の活動拠点	災害対策本部	○ 市役所「特別会議室」とする。使用出来ない場合は「 <u>2階第2会議室</u> 」「3階大会議室」とする。 ○ 市役所本庁舎が被災したときは、市役所南別館2階会議室に設置する。南別館も使用できない場合は、他の公共施設等で使用できる施設を確保する。	災害対策全体の活動拠点																																
	現地災害対策本部	災害現地に近い公共施設	○ 災害現地での指揮所 ○ 関係機関との連絡調整の拠点	現地災害対策本部	災害現地に近い公共施設	○ 災害現地での指揮所 ○ 関係機関との連絡調整の拠点																																
	2 (略)			2 (略)																																		
92	3 設置又は廃止の通知 災害対策本部を設置又は廃止した場合は、総務部長は直ちに次の関係機関に電話、その他適当な手段により通知する。 また、設置の通知においては、必要に応じて関係機関へ本部連絡員の派遣を要請する。 【報告・通知・公表先等】			3 設置又は廃止の通知 災害対策本部を設置又は廃止した場合は、総務部長は直ちに次の関係機関に電話、その他適当な手段により通知する。 また、設置の通知においては、必要に応じて関係機関へ本部連絡員の派遣を要請する。 【報告・通知・公表先等】																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告・通知・公表先</th> <th>担当者</th> <th>報告・通知・公表の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市の庁内各部局・課・室等</td> <td>総務課長</td> <td>庁内放送・庁内電話・口頭・携帯電話・メール・その他</td> </tr> <tr> <td>市の庁外施設</td> <td>各所管課長</td> <td>市防災無線・FAX・電話・口頭・メール・その他</td> </tr> <tr> <td>消防本部、消防団、警察署、 県(消防防災課)、県の現地機関、 近隣市町、指定地方行政機関、 指定地方公共機関、公共機関、 公共的団体、防災上重要な施設の 管理者</td> <td rowspan="3">総務課長</td> <td>県防災行政無線・FAX・電話・口頭・メール・その他</td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> <td>FAX・電話・口頭・文書他</td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td>広報車・報道機関・区長経由・口頭・ はっぴとすビジョン・ドリームスFM・その他</td> </tr> </tbody> </table>			報告・通知・公表先	担当者	報告・通知・公表の方法	市の庁内各部局・課・室等	総務課長	庁内放送・庁内電話・口頭・携帯電話・メール・その他	市の庁外施設	各所管課長	市防災無線・FAX・電話・口頭・メール・その他	消防本部、消防団、警察署、 県(消防防災課)、県の現地機関、 近隣市町、指定地方行政機関、 指定地方公共機関、公共機関、 公共的団体、防災上重要な施設の 管理者	総務課長	県防災行政無線・FAX・電話・口頭・メール・その他	報道機関	FAX・電話・口頭・文書他	市民	広報車・報道機関・区長経由・口頭・ はっぴとすビジョン・ドリームスFM・その他	<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告・通知・公表先</th> <th>担当者</th> <th>報告・通知・公表の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市の庁内各部局・課・室等</td> <td>総務課長</td> <td>庁内放送・庁内電話・口頭・携帯電話・メール・その他</td> </tr> <tr> <td>市の庁外施設</td> <td>各所管課長</td> <td>市防災無線・FAX・電話・口頭・メール・その他</td> </tr> <tr> <td>消防本部、消防団、警察署、 県(危機管理防災課)、県の現地機 関、近隣市町、指定地方行政機関、 指定地方公共機関、公共機関、 公共的団体、防災上重要な施設の 管理者</td> <td rowspan="3">総務課長</td> <td>県防災行政無線・FAX・電話・口頭・メール・その他</td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> <td>FAX・電話・口頭・<u>Lアラート</u>・文書・<u>その他</u></td> </tr> <tr> <td>市民</td> <td>広報車・報道機関・区長経由・口頭・<u>市ホームページ</u>・<u>SNS(ツイッター、フェイスブック、ライン)</u>・<u>緊急速報メール</u>・<u>防災無線</u>・<u>防災ラジオ</u>・<u>テレビ局のdボタン</u>・その他</td> </tr> </tbody> </table>			報告・通知・公表先	担当者	報告・通知・公表の方法	市の庁内各部局・課・室等	総務課長	庁内放送・庁内電話・口頭・携帯電話・メール・その他	市の庁外施設	各所管課長	市防災無線・FAX・電話・口頭・メール・その他	消防本部、消防団、警察署、 県(危機管理防災課)、県の現地機 関、近隣市町、指定地方行政機関、 指定地方公共機関、公共機関、 公共的団体、防災上重要な施設の 管理者	総務課長	県防災行政無線・FAX・電話・口頭・メール・その他	報道機関	FAX・電話・口頭・ <u>Lアラート</u> ・文書・ <u>その他</u>	市民	広報車・報道機関・区長経由・口頭・ <u>市ホームページ</u> ・ <u>SNS(ツイッター、フェイスブック、ライン)</u> ・ <u>緊急速報メール</u> ・ <u>防災無線</u> ・ <u>防災ラジオ</u> ・ <u>テレビ局のdボタン</u> ・その他
報告・通知・公表先	担当者	報告・通知・公表の方法																																				
市の庁内各部局・課・室等	総務課長	庁内放送・庁内電話・口頭・携帯電話・メール・その他																																				
市の庁外施設	各所管課長	市防災無線・FAX・電話・口頭・メール・その他																																				
消防本部、消防団、警察署、 県(消防防災課)、県の現地機関、 近隣市町、指定地方行政機関、 指定地方公共機関、公共機関、 公共的団体、防災上重要な施設の 管理者	総務課長	県防災行政無線・FAX・電話・口頭・メール・その他																																				
報道機関		FAX・電話・口頭・文書他																																				
市民		広報車・報道機関・区長経由・口頭・ はっぴとすビジョン・ドリームスFM・その他																																				
報告・通知・公表先	担当者	報告・通知・公表の方法																																				
市の庁内各部局・課・室等	総務課長	庁内放送・庁内電話・口頭・携帯電話・メール・その他																																				
市の庁外施設	各所管課長	市防災無線・FAX・電話・口頭・メール・その他																																				
消防本部、消防団、警察署、 県(危機管理防災課)、県の現地機 関、近隣市町、指定地方行政機関、 指定地方公共機関、公共機関、 公共的団体、防災上重要な施設の 管理者	総務課長	県防災行政無線・FAX・電話・口頭・メール・その他																																				
報道機関		FAX・電話・口頭・ <u>Lアラート</u> ・文書・ <u>その他</u>																																				
市民		広報車・報道機関・区長経由・口頭・ <u>市ホームページ</u> ・ <u>SNS(ツイッター、フェイスブック、ライン)</u> ・ <u>緊急速報メール</u> ・ <u>防災無線</u> ・ <u>防災ラジオ</u> ・ <u>テレビ局のdボタン</u> ・その他																																				
	※ 各機関の電話番号については、資料編「防災関係機関連絡先」を参照。			※ 各機関の電話番号については、資料編「防災関係機関連絡先」を参照。																																		
	4 (略)			4 (略)																																		
	5 組織・運営 災害対策本部の組織及び運営は、鳥栖市災害対策本部条例に基づき、次のとおりとする。			5 組織・運営 災害対策本部の組織及び運営は、鳥栖市災害対策本部条例に基づき、次のとおりとする。																																		
	(1) 組織 ① 災害対策本部の組織図			(1) 組織 ① 災害対策本部の組織図																																		

項	現行	修正後	備考																																																																				
93	<div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr> </table> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr><td>本部会議</td><td>本部付</td><td>教育長</td></tr> </table> <p>本部会議 本部長・副本部長・本部付・各部長、その他本部長が必要と認める者 【事務局】総務班</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>総務部</td> <td>企画政策部</td> <td>健康福祉みらい部</td> <td>市民環境部</td> <td>産業経済部</td> <td>教育委員会事務局</td> <td>上下水道局</td> <td>消防団</td> </tr> <tr> <td>●総務部長 ○総務部次長</td> <td>●企画政策部長 ○企画政策部次長</td> <td>●健康福祉みらい部長 ○健康福祉みらい部次長</td> <td>●市民環境部長 ○市民環境部次長</td> <td>●産業経済部長 ○産業経済部次長</td> <td>●教育次長</td> <td>●上下水道局長 ○上下水道局次長</td> <td>●消防団長 ○消防団副団長</td> </tr> <tr> <td>総務部各班</td> <td>企画政策部各班</td> <td>健康福祉みらい部各班</td> <td>市民環境部各班</td> <td>産業経済部各班</td> <td>教育委員会事務局各班</td> <td>上下水道班</td> <td>各分団班</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※ ●部長 ○副部長</p> </div>	本部長	市長	副本部長	副市長	本部会議	本部付	教育長	総務部	企画政策部	健康福祉みらい部	市民環境部	産業経済部	教育委員会事務局	上下水道局	消防団	●総務部長 ○総務部次長	●企画政策部長 ○企画政策部次長	●健康福祉みらい部長 ○健康福祉みらい部次長	●市民環境部長 ○市民環境部次長	●産業経済部長 ○産業経済部次長	●教育次長	●上下水道局長 ○上下水道局次長	●消防団長 ○消防団副団長	総務部各班	企画政策部各班	健康福祉みらい部各班	市民環境部各班	産業経済部各班	教育委員会事務局各班	上下水道班	各分団班	<div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr> </table> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr><td>本部会議</td><td>本部付</td><td>教育長</td></tr> </table> <p>本部会議 本部長・副本部長・本部付・各部長、その他本部長が必要と認める者 【事務局】総務班</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>総務部</td> <td>企画政策部</td> <td>健康福祉みらい部</td> <td>スポーツ文化部</td> <td>市民環境部</td> <td>経済部</td> <td>建設部</td> <td>教育委員会事務局</td> <td>上下水道局</td> <td>消防団</td> </tr> <tr> <td>●総務部長 ○総務部次長</td> <td>●企画政策部長 ○企画政策部次長</td> <td>●健康福祉みらい部長 ○健康福祉みらい部次長</td> <td>●スポーツ文化部長 ○スポーツ文化部次長</td> <td>●市民環境部長 ○市民環境部次長</td> <td>●経済部長 ○経済部次長</td> <td>●建設部長 ○建設部次長</td> <td>●教育部長 ○教育部次長</td> <td>●上下水道局長 ○上下水道局次長</td> <td>●消防団長 ○消防団副団長</td> </tr> <tr> <td>総務部各班</td> <td>企画政策部各班</td> <td>健康福祉みらい部各班</td> <td>スポーツ文化部各班</td> <td>市民環境部各班</td> <td>経済部各班</td> <td>建設部各班</td> <td>教育委員会事務局各班</td> <td>上下水道局各班</td> <td>各分団班</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※ ●部長 ○副部長</p> </div>	本部長	市長	副本部長	副市長	本部会議	本部付	教育長	総務部	企画政策部	健康福祉みらい部	スポーツ文化部	市民環境部	経済部	建設部	教育委員会事務局	上下水道局	消防団	●総務部長 ○総務部次長	●企画政策部長 ○企画政策部次長	●健康福祉みらい部長 ○健康福祉みらい部次長	●スポーツ文化部長 ○スポーツ文化部次長	●市民環境部長 ○市民環境部次長	●経済部長 ○経済部次長	●建設部長 ○建設部次長	●教育部長 ○教育部次長	●上下水道局長 ○上下水道局次長	●消防団長 ○消防団副団長	総務部各班	企画政策部各班	健康福祉みらい部各班	スポーツ文化部各班	市民環境部各班	経済部各班	建設部各班	教育委員会事務局各班	上下水道局各班	各分団班	
本部長	市長																																																																						
副本部長	副市長																																																																						
本部会議	本部付	教育長																																																																					
総務部	企画政策部	健康福祉みらい部	市民環境部	産業経済部	教育委員会事務局	上下水道局	消防団																																																																
●総務部長 ○総務部次長	●企画政策部長 ○企画政策部次長	●健康福祉みらい部長 ○健康福祉みらい部次長	●市民環境部長 ○市民環境部次長	●産業経済部長 ○産業経済部次長	●教育次長	●上下水道局長 ○上下水道局次長	●消防団長 ○消防団副団長																																																																
総務部各班	企画政策部各班	健康福祉みらい部各班	市民環境部各班	産業経済部各班	教育委員会事務局各班	上下水道班	各分団班																																																																
本部長	市長																																																																						
副本部長	副市長																																																																						
本部会議	本部付	教育長																																																																					
総務部	企画政策部	健康福祉みらい部	スポーツ文化部	市民環境部	経済部	建設部	教育委員会事務局	上下水道局	消防団																																																														
●総務部長 ○総務部次長	●企画政策部長 ○企画政策部次長	●健康福祉みらい部長 ○健康福祉みらい部次長	●スポーツ文化部長 ○スポーツ文化部次長	●市民環境部長 ○市民環境部次長	●経済部長 ○経済部次長	●建設部長 ○建設部次長	●教育部長 ○教育部次長	●上下水道局長 ○上下水道局次長	●消防団長 ○消防団副団長																																																														
総務部各班	企画政策部各班	健康福祉みらい部各班	スポーツ文化部各班	市民環境部各班	経済部各班	建設部各班	教育委員会事務局各班	上下水道局各班	各分団班																																																														

項	現行	修正後	備考																				
94	<p>② 災害対策本部の任務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="270 218 498 289">職名 (平常時職名)</th> <th data-bbox="878 239 982 268">主な任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="270 296 498 367">本部長 (市長)</td> <td data-bbox="507 296 1359 590"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本部会議の議長となること ○ <u>避難の勧告・指示</u>、警戒区域の指定を行うこと ○ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・団体への支援協力要請を行うこと ○ その他災害対策本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること ○ 災害対策本部の事務を統括し、災害対策本部の職員を指揮監督すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 596 498 667">副本部長 (副市長)</td> <td data-bbox="507 596 1359 701"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長の職務を代理すること ○ 本部長が適時休養、睡眠がとれるよう本部長の交替要員となること ○ 部間の調整に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 707 498 779">本部付 (教育長)</td> <td data-bbox="507 707 1359 743"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 785 498 890">部長 (各部局長) (消防団長)</td> <td data-bbox="507 785 1359 932"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部の職員を指揮監督すること ○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること ○ 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること <p>※ 本部長の代理を行う順位は、次のとおりとする。 ①総務部長、②企画政策部長、③健康福祉みらい部長</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>③～④ (略)</p>	職名 (平常時職名)	主な任務	本部長 (市長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部会議の議長となること ○ <u>避難の勧告・指示</u>、警戒区域の指定を行うこと ○ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・団体への支援協力要請を行うこと ○ その他災害対策本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること ○ 災害対策本部の事務を統括し、災害対策本部の職員を指揮監督すること 	副本部長 (副市長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長の職務を代理すること ○ 本部長が適時休養、睡眠がとれるよう本部長の交替要員となること ○ 部間の調整に関すること 	本部付 (教育長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること 	部長 (各部局長) (消防団長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部の職員を指揮監督すること ○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること ○ 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること <p>※ 本部長の代理を行う順位は、次のとおりとする。 ①総務部長、②企画政策部長、③健康福祉みらい部長</p>	<p>② 災害対策本部の任務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1531 218 1760 289">職名 (平常時職名)</th> <th data-bbox="2125 239 2228 268">主な任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1531 296 1760 367">本部長 (市長)</td> <td data-bbox="1768 296 2614 590"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本部会議の議長となること ○ <u>避難指示等の避難情報</u>、警戒区域の指定を行うこと ○ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・団体への支援協力要請を行うこと ○ その他災害対策本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること ○ 災害対策本部の事務を統括し、災害対策本部の職員を指揮監督すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1531 596 1760 667">副本部長 (副市長)</td> <td data-bbox="1768 596 2614 701"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長の職務を代理すること ○ 本部長が適時休養、睡眠がとれるよう本部長の交替要員となること ○ 部間の調整に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1531 707 1760 779">本部付 (教育長)</td> <td data-bbox="1768 707 2614 743"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1531 785 1760 890">部長 (各部局長) (消防団長)</td> <td data-bbox="1768 785 2614 932"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部の職員を指揮監督すること ○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること ○ 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること <p>※ 本部長の代理を行う順位は、次のとおりとする。 ①総務部長、②企画政策部長、③健康福祉みらい部長</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>③～④ (略)</p>	職名 (平常時職名)	主な任務	本部長 (市長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部会議の議長となること ○ <u>避難指示等の避難情報</u>、警戒区域の指定を行うこと ○ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・団体への支援協力要請を行うこと ○ その他災害対策本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること ○ 災害対策本部の事務を統括し、災害対策本部の職員を指揮監督すること 	副本部長 (副市長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長の職務を代理すること ○ 本部長が適時休養、睡眠がとれるよう本部長の交替要員となること ○ 部間の調整に関すること 	本部付 (教育長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること 	部長 (各部局長) (消防団長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部の職員を指揮監督すること ○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること ○ 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること <p>※ 本部長の代理を行う順位は、次のとおりとする。 ①総務部長、②企画政策部長、③健康福祉みらい部長</p>	
職名 (平常時職名)	主な任務																						
本部長 (市長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部会議の議長となること ○ <u>避難の勧告・指示</u>、警戒区域の指定を行うこと ○ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・団体への支援協力要請を行うこと ○ その他災害対策本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること ○ 災害対策本部の事務を統括し、災害対策本部の職員を指揮監督すること 																						
副本部長 (副市長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長の職務を代理すること ○ 本部長が適時休養、睡眠がとれるよう本部長の交替要員となること ○ 部間の調整に関すること 																						
本部付 (教育長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること 																						
部長 (各部局長) (消防団長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部の職員を指揮監督すること ○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること ○ 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること <p>※ 本部長の代理を行う順位は、次のとおりとする。 ①総務部長、②企画政策部長、③健康福祉みらい部長</p>																						
職名 (平常時職名)	主な任務																						
本部長 (市長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部会議の議長となること ○ <u>避難指示等の避難情報</u>、警戒区域の指定を行うこと ○ 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・団体への支援協力要請を行うこと ○ その他災害対策本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること ○ 災害対策本部の事務を統括し、災害対策本部の職員を指揮監督すること 																						
副本部長 (副市長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長の職務を代理すること ○ 本部長が適時休養、睡眠がとれるよう本部長の交替要員となること ○ 部間の調整に関すること 																						
本部付 (教育長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること 																						
部長 (各部局長) (消防団長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当部の職員を指揮監督すること ○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること ○ 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること <p>※ 本部長の代理を行う順位は、次のとおりとする。 ①総務部長、②企画政策部長、③健康福祉みらい部長</p>																						

項	現行	修正後	備考																														
96	<p>⑤ 災害対策本部所掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名 ◎班長 班員</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務班 ◎総務課長 総務課員 選管事務局員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策全般の調整 ○ 地震・気象情報の収集 ○ 災害対策本部の設置及び廃止 ○ 市全体の情報総括 ○ 本部会議の庶務 ○ 防災関係機関との連絡及び協力要請 ○ 被害の調査報告のとりまとめ ○ 県その他関係機関に対する被害報告 ○ 職員の安否確認 ○ 職員の非常招集・動員・配置 ○ 職員の食料、飲料水、必需品の配給 ○ 災害時の通信手段整備 ○ <u>避難の勧告・指示</u>及び伝達等 ○ 自衛隊、県・他市町村、防災関係機関への応援要請 ○ り災証明の発行（火災は除く） ○ 災害救助法の適用 ○ 本部長及び副本部長の秘書 ○ 総務部のとりまとめ </td> </tr> <tr> <td>財政班 ◎財政課長 財政課員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策に必要な経費の予算措置 ○ 他の班の所掌事務に属さないこと </td> </tr> <tr> <td>出納班 ◎出納室長 出納室員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の出納 ○ 義援金及び見舞金の受付、保管、出納 ○ 他の班の所掌事務に属さないこと </td> </tr> <tr> <td>支援班 ◎契約<u>管財</u>課長 監査委員事務局長 議会事務局長 契約<u>管財</u>課員 監査委員事務局員 議会事務局員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市庁舎の被害調査及び応急対策 ○ 関係団体、業者等への食料品、必需品、資材の調達要請 ○ 応急食料、その他の生活必需品の調達 ○ 応急資機材の調達 ○ <u>公用車の管理</u> ○ <u>輸送車両の確保</u> </td> </tr> <tr> <td>企画政策部 応援受入班 ◎総合政策課長 総合政策課員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応援隊の受入れ ○ 企画政策部のとりまとめ </td> </tr> <tr> <td><u>救助班</u> ◎<u>まちづくり推進</u>課長 <u>まちづくり推進</u>課員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>救助活動</u> ○ <u>帰宅困難者対策</u> </td> </tr> <tr> <td>広報班 ◎情報<u>管理</u>課長 情報<u>管理</u>課員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害・被害情報、応急対策活動の住民・報道機関への広報 ○ 災害広報誌の作成 ○ 災害写真等災害記録の収集 </td> </tr> </tbody> </table>	班名 ◎班長 班員	所掌事務	総務班 ◎総務課長 総務課員 選管事務局員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策全般の調整 ○ 地震・気象情報の収集 ○ 災害対策本部の設置及び廃止 ○ 市全体の情報総括 ○ 本部会議の庶務 ○ 防災関係機関との連絡及び協力要請 ○ 被害の調査報告のとりまとめ ○ 県その他関係機関に対する被害報告 ○ 職員の安否確認 ○ 職員の非常招集・動員・配置 ○ 職員の食料、飲料水、必需品の配給 ○ 災害時の通信手段整備 ○ <u>避難の勧告・指示</u>及び伝達等 ○ 自衛隊、県・他市町村、防災関係機関への応援要請 ○ り災証明の発行（火災は除く） ○ 災害救助法の適用 ○ 本部長及び副本部長の秘書 ○ 総務部のとりまとめ 	財政班 ◎財政課長 財政課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策に必要な経費の予算措置 ○ 他の班の所掌事務に属さないこと 	出納班 ◎出納室長 出納室員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の出納 ○ 義援金及び見舞金の受付、保管、出納 ○ 他の班の所掌事務に属さないこと 	支援班 ◎契約 <u>管財</u> 課長 監査委員事務局長 議会事務局長 契約 <u>管財</u> 課員 監査委員事務局員 議会事務局員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市庁舎の被害調査及び応急対策 ○ 関係団体、業者等への食料品、必需品、資材の調達要請 ○ 応急食料、その他の生活必需品の調達 ○ 応急資機材の調達 ○ <u>公用車の管理</u> ○ <u>輸送車両の確保</u> 	企画政策部 応援受入班 ◎総合政策課長 総合政策課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援隊の受入れ ○ 企画政策部のとりまとめ 	<u>救助班</u> ◎ <u>まちづくり推進</u> 課長 <u>まちづくり推進</u> 課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>救助活動</u> ○ <u>帰宅困難者対策</u> 	広報班 ◎情報 <u>管理</u> 課長 情報 <u>管理</u> 課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害・被害情報、応急対策活動の住民・報道機関への広報 ○ 災害広報誌の作成 ○ 災害写真等災害記録の収集 	<p>⑤ 災害対策本部所掌事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名 ◎班長 班員</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務班 ◎総務課長 <u>庁舎建設課長</u> 総務課員 選管事務局員 <u>庁舎建設課員</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策全般の調整 ○ 地震・気象情報の収集 ○ 災害対策本部の設置及び廃止 ○ 市全体の情報総括 ○ 本部会議の庶務 ○ 防災関係機関との連絡及び協力要請 ○ 被害の調査報告のとりまとめ ○ 県その他関係機関に対する被害報告 ○ 職員の安否確認 ○ 職員の非常招集・動員・配置 ○ 職員の食料、飲料水、必需品の配給 ○ 災害時の通信手段整備 ○ <u>避難指示等の避難情報の発令</u>及び伝達等 ○ 自衛隊、県・他市町村、防災関係機関への応援要請 ○ <u>罹災証明</u>の発行（火災は除く） ○ 災害救助法の適用 ○ 本部長及び副本部長の秘書 ○ <u>市庁舎の被害調査及び応急対策</u> ○ <u>公用車の管理</u> ○ <u>輸送車両の確保</u> ○ 総務部のとりまとめ </td> </tr> <tr> <td>財政班 ◎財政課長 財政課員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策に必要な経費の予算措置 ○ 他の班の所掌事務に属さないこと </td> </tr> <tr> <td>出納班 ◎出納室長 出納室員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の出納 ○ 義援金及び見舞金の受付、保管、出納 ○ 他の班の所掌事務に属さないこと </td> </tr> <tr> <td>支援班 ◎契約<u>検査</u>課長 監査委員事務局長 議会事務局長 契約<u>検査</u>課員 監査委員事務局員 議会事務局員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係団体、業者等への食料品、必需品、資材の調達要請 ○ 応急食料、その他の生活必需品の調達 ○ 応急資機材の調達 ○ <u>他の班の所掌事務に属さないこと</u> </td> </tr> <tr> <td>企画政策部 応援受入班 ◎総合政策課長 総合政策課員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応援隊の受入れ ○ 他の班の所掌事務に属さないこと </td> </tr> <tr> <td>広報班 ◎情報<u>政策</u>課長 情報<u>政策</u>課員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害・被害情報、応急対策活動の住民・報道機関への広報 ○ 災害広報誌の作成 ○ 災害写真等災害記録の収集 </td> </tr> </tbody> </table>	班名 ◎班長 班員	所掌事務	総務班 ◎総務課長 <u>庁舎建設課長</u> 総務課員 選管事務局員 <u>庁舎建設課員</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策全般の調整 ○ 地震・気象情報の収集 ○ 災害対策本部の設置及び廃止 ○ 市全体の情報総括 ○ 本部会議の庶務 ○ 防災関係機関との連絡及び協力要請 ○ 被害の調査報告のとりまとめ ○ 県その他関係機関に対する被害報告 ○ 職員の安否確認 ○ 職員の非常招集・動員・配置 ○ 職員の食料、飲料水、必需品の配給 ○ 災害時の通信手段整備 ○ <u>避難指示等の避難情報の発令</u>及び伝達等 ○ 自衛隊、県・他市町村、防災関係機関への応援要請 ○ <u>罹災証明</u>の発行（火災は除く） ○ 災害救助法の適用 ○ 本部長及び副本部長の秘書 ○ <u>市庁舎の被害調査及び応急対策</u> ○ <u>公用車の管理</u> ○ <u>輸送車両の確保</u> ○ 総務部のとりまとめ 	財政班 ◎財政課長 財政課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策に必要な経費の予算措置 ○ 他の班の所掌事務に属さないこと 	出納班 ◎出納室長 出納室員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の出納 ○ 義援金及び見舞金の受付、保管、出納 ○ 他の班の所掌事務に属さないこと 	支援班 ◎契約 <u>検査</u> 課長 監査委員事務局長 議会事務局長 契約 <u>検査</u> 課員 監査委員事務局員 議会事務局員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係団体、業者等への食料品、必需品、資材の調達要請 ○ 応急食料、その他の生活必需品の調達 ○ 応急資機材の調達 ○ <u>他の班の所掌事務に属さないこと</u> 	企画政策部 応援受入班 ◎総合政策課長 総合政策課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援隊の受入れ ○ 他の班の所掌事務に属さないこと 	広報班 ◎情報 <u>政策</u> 課長 情報 <u>政策</u> 課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害・被害情報、応急対策活動の住民・報道機関への広報 ○ 災害広報誌の作成 ○ 災害写真等災害記録の収集 	
班名 ◎班長 班員	所掌事務																																
総務班 ◎総務課長 総務課員 選管事務局員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策全般の調整 ○ 地震・気象情報の収集 ○ 災害対策本部の設置及び廃止 ○ 市全体の情報総括 ○ 本部会議の庶務 ○ 防災関係機関との連絡及び協力要請 ○ 被害の調査報告のとりまとめ ○ 県その他関係機関に対する被害報告 ○ 職員の安否確認 ○ 職員の非常招集・動員・配置 ○ 職員の食料、飲料水、必需品の配給 ○ 災害時の通信手段整備 ○ <u>避難の勧告・指示</u>及び伝達等 ○ 自衛隊、県・他市町村、防災関係機関への応援要請 ○ り災証明の発行（火災は除く） ○ 災害救助法の適用 ○ 本部長及び副本部長の秘書 ○ 総務部のとりまとめ 																																
財政班 ◎財政課長 財政課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策に必要な経費の予算措置 ○ 他の班の所掌事務に属さないこと 																																
出納班 ◎出納室長 出納室員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の出納 ○ 義援金及び見舞金の受付、保管、出納 ○ 他の班の所掌事務に属さないこと 																																
支援班 ◎契約 <u>管財</u> 課長 監査委員事務局長 議会事務局長 契約 <u>管財</u> 課員 監査委員事務局員 議会事務局員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市庁舎の被害調査及び応急対策 ○ 関係団体、業者等への食料品、必需品、資材の調達要請 ○ 応急食料、その他の生活必需品の調達 ○ 応急資機材の調達 ○ <u>公用車の管理</u> ○ <u>輸送車両の確保</u> 																																
企画政策部 応援受入班 ◎総合政策課長 総合政策課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援隊の受入れ ○ 企画政策部のとりまとめ 																																
<u>救助班</u> ◎ <u>まちづくり推進</u> 課長 <u>まちづくり推進</u> 課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>救助活動</u> ○ <u>帰宅困難者対策</u> 																																
広報班 ◎情報 <u>管理</u> 課長 情報 <u>管理</u> 課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害・被害情報、応急対策活動の住民・報道機関への広報 ○ 災害広報誌の作成 ○ 災害写真等災害記録の収集 																																
班名 ◎班長 班員	所掌事務																																
総務班 ◎総務課長 <u>庁舎建設課長</u> 総務課員 選管事務局員 <u>庁舎建設課員</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策全般の調整 ○ 地震・気象情報の収集 ○ 災害対策本部の設置及び廃止 ○ 市全体の情報総括 ○ 本部会議の庶務 ○ 防災関係機関との連絡及び協力要請 ○ 被害の調査報告のとりまとめ ○ 県その他関係機関に対する被害報告 ○ 職員の安否確認 ○ 職員の非常招集・動員・配置 ○ 職員の食料、飲料水、必需品の配給 ○ 災害時の通信手段整備 ○ <u>避難指示等の避難情報の発令</u>及び伝達等 ○ 自衛隊、県・他市町村、防災関係機関への応援要請 ○ <u>罹災証明</u>の発行（火災は除く） ○ 災害救助法の適用 ○ 本部長及び副本部長の秘書 ○ <u>市庁舎の被害調査及び応急対策</u> ○ <u>公用車の管理</u> ○ <u>輸送車両の確保</u> ○ 総務部のとりまとめ 																																
財政班 ◎財政課長 財政課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策に必要な経費の予算措置 ○ 他の班の所掌事務に属さないこと 																																
出納班 ◎出納室長 出納室員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の出納 ○ 義援金及び見舞金の受付、保管、出納 ○ 他の班の所掌事務に属さないこと 																																
支援班 ◎契約 <u>検査</u> 課長 監査委員事務局長 議会事務局長 契約 <u>検査</u> 課員 監査委員事務局員 議会事務局員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係団体、業者等への食料品、必需品、資材の調達要請 ○ 応急食料、その他の生活必需品の調達 ○ 応急資機材の調達 ○ <u>他の班の所掌事務に属さないこと</u> 																																
企画政策部 応援受入班 ◎総合政策課長 総合政策課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援隊の受入れ ○ 他の班の所掌事務に属さないこと 																																
広報班 ◎情報 <u>政策</u> 課長 情報 <u>政策</u> 課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害・被害情報、応急対策活動の住民・報道機関への広報 ○ 災害広報誌の作成 ○ 災害写真等災害記録の収集 																																

項	現行		修正後		備考
97	<p>健康福祉みらい部</p> <p>福祉班 ◎<u>社会</u>福祉課長 <u>社会福祉</u>課員</p> <p>こども班 ◎こども育成課長 こども育成課員</p> <p>健康班 ◎健康増進課長 健康増進課員</p> <p>収容第1班 ◎スポーツ振興課長 文化芸術振興課長 スポーツ振興課員 文化芸術振興課員</p> <p>市民第1班 ◎市民協働推進課長 市民協働推進課員</p>	<p>所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉施設の被害調査及び応急対策 ○ <u>り</u>災者・世帯名簿台帳の作成 ○ 災害救助法による救助の実施 ○ ボランティアセンターの設置・運営 ○ ボランティアの受入れ ○ 社会福祉協議会、介助支援団体との連絡調整 ○ 要配慮者、避難行動要支援者の安全確保、安否確認、支援 ○ 救援物資の管理・支給 ○ 福祉避難所の開設・運営 ○ 健康福祉みらい部のとりまとめ <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育園等の被害調査及び応急対策 ○ 災害対策本部・ボランティア等への炊き出し ○ 応急保育 ○ 乳幼児の保護 ○ 福祉班の支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査及び応急対策 ○ 救護所の設置 ○ 医療班の編成 ○ 医薬品、医療機器の確保 ○ 後方医療体制の確保 ○ 医療機関、医師会との連絡 ○ 日赤その他医療機関への協力要請 ○ 医療ボランティアの受入れ ○ 応急手当、妊産婦の保護 ○ 医療救護協力及び助産 ○ 医療巡回 ○ 心のケア対策 ○ 感染症対策 ○ 医療機関の被害調査 ○ 防疫 <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査及び応急対策 ○ 避難誘導 ○ 避難所の開設・運営 <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査及び応急対策 ○ 市民相談窓口の設置 ○ 避難所の開設・運営 ○ 避難場所のとりまとめ ○ 外国人の安全確保、安否確認、支援 ○ 市民環境部のとりまとめ 	<p>健康福祉みらい部</p> <p>福祉班 ◎<u>地域</u>福祉課長 <u>高齢障害福祉</u>課長 <u>地域福祉</u>課員 <u>高齢障害福祉</u>課員</p> <p>こども班 ◎こども育成課長 こども育成課員</p> <p>健康班 ◎健康増進課長 健康増進課員</p> <p>スポーツ文化部</p> <p>収容第1班 ◎スポーツ振興課長 <u>国体・全障</u>推進課長 文化芸術振興課長 スポーツ振興課員 <u>国体・全障</u>推進課員 文化芸術振興課員</p> <p>市民環境部</p> <p>市民第1班 ◎市民協働推進課長 市民協働推進課員</p>	<p>所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉施設の被害調査及び応急対策 ○ <u>罹</u>災者・世帯名簿台帳の作成 ○ 災害救助法による救助の実施 ○ ボランティアセンターの設置・運営 ○ ボランティアの受入れ ○ 社会福祉協議会、介助支援団体との連絡調整 ○ 要配慮者、避難行動要支援者の安全確保、安否確認、支援 ○ 救援物資の管理・支給 ○ 福祉避難所の開設・運営 ○ 健康福祉みらい部のとりまとめ <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育園等の被害調査及び応急対策 ○ 災害対策本部・ボランティア等への炊き出し ○ 応急保育 ○ 乳幼児の保護 ○ 福祉班の支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査及び応急対策 ○ 救護所の設置 ○ 医療班の編成 ○ 医薬品、医療機器の確保 ○ 後方医療体制の確保 ○ 医療機関、医師会との連絡 ○ 日赤その他医療機関の協力要請 ○ 医療ボランティアの受入れ ○ 応急手当、妊産婦の保護 ○ 医療救護協力及び助産 ○ 医療巡回 ○ 心のケア対策 ○ 感染症対策 ○ 医療機関の被害調査 ○ 防疫 <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査及び応急対策 ○ 避難誘導 ○ 避難所の開設・運営 <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査及び応急対策 ○ 市民相談窓口の設置 ○ 避難所の開設・運営 ○ 避難場所のとりまとめ ○ 外国人の安全確保、安否確認、支援 ○ 市民環境部の取りまとめ 	

項	現行			修正後			備考																															
98		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 220 596 289">班名 ◎班長 班員</th> <th data-bbox="596 220 1359 289">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 289 596 405">市民第2班 ◎市民課長 市民課員</td> <td data-bbox="596 289 1359 405"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行方不明者のリスト作成 ○ 埋火葬許可・計画 ○ 避難所の開設・運営の支援 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 405 596 520">市民第3班 ◎国保年金課長 国保年金課員</td> <td data-bbox="596 405 1359 520"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民相談窓口の支援 ○ 避難所の開設・運営の支援 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 520 596 636">税務班 ◎税務課長 税務課員</td> <td data-bbox="596 520 1359 636"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地家屋の被害調査（他の班等への資料提供含む） ○ 被災者等の搬送、物資の輸送 ○ 職員の輸送 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 636 596 1077">環境班 ◎環境対策課長 環境対策課員</td> <td data-bbox="596 636 1359 1077"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査及び応急対策 ○ 遺体の一時安置・所有物の保管 ○ 納棺用資機材の確保 ○ 身元不明遺体の埋火葬 ○ 清掃に関する広報 ○ 災害廃棄物の処理計画 ○ 生活廃棄物の収集及び処理 ○ 災害廃棄物の収集及び処理 ○ し尿処理 ○ 仮設トイレの設置と管理 ○ 防疫 ○ 危険物等流出災害の調査及び応急対策 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1077 596 1192">商工班 ◎商工振興課長 商工振興課員</td> <td data-bbox="596 1077 1359 1192"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査と応急対策 ○ 商工観光関係の被害調査と応急対策 ○ 産業経済部のとりまとめ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1192 596 1339">農林班 ◎農林課長 農林課員 農業委員会事務局員</td> <td data-bbox="596 1192 1359 1339"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査と応急対策 ○ 農林関係の被害調査及び応急対策 ○ 農林関係災害危険箇所の巡視、避難指示 ○ 河内ダムの管理 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1339 596 1780">建設第1班 ◎建設課長 建設課員</td> <td data-bbox="596 1339 1359 1780"> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>道路</u>、<u>橋梁</u>、<u>公園等</u>の被害調査及び応急対策 ○ 市営住宅の被害調査及び応急対策 ○ 建設・土木業者、資機材の確保 ○ 応急仮設住宅等の建設及び管理 ○ 仮設及び市営住宅、県営住宅の入居募集 ○ 土砂災害危険箇所及び水防箇所等の巡視、避難指示 ○ 障害物の除去及び一次保管 ○ 交通遮断箇所並びに迂回路の公示 ○ 緊急輸送道路の警戒啓開 ○ 被災建物の危険度判定 ○ 被災建物の応急解体、撤去 ○ 被災建物の応急修理 </td> </tr> </tbody> </table>	班名 ◎班長 班員	所掌事務	市民第2班 ◎市民課長 市民課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行方不明者のリスト作成 ○ 埋火葬許可・計画 ○ 避難所の開設・運営の支援 	市民第3班 ◎国保年金課長 国保年金課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民相談窓口の支援 ○ 避難所の開設・運営の支援 	税務班 ◎税務課長 税務課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地家屋の被害調査（他の班等への資料提供含む） ○ 被災者等の搬送、物資の輸送 ○ 職員の輸送 	環境班 ◎環境対策課長 環境対策課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査及び応急対策 ○ 遺体の一時安置・所有物の保管 ○ 納棺用資機材の確保 ○ 身元不明遺体の埋火葬 ○ 清掃に関する広報 ○ 災害廃棄物の処理計画 ○ 生活廃棄物の収集及び処理 ○ 災害廃棄物の収集及び処理 ○ し尿処理 ○ 仮設トイレの設置と管理 ○ 防疫 ○ 危険物等流出災害の調査及び応急対策 	商工班 ◎商工振興課長 商工振興課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査と応急対策 ○ 商工観光関係の被害調査と応急対策 ○ 産業経済部のとりまとめ 	農林班 ◎農林課長 農林課員 農業委員会事務局員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査と応急対策 ○ 農林関係の被害調査及び応急対策 ○ 農林関係災害危険箇所の巡視、避難指示 ○ 河内ダムの管理 	建設第1班 ◎建設課長 建設課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>道路</u>、<u>橋梁</u>、<u>公園等</u>の被害調査及び応急対策 ○ 市営住宅の被害調査及び応急対策 ○ 建設・土木業者、資機材の確保 ○ 応急仮設住宅等の建設及び管理 ○ 仮設及び市営住宅、県営住宅の入居募集 ○ 土砂災害危険箇所及び水防箇所等の巡視、避難指示 ○ 障害物の除去及び一次保管 ○ 交通遮断箇所並びに迂回路の公示 ○ 緊急輸送道路の警戒啓開 ○ 被災建物の危険度判定 ○ 被災建物の応急解体、撤去 ○ 被災建物の応急修理 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 220 596 289">班名 ◎班長 班員</th> <th data-bbox="596 220 1359 289">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 289 596 405">市民第2班 ◎市民課長 市民課員</td> <td data-bbox="596 289 1359 405"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行方不明者のリスト作成 ○ 埋火葬許可・計画 ○ 避難所の開設・運営の支援 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 405 596 520">市民第3班 ◎国保年金課長 国保年金課員</td> <td data-bbox="596 405 1359 520"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民相談窓口の支援 ○ 避難所の開設・運営の支援 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 520 596 636">税務班 ◎税務課長 税務課員</td> <td data-bbox="596 520 1359 636"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地家屋の被害調査（他の班等への資料提供含む） ○ 被災者等の搬送、物資の輸送 ○ 職員の輸送 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 636 596 1077">環境班 ◎環境対策課長 環境対策課員</td> <td data-bbox="596 636 1359 1077"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査及び応急対策 ○ 遺体の一時安置・所有物の保管 ○ 納棺用資機材の確保 ○ 身元不明遺体の埋火葬 ○ 清掃に関する広報 ○ 災害廃棄物の処理計画 ○ 生活廃棄物の収集及び処理 ○ 災害廃棄物の収集及び処理 ○ し尿処理 ○ 仮設トイレの設置と管理 ○ 防疫 ○ 危険物等流出災害の調査及び応急対策 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1077 596 1192">商工班 ◎商工振興課長 商工振興課員</td> <td data-bbox="596 1077 1359 1192"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査と応急対策 ○ 商工観光関係の被害調査と対策 ○ 経済部のとりまとめ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1192 596 1381">農林班 ◎農林課長 <u>農業委員会事務局長</u> 農林課員 農業委員会事務局員</td> <td data-bbox="596 1192 1359 1381"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査と応急対策 ○ 農林関係の被害調査及び応急対策 ○ 農林関係災害危険箇所の巡視、避難指示 ○ 河内ダムの管理 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1381 596 1675">建設第1班 ◎建設課長 建設課員</td> <td data-bbox="596 1381 1359 1675"> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>橋梁</u>、<u>河川等</u>の被害調査及び応急対策 ○ 市営住宅の被害調査及び応急対策 ○ 建設・土木業者、資機材の確保 ○ 応急仮設住宅等の建設及び管理 ○ 仮設及び市営住宅、県営住宅の入居募集 ○ 被災建物の危険度判定 ○ 被災建物の応急修理 ○ 建設部のとりまとめ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1675 596 1864"><u>建設第2班</u> <u>◎維持管理課長</u> <u>維持管理課員</u></td> <td data-bbox="596 1675 1359 1864"> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>道路の被害調査と応急対応</u> ○ 土砂災害危険箇所及び水防箇所等の巡視、避難指示 ○ 障害物の除去及び一次保管 ○ 交通遮断箇所並びに迂回路の公示 ○ 緊急輸送道路の警戒啓開 </td> </tr> </tbody> </table>	班名 ◎班長 班員	所掌事務	市民第2班 ◎市民課長 市民課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行方不明者のリスト作成 ○ 埋火葬許可・計画 ○ 避難所の開設・運営の支援 	市民第3班 ◎国保年金課長 国保年金課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民相談窓口の支援 ○ 避難所の開設・運営の支援 	税務班 ◎税務課長 税務課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地家屋の被害調査（他の班等への資料提供含む） ○ 被災者等の搬送、物資の輸送 ○ 職員の輸送 	環境班 ◎環境対策課長 環境対策課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査及び応急対策 ○ 遺体の一時安置・所有物の保管 ○ 納棺用資機材の確保 ○ 身元不明遺体の埋火葬 ○ 清掃に関する広報 ○ 災害廃棄物の処理計画 ○ 生活廃棄物の収集及び処理 ○ 災害廃棄物の収集及び処理 ○ し尿処理 ○ 仮設トイレの設置と管理 ○ 防疫 ○ 危険物等流出災害の調査及び応急対策 	商工班 ◎商工振興課長 商工振興課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査と応急対策 ○ 商工観光関係の被害調査と対策 ○ 経済部のとりまとめ 	農林班 ◎農林課長 <u>農業委員会事務局長</u> 農林課員 農業委員会事務局員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査と応急対策 ○ 農林関係の被害調査及び応急対策 ○ 農林関係災害危険箇所の巡視、避難指示 ○ 河内ダムの管理 	建設第1班 ◎建設課長 建設課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>橋梁</u>、<u>河川等</u>の被害調査及び応急対策 ○ 市営住宅の被害調査及び応急対策 ○ 建設・土木業者、資機材の確保 ○ 応急仮設住宅等の建設及び管理 ○ 仮設及び市営住宅、県営住宅の入居募集 ○ 被災建物の危険度判定 ○ 被災建物の応急修理 ○ 建設部のとりまとめ 	<u>建設第2班</u> <u>◎維持管理課長</u> <u>維持管理課員</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>道路の被害調査と応急対応</u> ○ 土砂災害危険箇所及び水防箇所等の巡視、避難指示 ○ 障害物の除去及び一次保管 ○ 交通遮断箇所並びに迂回路の公示 ○ 緊急輸送道路の警戒啓開 	
班名 ◎班長 班員	所掌事務																																					
市民第2班 ◎市民課長 市民課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行方不明者のリスト作成 ○ 埋火葬許可・計画 ○ 避難所の開設・運営の支援 																																					
市民第3班 ◎国保年金課長 国保年金課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民相談窓口の支援 ○ 避難所の開設・運営の支援 																																					
税務班 ◎税務課長 税務課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地家屋の被害調査（他の班等への資料提供含む） ○ 被災者等の搬送、物資の輸送 ○ 職員の輸送 																																					
環境班 ◎環境対策課長 環境対策課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査及び応急対策 ○ 遺体の一時安置・所有物の保管 ○ 納棺用資機材の確保 ○ 身元不明遺体の埋火葬 ○ 清掃に関する広報 ○ 災害廃棄物の処理計画 ○ 生活廃棄物の収集及び処理 ○ 災害廃棄物の収集及び処理 ○ し尿処理 ○ 仮設トイレの設置と管理 ○ 防疫 ○ 危険物等流出災害の調査及び応急対策 																																					
商工班 ◎商工振興課長 商工振興課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査と応急対策 ○ 商工観光関係の被害調査と応急対策 ○ 産業経済部のとりまとめ 																																					
農林班 ◎農林課長 農林課員 農業委員会事務局員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査と応急対策 ○ 農林関係の被害調査及び応急対策 ○ 農林関係災害危険箇所の巡視、避難指示 ○ 河内ダムの管理 																																					
建設第1班 ◎建設課長 建設課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>道路</u>、<u>橋梁</u>、<u>公園等</u>の被害調査及び応急対策 ○ 市営住宅の被害調査及び応急対策 ○ 建設・土木業者、資機材の確保 ○ 応急仮設住宅等の建設及び管理 ○ 仮設及び市営住宅、県営住宅の入居募集 ○ 土砂災害危険箇所及び水防箇所等の巡視、避難指示 ○ 障害物の除去及び一次保管 ○ 交通遮断箇所並びに迂回路の公示 ○ 緊急輸送道路の警戒啓開 ○ 被災建物の危険度判定 ○ 被災建物の応急解体、撤去 ○ 被災建物の応急修理 																																					
班名 ◎班長 班員	所掌事務																																					
市民第2班 ◎市民課長 市民課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行方不明者のリスト作成 ○ 埋火葬許可・計画 ○ 避難所の開設・運営の支援 																																					
市民第3班 ◎国保年金課長 国保年金課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民相談窓口の支援 ○ 避難所の開設・運営の支援 																																					
税務班 ◎税務課長 税務課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地家屋の被害調査（他の班等への資料提供含む） ○ 被災者等の搬送、物資の輸送 ○ 職員の輸送 																																					
環境班 ◎環境対策課長 環境対策課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査及び応急対策 ○ 遺体の一時安置・所有物の保管 ○ 納棺用資機材の確保 ○ 身元不明遺体の埋火葬 ○ 清掃に関する広報 ○ 災害廃棄物の処理計画 ○ 生活廃棄物の収集及び処理 ○ 災害廃棄物の収集及び処理 ○ し尿処理 ○ 仮設トイレの設置と管理 ○ 防疫 ○ 危険物等流出災害の調査及び応急対策 																																					
商工班 ◎商工振興課長 商工振興課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査と応急対策 ○ 商工観光関係の被害調査と対策 ○ 経済部のとりまとめ 																																					
農林班 ◎農林課長 <u>農業委員会事務局長</u> 農林課員 農業委員会事務局員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査と応急対策 ○ 農林関係の被害調査及び応急対策 ○ 農林関係災害危険箇所の巡視、避難指示 ○ 河内ダムの管理 																																					
建設第1班 ◎建設課長 建設課員	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>橋梁</u>、<u>河川等</u>の被害調査及び応急対策 ○ 市営住宅の被害調査及び応急対策 ○ 建設・土木業者、資機材の確保 ○ 応急仮設住宅等の建設及び管理 ○ 仮設及び市営住宅、県営住宅の入居募集 ○ 被災建物の危険度判定 ○ 被災建物の応急修理 ○ 建設部のとりまとめ 																																					
<u>建設第2班</u> <u>◎維持管理課長</u> <u>維持管理課員</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>道路の被害調査と応急対応</u> ○ 土砂災害危険箇所及び水防箇所等の巡視、避難指示 ○ 障害物の除去及び一次保管 ○ 交通遮断箇所並びに迂回路の公示 ○ 緊急輸送道路の警戒啓開 																																					

項	現行			修正後			備考	
99		<p>班名 ◎班長 班員</p>	<p>所掌事務</p>		<p>班名 ◎班長 班員</p>	<p>所掌事務</p>		
	産業経済部	<p>建設第2班 ◎国道・交通対策課長 国道・交通対策課員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害調査と応急対策 ○ 緊急輸送計画の策定 ○ 交通管制 ○ 臨時ヘリポートの開設 ○ 警察署、交通機関との連絡 ○ 公共交通機関の情報収集と広報 		建設部	<p>救助班 ◎都市計画課長 都市計画課員</p> <p>建設第3班 ◎国道・交通対策課長 国道・交通対策課員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>公園の被害調査と応急対策</u> ○ <u>救助活動</u> ○ <u>帰宅困難者対策</u> ○ <u>避難場所の設置・運営</u> ○ 所管施設の被害調査と応急対策 ○ 緊急輸送計画の策定 ○ 交通管制 ○ 臨時ヘリポートの開設 ○ 警察署、交通機関との連絡 ○ 公共交通機関の情報収集と広報 	
	教育委員会事務局	<p>教育総務班 ◎教育総務課長 教育総務課員</p> <p>学校教育班 ◎学校教育課長 学校教育課員</p> <p>収容第2班 ◎生涯学習課長 生涯学習課員 学校教育課員 学校用務員 学校保健員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育施設の被害調査及び応急対策 ○ 機材及び物品の調達 ○ 避難所の開設・運営 ○ 災害対策に必要な経理 ○ 教育部のとりまとめ ○ 所管施設等の被害調査及び応急対策 ○ 児童・生徒・教職員の安否確認 ○ 避難所の開設・運営の支援 ○ 応急教育の実施 ○ <u>児童生徒に対する学用品の支給</u> ○ <u>児童生徒の保健衛生</u> ○ 災害情報の学校への伝達 ○ 所管施設等の被害調査及び応急対策 ○ 避難誘導 ○ 避難所の開設・運営の支援 ○ 炊き出し 		教育委員会事務局	<p>教育総務班 ◎教育総務課長 教育総務課員</p> <p>学校教育班 ◎学校教育課長 学校教育課員</p> <p>収容第2班 ◎生涯学習課長 生涯学習課員 学校給食課長 学校給食課員 学校教育課員 学校用務員 学校保健員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育施設の被害調査及び応急対策 ○ 機材及び物品の調達 ○ 避難所の開設・運営 ○ 災害対策に必要な経理 ○ 教育部のとりまとめ ○ <u>児童生徒に対する学用品の支給</u> ○ <u>児童生徒の保健衛生</u> ○ 所管施設等の被害調査及び応急対策 ○ 児童・生徒・教職員の安否確認 ○ 避難所の開設・運営の支援 ○ 応急教育の実施 ○ 災害情報の学校への伝達 ○ 所管施設等の被害調査及び応急対策 ○ 避難誘導 ○ 避難所の開設・運営の支援 ○ 炊き出し 	
	上下水道局	<p>上下水道班 ◎事業課長 管理課長 事業課員 管理課員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道施設の被害調査及び応急対策 ○ 水道復旧及び給水対策用機材・物品の調達 ○ 水道工事業者の確保 ○ 水道復旧・給水その他必要事項の住民への広報 ○ 給水計画の策定 ○ 給水所の設置 ○ 給水のための輸送 ○ 水質の保全 ○ 下水道施設の被害状況の調査及び応急対策 ○ 下水道に関する広報 		上下水道局	<p>上下水道班 ◎事業課長 管理課長 事業課員 管理課員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道施設の被害調査及び応急対策 ○ 水道復旧及び給水対策用機材・物品の調達 ○ 水道工事業者及び<u>下水道工事業者</u>の確保 ○ 水道復旧・給水その他必要事項の住民への広報 ○ 給水計画の策定 ○ 給水所の設置 ○ 給水のための輸送 ○ 水質の保全 ○ 下水道施設の被害状況の調査及び応急対策 ○ 下水道に関する広報 	
	消防団	<p>各分団班 ◎各分団長 各分団員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災、その他災害への警戒・対応 ○ 救急・救助活動 ○ 避難誘導 ○ 危険区域の警戒 ○ 道路規制 ○ 行方不明者の捜索 					

項	現行	修正後	備考																												
100		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1469 178 1528 409">消防団</td> <td data-bbox="1528 178 1855 409">各分団班 ◎各分団長 各分団員</td> <td data-bbox="1855 178 2611 409"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災、その他災害への警戒・対応 ○ 救急・救助活動 ○ 避難誘導 ○ 危険区域の警戒 ○ 道路規制 ○ 行方不明者の捜索 </td> </tr> </table>	消防団	各分団班 ◎各分団長 各分団員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災、その他災害への警戒・対応 ○ 救急・救助活動 ○ 避難誘導 ○ 危険区域の警戒 ○ 道路規制 ○ 行方不明者の捜索 																										
消防団	各分団班 ◎各分団長 各分団員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災、その他災害への警戒・対応 ○ 救急・救助活動 ○ 避難誘導 ○ 危険区域の警戒 ○ 道路規制 ○ 行方不明者の捜索 																													
101	<p>(2) 本部会議の開催 市長（本部長）は、災害対策本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。 本部会議の報告及び協議事項は、概ね次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="252 556 445 588">開催場所</td> <td data-bbox="445 556 1365 588">市役所2階第2会議室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 598 445 661">主な報告事項</td> <td data-bbox="445 598 1365 661"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各部の配備体制 ○ 緊急措置事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 672 445 1071">主な協議事項</td> <td data-bbox="445 672 1365 1071"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の把握 ○ 応急対策に関する事 ○ 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関する事 ○ 自衛隊、県、他の市町村及び公共機関への応援の要請に関する事 ○ <u>避難の勧告・指示</u>、警戒区域の指定に関する事 ○ 災害救助法の適用に関する事 ○ 激甚災害の指定に関する事 ○ 市民向け緊急声明の発表に関する事 ○ 応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○ 国、県等への要望及び陳情等に関する事 ○ その他災害対策の重要事項に関する事 </td> </tr> </table> <p>(3) 本部の開設及び運営上必要な資機材等の確保 総務班長は、災害対策本部設置の指示があったときは、次の措置を講ずる。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="252 1186 519 1291">災害対策本部の標識等の設置</td> <td data-bbox="519 1186 1365 1291">2階第2会議室及びその他の適切な場所に「鳥栖市災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて、本部会議事務局、避難所・救護所・災害時総合相談窓口等の設置場所を明示する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1302 519 1669">本部開設に必要な資機材等の確保</td> <td data-bbox="519 1302 1365 1669"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種被害想定図 ○ プロジェクター、<u>黒板等</u> ○ 携帯ラジオ、テレビ、コピー機等 ○ ビデオ、ICレコーダー、カメラ等 ○ 防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表 ○ 住宅地図等 ○ 自主防災組織代表者名簿、避難行動要支援者名簿等 ○ 被害状況連絡票、その他の書式類 ○ 懐中電灯、その他必要な資機材 ○ 腕章（本部長、副本部長、現地本部長等役職別） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1680 519 1743">通信手段の確保</td> <td data-bbox="519 1680 1365 1743"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県防災行政無線等 ○ 市防災無線 ○ 携帯電話 ○ 臨時電話 ○ FAX </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1753 519 1816">自家発電設備の確保</td> <td data-bbox="519 1753 1365 1816">○ 停電に備え、自家発電設備の燃料の確保、その他電源確保のため必要な措置を講ずる。</td> </tr> </table>	開催場所	市役所2階第2会議室	主な報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各部の配備体制 ○ 緊急措置事項 	主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の把握 ○ 応急対策に関する事 ○ 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関する事 ○ 自衛隊、県、他の市町村及び公共機関への応援の要請に関する事 ○ <u>避難の勧告・指示</u>、警戒区域の指定に関する事 ○ 災害救助法の適用に関する事 ○ 激甚災害の指定に関する事 ○ 市民向け緊急声明の発表に関する事 ○ 応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○ 国、県等への要望及び陳情等に関する事 ○ その他災害対策の重要事項に関する事 	災害対策本部の標識等の設置	2階第2会議室及びその他の適切な場所に「鳥栖市災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて、本部会議事務局、避難所・救護所・災害時総合相談窓口等の設置場所を明示する。	本部開設に必要な資機材等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種被害想定図 ○ プロジェクター、<u>黒板等</u> ○ 携帯ラジオ、テレビ、コピー機等 ○ ビデオ、ICレコーダー、カメラ等 ○ 防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表 ○ 住宅地図等 ○ 自主防災組織代表者名簿、避難行動要支援者名簿等 ○ 被害状況連絡票、その他の書式類 ○ 懐中電灯、その他必要な資機材 ○ 腕章（本部長、副本部長、現地本部長等役職別） 	通信手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県防災行政無線等 ○ 市防災無線 ○ 携帯電話 ○ 臨時電話 ○ FAX 	自家発電設備の確保	○ 停電に備え、自家発電設備の燃料の確保、その他電源確保のため必要な措置を講ずる。	<p>(2) 本部会議の開催 市長（本部長）は、災害対策本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。 本部会議の報告及び協議事項は、概ね次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1498 556 1691 588">開催場所</td> <td data-bbox="1691 556 2611 588">市役所2階特別会議室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 598 1691 661">主な報告事項</td> <td data-bbox="1691 598 2611 661"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各部の配備体制 ○ 緊急措置事項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 672 1691 1071">主な協議事項</td> <td data-bbox="1691 672 2611 1071"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の把握 ○ 応急対策に関する事 ○ 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関する事 ○ 自衛隊、県、他の市町村及び公共機関への応援の要請に関する事 ○ <u>避難情報の発令</u>、警戒区域の指定に関する事 ○ 災害救助法の適用に関する事 ○ 激甚災害の指定に関する事 ○ 市民向け緊急声明の発表に関する事 ○ 応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○ 国、県等への要望及び陳情等に関する事 ○ その他災害対策の重要事項に関する事 </td> </tr> </table> <p>(3) 本部の開設及び運営上必要な資機材等の確保 総務班長は、災害対策本部設置の指示があったときは、次の措置を講ずる。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1498 1186 1765 1291">災害対策本部の標識等の設置</td> <td data-bbox="1765 1186 2611 1291">2階特別会議室及びその他の適切な場所に「鳥栖市災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて、本部会議事務局、避難所・救護所・災害時総合相談窓口等の設置場所を明示する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 1302 1765 1669">本部開設に必要な資機材等の確保</td> <td data-bbox="1765 1302 2611 1669"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種被害想定図 ○ プロジェクター、黒板、<u>ホワイトボード、モニター等</u> ○ 携帯ラジオ、テレビ、コピー機等 ○ ビデオ、ICレコーダー、カメラ等 ○ 防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表 ○ 住宅地図等 ○ 自主防災組織代表者名簿、避難行動要支援者名簿等 ○ 被害状況連絡票、その他の書式類 ○ 懐中電灯、その他必要な資機材 ○ 腕章（本部長、副本部長、現地本部長等役職別） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 1680 1765 1743">通信手段の確保</td> <td data-bbox="1765 1680 2611 1743"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県防災行政無線等 ○ 市防災無線 ○ 携帯電話 ○ 臨時電話 ○ FAX </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 1753 1765 1816">自家発電設備の確保</td> <td data-bbox="1765 1753 2611 1816">○ 停電に備え、自家発電設備の燃料の確保、その他電源確保のため必要な措置を講ずる。</td> </tr> </table>	開催場所	市役所2階特別会議室	主な報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各部の配備体制 ○ 緊急措置事項 	主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の把握 ○ 応急対策に関する事 ○ 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関する事 ○ 自衛隊、県、他の市町村及び公共機関への応援の要請に関する事 ○ <u>避難情報の発令</u>、警戒区域の指定に関する事 ○ 災害救助法の適用に関する事 ○ 激甚災害の指定に関する事 ○ 市民向け緊急声明の発表に関する事 ○ 応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○ 国、県等への要望及び陳情等に関する事 ○ その他災害対策の重要事項に関する事 	災害対策本部の標識等の設置	2階特別会議室及びその他の適切な場所に「鳥栖市災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて、本部会議事務局、避難所・救護所・災害時総合相談窓口等の設置場所を明示する。	本部開設に必要な資機材等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種被害想定図 ○ プロジェクター、黒板、<u>ホワイトボード、モニター等</u> ○ 携帯ラジオ、テレビ、コピー機等 ○ ビデオ、ICレコーダー、カメラ等 ○ 防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表 ○ 住宅地図等 ○ 自主防災組織代表者名簿、避難行動要支援者名簿等 ○ 被害状況連絡票、その他の書式類 ○ 懐中電灯、その他必要な資機材 ○ 腕章（本部長、副本部長、現地本部長等役職別） 	通信手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県防災行政無線等 ○ 市防災無線 ○ 携帯電話 ○ 臨時電話 ○ FAX 	自家発電設備の確保	○ 停電に備え、自家発電設備の燃料の確保、その他電源確保のため必要な措置を講ずる。	
開催場所	市役所2階第2会議室																														
主な報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各部の配備体制 ○ 緊急措置事項 																														
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の把握 ○ 応急対策に関する事 ○ 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関する事 ○ 自衛隊、県、他の市町村及び公共機関への応援の要請に関する事 ○ <u>避難の勧告・指示</u>、警戒区域の指定に関する事 ○ 災害救助法の適用に関する事 ○ 激甚災害の指定に関する事 ○ 市民向け緊急声明の発表に関する事 ○ 応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○ 国、県等への要望及び陳情等に関する事 ○ その他災害対策の重要事項に関する事 																														
災害対策本部の標識等の設置	2階第2会議室及びその他の適切な場所に「鳥栖市災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて、本部会議事務局、避難所・救護所・災害時総合相談窓口等の設置場所を明示する。																														
本部開設に必要な資機材等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種被害想定図 ○ プロジェクター、<u>黒板等</u> ○ 携帯ラジオ、テレビ、コピー機等 ○ ビデオ、ICレコーダー、カメラ等 ○ 防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表 ○ 住宅地図等 ○ 自主防災組織代表者名簿、避難行動要支援者名簿等 ○ 被害状況連絡票、その他の書式類 ○ 懐中電灯、その他必要な資機材 ○ 腕章（本部長、副本部長、現地本部長等役職別） 																														
通信手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県防災行政無線等 ○ 市防災無線 ○ 携帯電話 ○ 臨時電話 ○ FAX 																														
自家発電設備の確保	○ 停電に備え、自家発電設備の燃料の確保、その他電源確保のため必要な措置を講ずる。																														
開催場所	市役所2階特別会議室																														
主な報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各部の配備体制 ○ 緊急措置事項 																														
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の把握 ○ 応急対策に関する事 ○ 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関する事 ○ 自衛隊、県、他の市町村及び公共機関への応援の要請に関する事 ○ <u>避難情報の発令</u>、警戒区域の指定に関する事 ○ 災害救助法の適用に関する事 ○ 激甚災害の指定に関する事 ○ 市民向け緊急声明の発表に関する事 ○ 応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○ 国、県等への要望及び陳情等に関する事 ○ その他災害対策の重要事項に関する事 																														
災害対策本部の標識等の設置	2階特別会議室及びその他の適切な場所に「鳥栖市災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて、本部会議事務局、避難所・救護所・災害時総合相談窓口等の設置場所を明示する。																														
本部開設に必要な資機材等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種被害想定図 ○ プロジェクター、黒板、<u>ホワイトボード、モニター等</u> ○ 携帯ラジオ、テレビ、コピー機等 ○ ビデオ、ICレコーダー、カメラ等 ○ 防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表 ○ 住宅地図等 ○ 自主防災組織代表者名簿、避難行動要支援者名簿等 ○ 被害状況連絡票、その他の書式類 ○ 懐中電灯、その他必要な資機材 ○ 腕章（本部長、副本部長、現地本部長等役職別） 																														
通信手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県防災行政無線等 ○ 市防災無線 ○ 携帯電話 ○ 臨時電話 ○ FAX 																														
自家発電設備の確保	○ 停電に備え、自家発電設備の燃料の確保、その他電源確保のため必要な措置を講ずる。																														

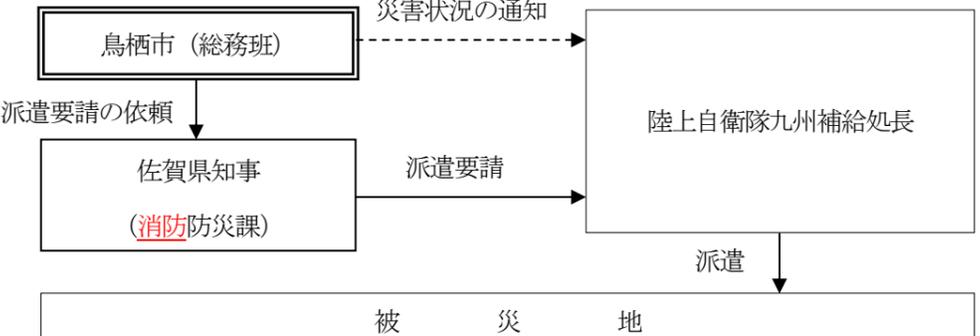
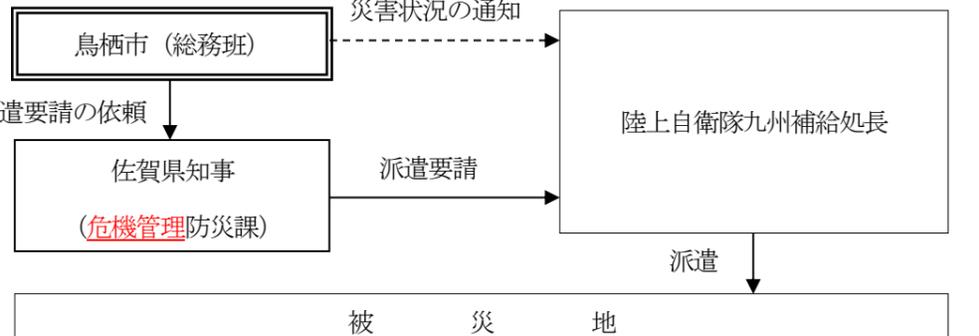
項	現行	修正後	備考																								
104	<p>6 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 災害時の調査 (略)</p> <p>第1 概況調査</p> <p>1 概況調査の方法 大規模な災害が発生した場合、次により災害情報を素早く収集する。 また、総務班は、収集した情報を情報源、地域別、被害別に整理して、素早く被害の全体像を把握する。 災害覚知後は、被害概況即報として県へ直ちに報告する。</p> <p>【災害直後の連絡系統図】</p> <p>【災害情報】</p> <table border="1"> <tr> <td>災害の規模・範囲等の情報</td> <td>災害の規模・範囲、気象・水象・地象情報</td> </tr> <tr> <td>被害情報</td> <td>人的被害（行方不明者の数を含む）、物的被害、公共施設の被害、火災の状況、医療機関の被災状況、電気・電話・水道・下水道の被災状況</td> </tr> <tr> <td>避難情報</td> <td><u>避難の勧告・指示</u>の状況、警戒区域の指定状況、避難者数、避難所の開設状況</td> </tr> <tr> <td>通信網の確保状況等に関する情報</td> <td>市関係機関、県、警察署、自衛隊、ライフライン関係機関、報道機関等の無線通信施設の被災・稼働状況</td> </tr> <tr> <td>道路等交通情報</td> <td><u>国道・県道・市道</u>の被災状況、通行不能場所の把握、交通渋滞等の情報</td> </tr> <tr> <td>対策状況</td> <td>消防活動状況、避難所情報（開設、食料、生活必需品供給状況）、障害物除去の状況、応急対策のための物資・資材の供給状況、救助活動・応援活動・支援活動の状況、医療機関の稼働状況</td> </tr> </table>	災害の規模・範囲等の情報	災害の規模・範囲、気象・水象・地象情報	被害情報	人的被害（行方不明者の数を含む）、物的被害、公共施設の被害、火災の状況、医療機関の被災状況、電気・電話・水道・下水道の被災状況	避難情報	<u>避難の勧告・指示</u> の状況、警戒区域の指定状況、避難者数、避難所の開設状況	通信網の確保状況等に関する情報	市関係機関、県、警察署、自衛隊、ライフライン関係機関、報道機関等の無線通信施設の被災・稼働状況	道路等交通情報	<u>国道・県道・市道</u> の被災状況、通行不能場所の把握、交通渋滞等の情報	対策状況	消防活動状況、避難所情報（開設、食料、生活必需品供給状況）、障害物除去の状況、応急対策のための物資・資材の供給状況、救助活動・応援活動・支援活動の状況、医療機関の稼働状況	<p>6 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 災害時の調査 (略)</p> <p>第1 概況調査</p> <p>1 概況調査の方法 大規模な災害が発生した場合、次により災害情報を素早く収集する。 また、総務班は、収集した情報を情報源、地域別、被害別に整理して、素早く被害の全体像を把握する。 災害覚知後は、被害概況即報として県へ直ちに報告する。</p> <p>【災害直後の連絡系統図】</p> <p>【災害情報】</p> <table border="1"> <tr> <td>災害の規模・範囲等の情報</td> <td>災害の規模・範囲、気象・水象・地象情報</td> </tr> <tr> <td>被害情報</td> <td>人的被害（行方不明者の数を含む）、物的被害、公共施設の被害、火災の状況、医療機関の被災状況、電気・電話・水道・下水道の被災状況</td> </tr> <tr> <td>避難情報</td> <td><u>避難情報発令</u>の状況、警戒区域の指定状況、避難者数、避難所の開設状況</td> </tr> <tr> <td>通信網の確保状況等に関する情報</td> <td>市関係機関、県、警察署、自衛隊、ライフライン関係機関、報道機関等の無線通信施設の被災・稼働状況</td> </tr> <tr> <td>道路等交通情報</td> <td><u>国・県・市道</u>の被災状況、通行不能場所の把握、交通渋滞等の情報</td> </tr> <tr> <td>対策状況</td> <td>消防活動状況、避難所情報（開設、食料、生活必需品供給状況）、障害物除去の状況、応急対策のための物資・資材の供給状況、救助活動・応援活動・支援活動の状況、医療機関の稼働状況</td> </tr> </table>	災害の規模・範囲等の情報	災害の規模・範囲、気象・水象・地象情報	被害情報	人的被害（行方不明者の数を含む）、物的被害、公共施設の被害、火災の状況、医療機関の被災状況、電気・電話・水道・下水道の被災状況	避難情報	<u>避難情報発令</u> の状況、警戒区域の指定状況、避難者数、避難所の開設状況	通信網の確保状況等に関する情報	市関係機関、県、警察署、自衛隊、ライフライン関係機関、報道機関等の無線通信施設の被災・稼働状況	道路等交通情報	<u>国・県・市道</u> の被災状況、通行不能場所の把握、交通渋滞等の情報	対策状況	消防活動状況、避難所情報（開設、食料、生活必需品供給状況）、障害物除去の状況、応急対策のための物資・資材の供給状況、救助活動・応援活動・支援活動の状況、医療機関の稼働状況	
災害の規模・範囲等の情報	災害の規模・範囲、気象・水象・地象情報																										
被害情報	人的被害（行方不明者の数を含む）、物的被害、公共施設の被害、火災の状況、医療機関の被災状況、電気・電話・水道・下水道の被災状況																										
避難情報	<u>避難の勧告・指示</u> の状況、警戒区域の指定状況、避難者数、避難所の開設状況																										
通信網の確保状況等に関する情報	市関係機関、県、警察署、自衛隊、ライフライン関係機関、報道機関等の無線通信施設の被災・稼働状況																										
道路等交通情報	<u>国道・県道・市道</u> の被災状況、通行不能場所の把握、交通渋滞等の情報																										
対策状況	消防活動状況、避難所情報（開設、食料、生活必需品供給状況）、障害物除去の状況、応急対策のための物資・資材の供給状況、救助活動・応援活動・支援活動の状況、医療機関の稼働状況																										
災害の規模・範囲等の情報	災害の規模・範囲、気象・水象・地象情報																										
被害情報	人的被害（行方不明者の数を含む）、物的被害、公共施設の被害、火災の状況、医療機関の被災状況、電気・電話・水道・下水道の被災状況																										
避難情報	<u>避難情報発令</u> の状況、警戒区域の指定状況、避難者数、避難所の開設状況																										
通信網の確保状況等に関する情報	市関係機関、県、警察署、自衛隊、ライフライン関係機関、報道機関等の無線通信施設の被災・稼働状況																										
道路等交通情報	<u>国・県・市道</u> の被災状況、通行不能場所の把握、交通渋滞等の情報																										
対策状況	消防活動状況、避難所情報（開設、食料、生活必需品供給状況）、障害物除去の状況、応急対策のための物資・資材の供給状況、救助活動・応援活動・支援活動の状況、医療機関の稼働状況																										
105																											

項	現行	修正後	備考												
106	<p>その他の情報</p> <p>大規模災害時における消防本部への119番通報の殺到状況、苦情、その他</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 中間調査</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 第一次被害家屋調査の方法</p> <p>第一次被害家屋調査は、り災証明の発行事務（第15節第11「り災証明の発行」を参照）と連携して、次の手順で行なう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 調査期間</p> <p><災害発生></p> <p>(3) 調査体制</p> <p>第一次被害家屋調査は、市職員（家屋評価補助員、建築士等）及び建築士のボランティアをもって実施する。</p> <p>また、必要がある場合は他市町村など関係機関に応援を要請する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査種類</th> <th>調査員</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一次被害家屋調査</td> <td>2人1組</td> <td>外観から目視調査</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 判定基準</p> <p>り災証明を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により行う。</p> <p>(5) その他</p> <p>総務班は調査状況を管理し、広報班はり災証明発行に関連する必要事項を広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査状況の進捗管理 ○ 広報、PR、報道機関への対応等 <ul style="list-style-type: none"> ・ り災証明発行に関する内容 ・ 応急危険度判定と被害家屋調査の違い等 <p>(6) (略)</p>	調査種類	調査員	調査方法	第一次 被害家屋調査	2人1組	外観から目視調査	<p>その他の情報</p> <p>大規模災害時における消防本部への119番通報の殺到状況、苦情、その他</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 中間調査</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 初回被害家屋調査の方法</p> <p>初回被害家屋調査は、罹災証明の発行事務（第15節第11「罹災証明の発行」を参照）と連携して、次の手順で行なう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 調査期間</p> <p><災害発生></p> <p>(3) 調査体制</p> <p>初回被害家屋調査は、市職員（家屋評価補助員、）及び建築士のボランティアをもって実施する。</p> <p>また、必要がある場合は、市職員（建築士等）、他市町村など関係機関に応援を要請する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査種類</th> <th>調査員</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初回被害家屋調査</td> <td>2人1組</td> <td>目視調査等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 判定基準</p> <p>罹災証明を発行するにあたっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により行う。</p> <p>(5) その他</p> <p>総務班は調査状況を管理し、広報班は罹災証明発行に関連する必要事項を広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査状況の進捗管理 ○ 広報、PR、報道機関への対応等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明発行に関する内容 ・ 応急危険度判定と被害家屋調査の違い等 <p>(6) (略)</p>	調査種類	調査員	調査方法	初回 被害家屋調査	2人1組	目視調査等	
調査種類	調査員	調査方法													
第一次 被害家屋調査	2人1組	外観から目視調査													
調査種類	調査員	調査方法													
初回 被害家屋調査	2人1組	目視調査等													
107	<p>第3 (略)</p> <p>2 第二次被害家屋調査</p> <p>第二次被害家屋調査の判定結果に不服のあった家屋及び第一次被害家屋調査が物理的にできなかった家屋について、第二次被害家屋調査（再調査）を実施する。</p>	<p>第3 (略)</p> <p>2 第2回被害家屋調査</p> <p>第2回被害家屋調査の判定結果に不服のあった家屋及び初回被害家屋調査が物理的にできなかった家屋について、第2回被害家屋調査（再調査）を実施する。</p>													

項	現行	修正後	備考																																																																																																																
108	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査種類</th> <th>調査員</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二次被害家屋調査(再調査)</td> <td>2人1組</td> <td>内部立ち入り調査</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 被害情報のとりまとめ・伝達 1～2 (略) 3 防災関係機関への伝達 総務班及び各担当班は、被害情報をまとめた後、直ちに県災害対策本部及び防災関係機関へ伝達する。</p> <p>○ 通報の優先順位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>伝達先</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1順位</td> <td>佐賀県(消防防災課)</td> <td>0952-25-7026</td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td>鳥栖・三養基地区消防事務組合 消防本部</td> <td>0942-85-0119</td> </tr> <tr> <td>第3順位</td> <td>鳥栖警察署</td> <td>0942-83-2131</td> </tr> <tr> <td>第4順位</td> <td>その他の防災関係機関</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>資料編 防災関係機関の連絡先</p> <p>第5 被害状況等の報告 (略) 1～2 (略) 3 報告の内容等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>様式</th> <th>報告の時期</th> <th>方法</th> <th>報告先</th> <th>記入要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被害概況即報</td> <td rowspan="2">第4号様式 その1</td> <td>災害の覚知後直ちに</td> <td rowspan="2">県一斉指令システム等</td> <td>県(消防防災課)</td> <td rowspan="2">○ 県一斉指令の災害報告</td> </tr> <tr> <td>県に報告ができない場合</td> <td>国(消防庁)</td> </tr> <tr> <td>被害状況即報</td> <td>第4号様式 その2</td> <td>被害状況が判明次第、逐次中間調査を実施する。</td> <td></td> <td>県(消防防災課)、 消防本部、 警察署</td> <td>○ 火災・災害等即報要領、災害報告取扱要領</td> </tr> <tr> <td>災害確定報告</td> <td>第1号様式</td> <td>同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内(被害状況の最終報告)確定調査を実施する。</td> <td></td> <td></td> <td>○ 県一斉指令の災害報告 ○ 災害報告取扱要領</td> </tr> <tr> <td>災害中間年報</td> <td>第2号様式</td> <td>毎年1月1日から12月までの災害による被害の状況(12月10日現在で明らかになったものを12月20日までに報告)</td> <td></td> <td>県(消防防災課)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調査種類	調査員	調査方法	第二次被害家屋調査(再調査)	2人1組	内部立ち入り調査	順位	伝達先	電話番号	第1順位	佐賀県(消防防災課)	0952-25-7026	第2順位	鳥栖・三養基地区消防事務組合 消防本部	0942-85-0119	第3順位	鳥栖警察署	0942-83-2131	第4順位	その他の防災関係機関		種類	様式	報告の時期	方法	報告先	記入要領	被害概況即報	第4号様式 その1	災害の覚知後直ちに	県一斉指令システム等	県(消防防災課)	○ 県一斉指令の災害報告	県に報告ができない場合	国(消防庁)	被害状況即報	第4号様式 その2	被害状況が判明次第、逐次中間調査を実施する。		県(消防防災課)、 消防本部、 警察署	○ 火災・災害等即報要領、災害報告取扱要領	災害確定報告	第1号様式	同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内(被害状況の最終報告)確定調査を実施する。			○ 県一斉指令の災害報告 ○ 災害報告取扱要領	災害中間年報	第2号様式	毎年1月1日から12月までの災害による被害の状況(12月10日現在で明らかになったものを12月20日までに報告)		県(消防防災課)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査種類</th> <th>調査員</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2回被害家屋調査(再調査)</td> <td>2人1組</td> <td>内部立ち入り調査</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 被害情報のとりまとめ・伝達 1～2 (略) 3 防災関係機関への伝達 総務班及び各担当班は、被害情報をまとめた後、直ちに県災害対策本部及び防災関係機関へ伝達する。</p> <p>○ 通報の優先順位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>伝達先</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1順位</td> <td>佐賀県(危機管理防災課)</td> <td>0952-25-7026</td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td>鳥栖・三養基地区消防事務組合 消防本部</td> <td>0942-85-0119</td> </tr> <tr> <td>第3順位</td> <td>鳥栖警察署</td> <td>0942-83-2131</td> </tr> <tr> <td>第4順位</td> <td>その他の防災関係機関</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>資料編 防災関係機関の連絡先</p> <p>第5 被害状況等の報告 (略) 1～2 (略) 3 報告の内容等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>様式</th> <th>報告の時期</th> <th>方法</th> <th>報告先</th> <th>記入要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被害概況即報</td> <td rowspan="2">災害即報第4号 様式その1</td> <td>災害の覚知後直ちに</td> <td rowspan="2">県一斉指令システム等</td> <td>県(危機管理防災課)</td> <td rowspan="2">県一斉指令の災害報告 火災・災害等即報要領、災害報告取扱要領</td> </tr> <tr> <td>県に報告ができない場合</td> <td>国(消防庁)</td> </tr> <tr> <td>被害状況即報</td> <td>災害即報第4号 様式その2</td> <td>被害状況が判明次第、逐次中間調査を実施する。</td> <td></td> <td>県(危機管理防災課)、 消防本部、 警察署</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害確定報告</td> <td>災害即報第1号 様式</td> <td>同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内(被害状況の最終報告)確定調査を実施する。</td> <td></td> <td></td> <td>県一斉指令の災害報告 災害報告取扱要領</td> </tr> <tr> <td>災害中間年報</td> <td>災害即報第2号 様式</td> <td>毎年1月1日から12月までの災害による被害の状況(12月10日現在で明らかになったものを12月20日までに報告)</td> <td></td> <td>県(危機管理防災課)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害年報</td> <td>災害即報第3号 様式</td> <td>毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況(翌年4月1日現在で明らかになったものを4月30日までに報告)</td> <td></td> <td>県(危機管理防災課)</td> <td>県一斉指令の災害報告 災害報告取扱要領</td> </tr> </tbody> </table>	調査種類	調査員	調査方法	第2回被害家屋調査(再調査)	2人1組	内部立ち入り調査	順位	伝達先	電話番号	第1順位	佐賀県(危機管理防災課)	0952-25-7026	第2順位	鳥栖・三養基地区消防事務組合 消防本部	0942-85-0119	第3順位	鳥栖警察署	0942-83-2131	第4順位	その他の防災関係機関		種類	様式	報告の時期	方法	報告先	記入要領	被害概況即報	災害即報第4号 様式その1	災害の覚知後直ちに	県一斉指令システム等	県(危機管理防災課)	県一斉指令の災害報告 火災・災害等即報要領、災害報告取扱要領	県に報告ができない場合	国(消防庁)	被害状況即報	災害即報第4号 様式その2	被害状況が判明次第、逐次中間調査を実施する。		県(危機管理防災課)、 消防本部、 警察署		災害確定報告	災害即報第1号 様式	同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内(被害状況の最終報告)確定調査を実施する。			県一斉指令の災害報告 災害報告取扱要領	災害中間年報	災害即報第2号 様式	毎年1月1日から12月までの災害による被害の状況(12月10日現在で明らかになったものを12月20日までに報告)		県(危機管理防災課)		災害年報	災害即報第3号 様式	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況(翌年4月1日現在で明らかになったものを4月30日までに報告)		県(危機管理防災課)	県一斉指令の災害報告 災害報告取扱要領	
	調査種類	調査員	調査方法																																																																																																																
	第二次被害家屋調査(再調査)	2人1組	内部立ち入り調査																																																																																																																
	順位	伝達先	電話番号																																																																																																																
	第1順位	佐賀県(消防防災課)	0952-25-7026																																																																																																																
	第2順位	鳥栖・三養基地区消防事務組合 消防本部	0942-85-0119																																																																																																																
	第3順位	鳥栖警察署	0942-83-2131																																																																																																																
	第4順位	その他の防災関係機関																																																																																																																	
	種類	様式	報告の時期	方法	報告先	記入要領																																																																																																													
	被害概況即報	第4号様式 その1	災害の覚知後直ちに	県一斉指令システム等	県(消防防災課)	○ 県一斉指令の災害報告																																																																																																													
県に報告ができない場合			国(消防庁)																																																																																																																
被害状況即報	第4号様式 その2	被害状況が判明次第、逐次中間調査を実施する。		県(消防防災課)、 消防本部、 警察署	○ 火災・災害等即報要領、災害報告取扱要領																																																																																																														
災害確定報告	第1号様式	同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内(被害状況の最終報告)確定調査を実施する。			○ 県一斉指令の災害報告 ○ 災害報告取扱要領																																																																																																														
災害中間年報	第2号様式	毎年1月1日から12月までの災害による被害の状況(12月10日現在で明らかになったものを12月20日までに報告)		県(消防防災課)																																																																																																															
調査種類	調査員	調査方法																																																																																																																	
第2回被害家屋調査(再調査)	2人1組	内部立ち入り調査																																																																																																																	
順位	伝達先	電話番号																																																																																																																	
第1順位	佐賀県(危機管理防災課)	0952-25-7026																																																																																																																	
第2順位	鳥栖・三養基地区消防事務組合 消防本部	0942-85-0119																																																																																																																	
第3順位	鳥栖警察署	0942-83-2131																																																																																																																	
第4順位	その他の防災関係機関																																																																																																																		
種類	様式	報告の時期	方法	報告先	記入要領																																																																																																														
被害概況即報	災害即報第4号 様式その1	災害の覚知後直ちに	県一斉指令システム等	県(危機管理防災課)	県一斉指令の災害報告 火災・災害等即報要領、災害報告取扱要領																																																																																																														
		県に報告ができない場合		国(消防庁)																																																																																																															
被害状況即報	災害即報第4号 様式その2	被害状況が判明次第、逐次中間調査を実施する。		県(危機管理防災課)、 消防本部、 警察署																																																																																																															
災害確定報告	災害即報第1号 様式	同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内(被害状況の最終報告)確定調査を実施する。			県一斉指令の災害報告 災害報告取扱要領																																																																																																														
災害中間年報	災害即報第2号 様式	毎年1月1日から12月までの災害による被害の状況(12月10日現在で明らかになったものを12月20日までに報告)		県(危機管理防災課)																																																																																																															
災害年報	災害即報第3号 様式	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況(翌年4月1日現在で明らかになったものを4月30日までに報告)		県(危機管理防災課)	県一斉指令の災害報告 災害報告取扱要領																																																																																																														

項	現行	修正後	備考																																		
109	<p>4 連絡窓口</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>平日(8:30~17:15) 消防防災課(総括対策部)</td> <td>左記以外 守衛室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>TEL</td> <td>0952-25-7026 0952-25-7027</td> <td rowspan="2">0952-24-3842</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>0952-25-7262</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信 ネットワーク</td> <td>TEL</td> <td>79-200-1353</td> <td></td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>79-200-4510</td> <td></td> </tr> </table>			平日(8:30~17:15) 消防防災課(総括対策部)	左記以外 守衛室	NTT回線	TEL	0952-25-7026 0952-25-7027	0952-24-3842	FAX	0952-25-7262	地域衛星通信 ネットワーク	TEL	79-200-1353		FAX	79-200-4510		<p>4 連絡窓口</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>平日(8:30~17:15) 危機管理防災課 (政策部危機管理・報道局)</td> <td>左記以外 守衛室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>TEL</td> <td>0952-25-7026 0952-25-7027</td> <td rowspan="2">0952-24-3842</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>0952-25-7262</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信 ネットワーク</td> <td>TEL</td> <td>79-200-1353</td> <td></td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>79-200-4510</td> <td></td> </tr> </table>			平日(8:30~17:15) 危機管理防災課 (政策部危機管理・報道局)	左記以外 守衛室	NTT回線	TEL	0952-25-7026 0952-25-7027	0952-24-3842	FAX	0952-25-7262	地域衛星通信 ネットワーク	TEL	79-200-1353		FAX	79-200-4510		
		平日(8:30~17:15) 消防防災課(総括対策部)	左記以外 守衛室																																		
NTT回線	TEL	0952-25-7026 0952-25-7027	0952-24-3842																																		
	FAX	0952-25-7262																																			
地域衛星通信 ネットワーク	TEL	79-200-1353																																			
	FAX	79-200-4510																																			
		平日(8:30~17:15) 危機管理防災課 (政策部危機管理・報道局)	左記以外 守衛室																																		
NTT回線	TEL	0952-25-7026 0952-25-7027	0952-24-3842																																		
	FAX	0952-25-7262																																			
地域衛星通信 ネットワーク	TEL	79-200-1353																																			
	FAX	79-200-4510																																			
110	<p>第3節 災害時の広報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市の広報</td> <td>●災害情報等の広報 ●報道機関への広報</td> <td>広報班、各担当班 広報班</td> </tr> <tr> <td>他機関の広報</td> <td>●防災関係機関の広報</td> <td>消防本部、警察署、九州電力(株)、 西日本電信電話(株)等、 鳥栖ガス(株)等</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 災害情報等の広報</p> <p>災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、災害の状況や発生段階に応じた必要な情報について住民等へ広報を行う。</p> <p>広報にあたっては、広報車、防災無線、ホームページ、携帯電話等のメール(防災ネットあんあん、緊急速報メール)、テレビ、ラジオ、広報紙等、多くの手段を活用して行う。</p> <p>なお、災害発生後については、車上などの避難所以外で避難生活を送る者や所在が把握できる市外への避難者に対しても情報を提供できるように努めるものとする。</p> <p>また、視聴覚障害者、日本語を解さない外国人等の要配慮者への情報提供については、手話通訳や点訳、外国語の通訳等ができるボランティアに協力を要請するなどして、正確な情報の提供に努める。</p> <p>なお、避難情報などの特に緊急性が高い情報については、テレビやラジオ等の報道機関各社への放送要請及び緊急速報メールにより、県が主体的に広報するものとする。</p> <p>【災害段階別での広報】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の種類・段階</th> <th>広報すべき情報</th> <th>広報手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【風水害】 災害発生前 (警戒・避難期)</td> <td>○ 気象情報、警報・土砂災害警戒情報等 ○ 雨量、河川水位等の状況 ○ 避難情報 (避難準備情報、避難勧告、避難</td> <td>広報車、防災無線、ホームページ、携帯電話等のメール(防災ネットあんあん、緊急速報</td> </tr> </tbody> </table>	項目	活動	担当	市の広報	●災害情報等の広報 ●報道機関への広報	広報班、各担当班 広報班	他機関の広報	●防災関係機関の広報	消防本部、警察署、九州電力(株)、 西日本電信電話(株)等、 鳥栖ガス(株)等	災害の種類・段階	広報すべき情報	広報手段	【風水害】 災害発生前 (警戒・避難期)	○ 気象情報、警報・土砂災害警戒情報等 ○ 雨量、河川水位等の状況 ○ 避難情報 (避難準備情報、避難勧告、避難	広報車、防災無線、ホームページ、携帯電話等のメール(防災ネットあんあん、緊急速報	<p>第3節 災害時の広報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市の広報</td> <td>●災害情報等の広報 ●報道機関への広報</td> <td>広報班、各担当班 広報班</td> </tr> <tr> <td>他機関の広報</td> <td>●防災関係機関の広報</td> <td>消防本部、警察署、九州電力(株)、 西日本電信電話(株)等、 鳥栖ガス(株)等</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 災害情報等の広報</p> <p>災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、災害の状況や発生段階に応じた必要な情報について住民等へ広報を行う。</p> <p>広報にあたっては、広報車、防災無線、ホームページ、携帯電話メール(防災ネットあんあん、緊急速報メール) SNS、テレビ(dボタン)、防災ラジオ、広報紙等、多くの手段を活用して行う。</p> <p>なお、災害発生後については、車上などの避難所以外で避難生活を送る者や所在が把握できる市外への避難者に対しても情報を提供できるように努めるものとする。</p> <p>また、視聴覚障害者、日本語を解さない外国人等の要配慮者への情報提供については、手話通訳や点訳、外国語の通訳等ができるボランティアに協力を要請するなどして、正確な情報の提供に努める。</p> <p>なお、避難情報などの特に緊急性が高い情報については、テレビやラジオ等の報道機関各社への放送要請及び緊急速報メールにより、県が主体的に広報するものとする。</p> <p>【災害段階別での広報】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の種類・段階</th> <th>広報すべき情報</th> <th>広報手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【風水害】 災害発生前 (警戒・避難期)</td> <td>○ 気象情報、警報・土砂災害警戒情報等 ○ 雨量、河川水位等の状況 ○ 避難情報 (高齢者等避難、避難指示、緊急</td> <td>広報車、防災無線、ホームページ、携帯電話メール(防災ネットあんあん、緊急速報メー</td> </tr> </tbody> </table>	項目	活動	担当	市の広報	●災害情報等の広報 ●報道機関への広報	広報班、各担当班 広報班	他機関の広報	●防災関係機関の広報	消防本部、警察署、九州電力(株)、 西日本電信電話(株)等、 鳥栖ガス(株)等	災害の種類・段階	広報すべき情報	広報手段	【風水害】 災害発生前 (警戒・避難期)	○ 気象情報、警報・土砂災害警戒情報等 ○ 雨量、河川水位等の状況 ○ 避難情報 (高齢者等避難、避難指示、緊急	広報車、防災無線、ホームページ、携帯電話メール(防災ネットあんあん、緊急速報メー					
項目	活動	担当																																			
市の広報	●災害情報等の広報 ●報道機関への広報	広報班、各担当班 広報班																																			
他機関の広報	●防災関係機関の広報	消防本部、警察署、九州電力(株)、 西日本電信電話(株)等、 鳥栖ガス(株)等																																			
災害の種類・段階	広報すべき情報	広報手段																																			
【風水害】 災害発生前 (警戒・避難期)	○ 気象情報、警報・土砂災害警戒情報等 ○ 雨量、河川水位等の状況 ○ 避難情報 (避難準備情報、避難勧告、避難	広報車、防災無線、ホームページ、携帯電話等のメール(防災ネットあんあん、緊急速報																																			
項目	活動	担当																																			
市の広報	●災害情報等の広報 ●報道機関への広報	広報班、各担当班 広報班																																			
他機関の広報	●防災関係機関の広報	消防本部、警察署、九州電力(株)、 西日本電信電話(株)等、 鳥栖ガス(株)等																																			
災害の種類・段階	広報すべき情報	広報手段																																			
【風水害】 災害発生前 (警戒・避難期)	○ 気象情報、警報・土砂災害警戒情報等 ○ 雨量、河川水位等の状況 ○ 避難情報 (高齢者等避難、避難指示、緊急	広報車、防災無線、ホームページ、携帯電話メール(防災ネットあんあん、緊急速報メー																																			

項	現行		修正後		備考	
111		<p>指示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所への避難、屋内への退避等、安全の確保のためにとるべき措置 	メール)、テレビ・ラジオ 等		<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所への避難、屋内への退避等、安全の確保のためにとるべき措置 	ル)、 <u>SNS</u> 、テレビ (<u>dポタ</u> ・ <u>防災</u> ラジオ等
	【風水害・地震】 災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生状況（人的被害、住家の被害等） ○ 避難所の開設状況 ○ 道路交通状況（通行止め道路情報等） ○ 公共交通機関の運行状況（鉄道・バス等） ○ ライフライン施設（電気・ガス・上下水道・電話等）の被災状況 ○ 医療機関等の開設状況 	広報車、防災無線、ホームページ、防災ネットあんあん、テレビ・ラジオ、広報誌、避難所の掲示板 等	【風水害・地震】 災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生状況（人的被害、住家の被害等） ○ 避難所の開設状況 ○ 道路交通状況（通行止め道路情報等） ○ 公共交通機関の運行状況（鉄道・バス等） ○ ライフライン施設（電気・ガス・上下水道・電話等）の被災状況 ○ 医療機関等の開設状況 	広報車、防災無線、ホームページ、携帯電話メール（防災ネットあんあん、緊急速報メール）、 <u>SNS</u> 、テレビ (<u>dポタ</u> ・ <u>防災</u> ラジオ等
	【風水害・地震】 応急復旧期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の安否情報 ○ 被害の状況 ○ 給水、食料供給の情報 ○ ライフライン等の復旧状況、見通し ○ 応急仮設住宅、福祉仮設住宅の入居等の状況・<u>り</u>災証明等の行政サービス 	ホームページ、広報誌、避難所の掲示板、防災ネットあんあん 等 ※ 必要に応じて、災害FMの制度活用を検討する（九州総合通信局へ申請）	【風水害・地震】 応急復旧期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の安否情報 ○ 被害の状況 ○ 給水、食料供給の情報 ○ ライフライン等の復旧状況、見通し ○ 応急仮設住宅、福祉仮設住宅の入居等の状況・<u>罹</u>災証明等の行政サービス 	ホームページ、広報誌、避難所の掲示板、携帯電話メール、 <u>SNS</u> 、テレビ (<u>dポタ</u> ・ <u>防災</u> ラジオ等※ 必要に応じて、災害FMの制度活用を検討する（九州総合通信局へ申請）
	【広報項目及び担当一覧】		【広報項目及び担当一覧】			
	項目	担当	参照項目	項目	担当	参照項目
	避難所の開設	福祉班、収容各班、市民各班	第5節第7	避難所の開設	市民各班、福祉班、収容各班	第5節第7
	巡回救護の実施	健康班	第10節第7	巡回救護の実施	健康班	第10節第7
	心のケア	健康班	第10節第8	心のケア <u>対策</u>	健康班	第10節第8
	交通規制	建設第1班、 <u>建設第2班</u> 、警察署	第11節第1	交通規制	建設第1班 <u>～ 第3班</u> 、警察署	第11節第1
	上水道の復旧状況	上下水道班	第13節第1	上水道の復旧状況	上下水道班	第13節第1
	下水道の復旧状況	上下水道班	第13節第2	下水道の復旧状況	上下水道班	第13節第2
	工業用水道の復旧状況	工業用水道事業者	第13節第3	工業用水道の復旧状況	工業用水道事業者	第13節第3
	電気の復旧状況	九州電力(株)	第13節第4	電気の復旧状況	九州電力(株)	第13節第4
	電話の復旧状況	西日本電信電話(株)等	第13節第5	電話の復旧状況	西日本電信電話(株)他	第13節第5
	ガスの復旧状況	鳥栖ガス(株)等	第13節第6	ガスの復旧状況	鳥栖ガス(株)他	第13節第6
	道路・橋梁の復旧状況	建設第1班	第14節第2	道路・橋梁の復旧状況	建設第1班	第14節第2
	飲料水、生活用水の給水	上下水道班	第15節第1・2	飲料水、生活用水の給水	上下水道班	第15節第1・2
	食料の供給	支援班	第15節第5	食料の供給	支援班	第15節第5
	生活必需品の供給	支援班	第15節第8	生活必需品の供給	支援班	第15節第8
	応急仮設住宅、福祉仮設住宅の入居	福祉班、収容各班	第16節第3 第19節第7	応急仮設住宅、福祉仮設住宅の入居	建設第1班	第16節第3 第19節第7
	食中毒の予防	健康班、環境班	第17節第1	食中毒の予防	健康班、環境班	第17節第1
	被災地の保健衛生・防疫	健康班、環境班	第17節第2	被災地の保健衛生・防疫	環境班	第17節第2
	生活ごみ・災害廃棄物	環境班	第17節第5・6	生活ごみ・災害廃棄物	環境班	第17節第5・6
	被災地内の安全確保	総務班、建設第1班、消防団、警察署	第18節第1・2	被災地内の安全確保	総務班、建設第1班、消防団、警察署	第18節第1
	要配慮者対応	福祉班	第19節	要配慮者対応	福祉班	第19節
	第2 (略)		第2 (略)			
	第3 防災関係機関の広報		第3 防災関係機関の広報			

項	現行	修正後	備考																																				
112	<p>防災関係機関は、災害が発生した場合、次のとおり応急活動の状況及び復旧の見通しについて広報活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="231 289 1359 596"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>広 報 内 容</th> <th>手 段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部</td> <td>火災、避難、救護</td> <td>広報車、戸別訪問等</td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>避難、交通規制、二次災害防止</td> <td>広報車等</td> </tr> <tr> <td>九州電力(株)</td> <td>被害、復旧状況</td> <td>テレビ、ラジオ、広報車等</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話(株)等</td> <td>通信の途絶、利用の制限</td> <td>広報車等</td> </tr> <tr> <td>鳥栖ガス(株)等</td> <td>ガスの供給状況、ガスの使用や避難時の注意</td> <td>広報車等</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	広 報 内 容	手 段	消防本部	火災、避難、救護	広報車、戸別訪問等	警察署	避難、交通規制、二次災害防止	広報車等	九州電力(株)	被害、復旧状況	テレビ、ラジオ、広報車等	西日本電信電話(株)等	通信の途絶、利用の制限	広報車等	鳥栖ガス(株)等	ガスの供給状況、ガスの使用や避難時の注意	広報車等	<p>防災関係機関は、災害が発生した場合、次のとおり応急活動の状況及び復旧の見通しについて広報活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1484 289 2611 596"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>広 報 内 容</th> <th>手 段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部</td> <td>火災、避難、救護</td> <td>広報車、戸別訪問、<u>ホームページ</u>等</td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>避難、交通規制、二次災害防止</td> <td>広報車、<u>ホームページ</u>等</td> </tr> <tr> <td>九州電力(株)</td> <td>被害、復旧状況</td> <td>テレビ、ラジオ、広報車、<u>ホームページ</u>等</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話(株)等</td> <td>通信の途絶、利用の制限</td> <td>広報車、<u>ホームページ</u>等</td> </tr> <tr> <td>鳥栖ガス(株)等</td> <td>ガスの供給状況、ガスの使用や避難時の注意</td> <td>広報車、<u>ホームページ</u>等</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	広 報 内 容	手 段	消防本部	火災、避難、救護	広報車、戸別訪問、 <u>ホームページ</u> 等	警察署	避難、交通規制、二次災害防止	広報車、 <u>ホームページ</u> 等	九州電力(株)	被害、復旧状況	テレビ、ラジオ、広報車、 <u>ホームページ</u> 等	西日本電信電話(株)等	通信の途絶、利用の制限	広報車、 <u>ホームページ</u> 等	鳥栖ガス(株)等	ガスの供給状況、ガスの使用や避難時の注意	広報車、 <u>ホームページ</u> 等	
機 関	広 報 内 容	手 段																																					
消防本部	火災、避難、救護	広報車、戸別訪問等																																					
警察署	避難、交通規制、二次災害防止	広報車等																																					
九州電力(株)	被害、復旧状況	テレビ、ラジオ、広報車等																																					
西日本電信電話(株)等	通信の途絶、利用の制限	広報車等																																					
鳥栖ガス(株)等	ガスの供給状況、ガスの使用や避難時の注意	広報車等																																					
機 関	広 報 内 容	手 段																																					
消防本部	火災、避難、救護	広報車、戸別訪問、 <u>ホームページ</u> 等																																					
警察署	避難、交通規制、二次災害防止	広報車、 <u>ホームページ</u> 等																																					
九州電力(株)	被害、復旧状況	テレビ、ラジオ、広報車、 <u>ホームページ</u> 等																																					
西日本電信電話(株)等	通信の途絶、利用の制限	広報車、 <u>ホームページ</u> 等																																					
鳥栖ガス(株)等	ガスの供給状況、ガスの使用や避難時の注意	広報車、 <u>ホームページ</u> 等																																					
113	<p>第4節 相互協力・応援要請 (略) 第1 自衛隊派遣要請 1 派遣要請依頼の方法 (略)</p> <table border="1" data-bbox="231 743 1359 894"> <tbody> <tr> <td>要請依頼先</td> <td>佐賀県知事 (消防防災課)</td> </tr> <tr> <td>緊急連絡先</td> <td>自衛隊 (陸上自衛隊 九州補給処長)</td> </tr> <tr> <td>要請・通知の伝達方法</td> <td>文書各1部 (緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書を送付)</td> </tr> <tr> <td>要請内容</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	要請依頼先	佐賀県知事 (消防防災課)	緊急連絡先	自衛隊 (陸上自衛隊 九州補給処長)	要請・通知の伝達方法	文書各1部 (緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書を送付)	要請内容	(略)	<p>第4節 相互協力・応援要請 (略) 第1 自衛隊派遣要請 1 派遣要請依頼の方法 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1484 743 2611 894"> <tbody> <tr> <td>要請依頼先</td> <td>佐賀県知事 (危機管理防災課)</td> </tr> <tr> <td>緊急連絡先</td> <td>自衛隊 (陸上自衛隊 九州補給処長)</td> </tr> <tr> <td>要請・通知の伝達方法</td> <td>文書各1部 (緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書を送付)</td> </tr> <tr> <td>要請内容</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	要請依頼先	佐賀県知事 (危機管理防災課)	緊急連絡先	自衛隊 (陸上自衛隊 九州補給処長)	要請・通知の伝達方法	文書各1部 (緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書を送付)	要請内容	(略)																					
要請依頼先	佐賀県知事 (消防防災課)																																						
緊急連絡先	自衛隊 (陸上自衛隊 九州補給処長)																																						
要請・通知の伝達方法	文書各1部 (緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書を送付)																																						
要請内容	(略)																																						
要請依頼先	佐賀県知事 (危機管理防災課)																																						
緊急連絡先	自衛隊 (陸上自衛隊 九州補給処長)																																						
要請・通知の伝達方法	文書各1部 (緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書を送付)																																						
要請内容	(略)																																						
114	 <p>※注 破線は、県知事に対して派遣要請の要求を行った場合、又は派遣要請の要求ができない場合に行うことができる。</p> <p>2～6 (略)</p>	 <p>※注 破線は、県知事に対して派遣要請の要求を行った場合、又は派遣要請の要求ができない場合に行うことができる。</p> <p>2～6 (略)</p>																																					
115	<p>第2 県知事への要請 県知事には、応援の要請又は職員派遣の要請を行う。 ただし、緊急の場合は自衛隊派遣要請と同様に電話、防災無線等で直接要請し、後日文書を送付する。 また、消防活動、救助活動、救急活動及び水道の応急措置等については、必要に応じて県を通じて応援要請を行う。</p> <table border="1" data-bbox="231 1675 1359 1902"> <tbody> <tr> <td>要 請 先</td> <td colspan="2">佐賀県知事 (消防防災課)</td> </tr> <tr> <td>要請伝達方法</td> <td colspan="2">文書各1部 (緊急の場合は電話、防災無線、FAXで行い、事後文書送付)</td> </tr> <tr> <td>応援の要求</td> <td>○ 災害の状況 ○ 応援を必要とする理由 ○ 応援を必要とする物資の品名、数量 ○ 応援を必要とする場所、活動内容</td> <td>災害対策基本法第68条</td> </tr> </tbody> </table>	要 請 先	佐賀県知事 (消防防災課)		要請伝達方法	文書各1部 (緊急の場合は電話、防災無線、FAXで行い、事後文書送付)		応援の要求	○ 災害の状況 ○ 応援を必要とする理由 ○ 応援を必要とする物資の品名、数量 ○ 応援を必要とする場所、活動内容	災害対策基本法第68条	<p>第2 県知事への要請 県知事には、応援の要請又は職員派遣の要請を行う。 <u>県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、所定の手続きに基づき運行管理責任者に対して行う。</u> ただし、緊急の場合は自衛隊派遣要請と同様に電話、防災無線等で直接要請し、後日文書を送付する。 また、消防活動、救助活動、救急活動及び水道の応急措置等については、必要に応じて県を通じて応援要請を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1484 1675 2611 1902"> <tbody> <tr> <td>要 請 先</td> <td colspan="2">佐賀県知事 (危機管理防災課)、<u>防災ヘリは運行管理責任者 (消防保安室長)</u></td> </tr> <tr> <td>要請伝達方法</td> <td colspan="2">文書各1部 (緊急の場合は電話、防災無線、FAXで行い、事後文書送付)</td> </tr> <tr> <td>応援の要求</td> <td>○ 災害の状況 ○ 応援を必要とする理由 ○ 応援を必要とする物資の品名、数量 ○ 応援を必要とする場所、活動内容</td> <td>災害対策基本法第68条</td> </tr> </tbody> </table>	要 請 先	佐賀県知事 (危機管理防災課)、 <u>防災ヘリは運行管理責任者 (消防保安室長)</u>		要請伝達方法	文書各1部 (緊急の場合は電話、防災無線、FAXで行い、事後文書送付)		応援の要求	○ 災害の状況 ○ 応援を必要とする理由 ○ 応援を必要とする物資の品名、数量 ○ 応援を必要とする場所、活動内容	災害対策基本法第68条																			
要 請 先	佐賀県知事 (消防防災課)																																						
要請伝達方法	文書各1部 (緊急の場合は電話、防災無線、FAXで行い、事後文書送付)																																						
応援の要求	○ 災害の状況 ○ 応援を必要とする理由 ○ 応援を必要とする物資の品名、数量 ○ 応援を必要とする場所、活動内容	災害対策基本法第68条																																					
要 請 先	佐賀県知事 (危機管理防災課)、 <u>防災ヘリは運行管理責任者 (消防保安室長)</u>																																						
要請伝達方法	文書各1部 (緊急の場合は電話、防災無線、FAXで行い、事後文書送付)																																						
応援の要求	○ 災害の状況 ○ 応援を必要とする理由 ○ 応援を必要とする物資の品名、数量 ○ 応援を必要とする場所、活動内容	災害対策基本法第68条																																					

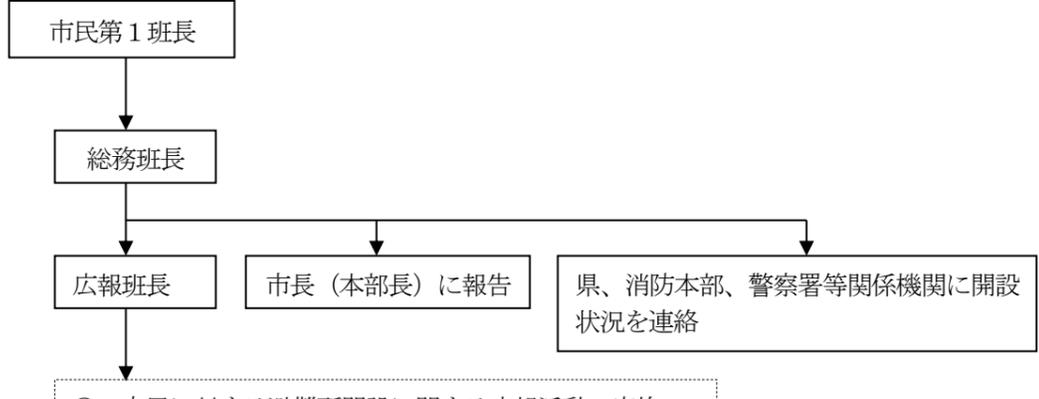
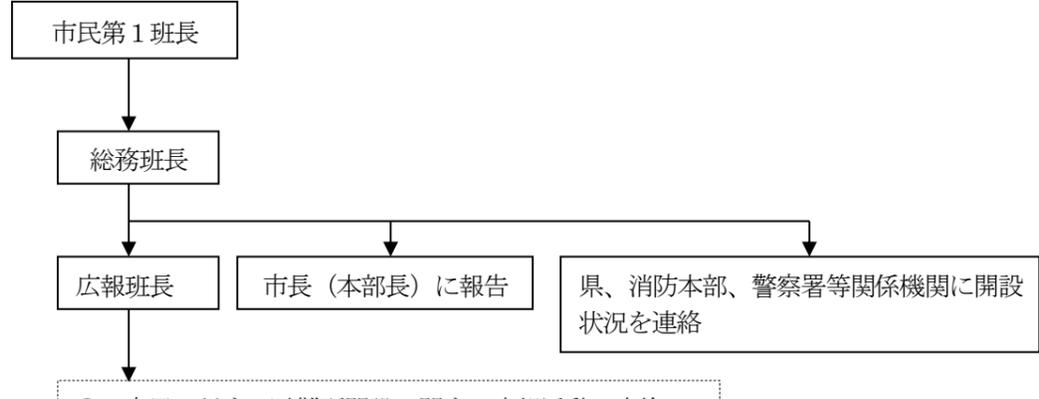
項	現行			修正後			備考																										
116	職員派遣要請・あっせん	<input type="checkbox"/> その他必要事項 <input type="checkbox"/> 派遣のあっせんを求める理由 <input type="checkbox"/> 職員の職種別人員数 <input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間 <input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他勤務条件 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	災害対策基本法第29条 災害対策基本法第30条	職員派遣要請・あっせん	<input type="checkbox"/> その他必要事項 <input type="checkbox"/> 派遣のあっせんを求める理由 <input type="checkbox"/> 職員の職種別人員数 <input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間 <input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他勤務条件 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	災害対策基本法第30条																											
	第3 (略)			第3 (略)																													
117	第4 民間企業等への要請 各担当班は、あらかじめ締結している協定や平常時からの協力体制等に基づき、民間企業等に協力を要請する。 <u>1 コープさが生活協同組合</u> <u>協定に基づき、必要な物資の供給及び配送を要請する。</u> <u>(1) 物資名</u> <u>あらかじめ協定で想定している次の物資以外の物資については、コープさが生活協同組合との協議のうえ、調整することができる。</u> <table border="1" data-bbox="237 1113 1365 1596"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="237 1113 1365 1144">品 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="237 1144 771 1186"><input type="checkbox"/> 容器入り飲料 (水、茶、牛乳、その他)</td> <td data-bbox="771 1144 1365 1186"><input type="checkbox"/> カセット式ガスコンロ及びボンベ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1186 771 1228"><input type="checkbox"/> パン (菓子パン、調理パン、食パン)</td> <td data-bbox="771 1186 1365 1228"><input type="checkbox"/> 洗剤、石けん</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1228 771 1270"><input type="checkbox"/> レトルト食品 (ごはん、おかず類)</td> <td data-bbox="771 1228 1365 1270"><input type="checkbox"/> 紙おむつ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1270 771 1312"><input type="checkbox"/> 缶詰 (イージーオープン)</td> <td data-bbox="771 1270 1365 1312"><input type="checkbox"/> 生理用品</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1312 771 1354"><input type="checkbox"/> インスタント食品</td> <td data-bbox="771 1312 1365 1354"><input type="checkbox"/> 電池</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1354 771 1396"><input type="checkbox"/> バター、ジャム</td> <td data-bbox="771 1354 1365 1396"><input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1396 771 1438"><input type="checkbox"/> 米</td> <td data-bbox="771 1396 1365 1438"><input type="checkbox"/> 毛布</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1438 771 1480"><input type="checkbox"/> 菓子類</td> <td data-bbox="771 1438 1365 1480"><input type="checkbox"/> 下着類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1480 771 1522"><input type="checkbox"/> ラップ、ホイル、ビニール袋</td> <td data-bbox="771 1480 1365 1522"><input type="checkbox"/> 靴下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1522 771 1564"><input type="checkbox"/> ゴミ袋</td> <td data-bbox="771 1522 1365 1564"><input type="checkbox"/> マスク</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1564 771 1606"><input type="checkbox"/> ティッシュペーパー、濡れティッシュ</td> <td data-bbox="771 1564 1365 1606"><input type="checkbox"/> 絆創膏</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1606 771 1648"><input type="checkbox"/> トイレットペーパー</td> <td data-bbox="771 1606 1365 1648"><input type="checkbox"/> 歯ブラシ、歯磨き粉</td> </tr> </tbody> </table> <u>(2) 要請方法</u> <u>文書にて、物資の供給及び配送の要請を行う。</u> <u>ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、後日文書を提出するものとする。</u> <u>(3) 経費の負担</u> <u>コープさが生活協同組合が供給した物資の対価及び配送の経費は、市の負担とする。</u>			品 名		<input type="checkbox"/> 容器入り飲料 (水、茶、牛乳、その他)	<input type="checkbox"/> カセット式ガスコンロ及びボンベ	<input type="checkbox"/> パン (菓子パン、調理パン、食パン)	<input type="checkbox"/> 洗剤、石けん	<input type="checkbox"/> レトルト食品 (ごはん、おかず類)	<input type="checkbox"/> 紙おむつ	<input type="checkbox"/> 缶詰 (イージーオープン)	<input type="checkbox"/> 生理用品	<input type="checkbox"/> インスタント食品	<input type="checkbox"/> 電池	<input type="checkbox"/> バター、ジャム	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ	<input type="checkbox"/> 米	<input type="checkbox"/> 毛布	<input type="checkbox"/> 菓子類	<input type="checkbox"/> 下着類	<input type="checkbox"/> ラップ、ホイル、ビニール袋	<input type="checkbox"/> 靴下	<input type="checkbox"/> ゴミ袋	<input type="checkbox"/> マスク	<input type="checkbox"/> ティッシュペーパー、濡れティッシュ	<input type="checkbox"/> 絆創膏	<input type="checkbox"/> トイレットペーパー	<input type="checkbox"/> 歯ブラシ、歯磨き粉	第4 民間企業等への要請 各担当班は、あらかじめ締結している協定や平常時からの協力体制等に基づき、民間企業等に協力を要請する。 <u>防災ヘリの緊急運航要請</u> <input type="checkbox"/> <u>要請の目的、災害種別</u> <input type="checkbox"/> <u>災害発生の場所、防災ヘリの離着陸場所</u> <input type="checkbox"/> <u>災害の概況</u> <input type="checkbox"/> <u>傷病者情報</u> <input type="checkbox"/> <u>その他必要な事項</u>			<u>県消防防災ヘリコプター</u> <u>緊急運航要領第4条</u>
品 名																																	
<input type="checkbox"/> 容器入り飲料 (水、茶、牛乳、その他)	<input type="checkbox"/> カセット式ガスコンロ及びボンベ																																
<input type="checkbox"/> パン (菓子パン、調理パン、食パン)	<input type="checkbox"/> 洗剤、石けん																																
<input type="checkbox"/> レトルト食品 (ごはん、おかず類)	<input type="checkbox"/> 紙おむつ																																
<input type="checkbox"/> 缶詰 (イージーオープン)	<input type="checkbox"/> 生理用品																																
<input type="checkbox"/> インスタント食品	<input type="checkbox"/> 電池																																
<input type="checkbox"/> バター、ジャム	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ																																
<input type="checkbox"/> 米	<input type="checkbox"/> 毛布																																
<input type="checkbox"/> 菓子類	<input type="checkbox"/> 下着類																																
<input type="checkbox"/> ラップ、ホイル、ビニール袋	<input type="checkbox"/> 靴下																																
<input type="checkbox"/> ゴミ袋	<input type="checkbox"/> マスク																																
<input type="checkbox"/> ティッシュペーパー、濡れティッシュ	<input type="checkbox"/> 絆創膏																																
<input type="checkbox"/> トイレットペーパー	<input type="checkbox"/> 歯ブラシ、歯磨き粉																																

項	現行	修正後	備考
	<p><u>2 レンゴー株式会社鳥栖工場</u> <u>協定に基づき、必要な物資の供給及び配送を要請する。</u></p> <p><u>(1) 物資名</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>○ 段ボール製品 (段ボールシート及び段ボールケース)</u> <u>○ 段ボール製簡易ベッド</u> <u>○ その他同社の取り扱う商品で必要なもの</u> <p><u>(2) その他</u> <u>要請方法及び経費負担の考え方については、1と同様</u></p> <p><u>3 佐賀県LPガス協会鳥栖支部</u> <u>協定に基づき、必要な物資の供給・貸与及び配送を要請する。</u></p> <p><u>(1) 物資名</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>○ LPガス及びLPガス供給設備</u> <u>○ 配送車両</u> <u>○ 移動式発電機</u> <u>○ 炊事用具一式</u> <u>○ 上記を設置するために必要な要因の派遣</u> <p><u>(2) その他</u> <u>要請方法及び経費負担の考え方については、1と同様</u></p> <p><u>4 株式会社アクティオ</u> <u>協定に基づき、必要な物資の供給及び配送を要請する。</u></p> <p><u>(1) 物資名</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>○ 仮設トイレ</u> <u>○ 発電機</u> <u>○ 暖房器具移動式発電機</u> <u>○ その他同社で取扱う資機材</u> <p><u>(2) その他</u> <u>要請方法及び経費負担の考え方については、1と同様</u></p> <p>資料編 鳥栖市が締結している協定</p> <p>5 (略)</p> <p>第5～7 (略)</p> <p>第5節 避難対策 (略)</p> <p>第1 避難情報</p>	<p>資料編 鳥栖市が締結している協定</p> <p>5 (略)</p> <p>第5～7 (略)</p> <p>第5節 避難対策 (略)</p> <p>第1 避難情報</p>	

項	現行	修正後	備考																																																							
122	<p>1 <u>避難準備情報・避難勧告</u>・避難指示、警戒区域の設定</p> <p>(1) <u>避難準備情報・避難勧告</u>・避難指示</p> <p>市長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市民の生命・身体に危険が及ぶと思われるときは、危険地域の住民に対し<u>避難準備情報・避難勧告</u>・避難指示を発令する。</p> <p>発令にあたっては、風水害の場合は「<u>避難勧告等の判断</u>・伝達マニュアル」に基づき、市民が円滑に避難できるよう迅速な判断を行う。</p> <p>また、その際には、屋外を移動して避難場所等へ避難するよりも屋内に留まる方が安全だと判断される場合は、屋内の安全な場所へ退避する等、安全を確保するための措置をとるよう呼びかける必要があることに留意する。</p> <p>県知事は、大規模な災害等により市長がこれを行えない場合は、代わりに発令するものとする。他にも、警察官、水防管理者、自衛隊員又はその命を受けた職員が発令することができる。</p> <p>① <u>避難準備情報</u></p> <table border="1" data-bbox="273 661 1359 777"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>② <u>避難勧告</u></p> <table border="1" data-bbox="273 850 1359 1155"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき</td> <td>災害対策基本法第60条</td> </tr> <tr> <td>県知事</td> <td>市長が行うことができないとき</td> <td>災害対策基本法第60条</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>市長から要請がある場合又は市長が<u>避難の勧告</u>をするいとまのないとき</td> <td>災害対策基本法第61条</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>警察官がその場にい不在とき</td> <td>自衛隊法第94条</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ <u>避難指示</u></p> <table border="1" data-bbox="273 1228 1359 1564"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>危険が目前に迫っているとき（勧告よりも拘束力が強い）</td> <td>災害対策基本法第60条</td> </tr> <tr> <td>県知事</td> <td>市長が行うことができないとき</td> <td>災害対策基本法第60条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警察官</td> <td>市長から要請がある場合又は市長が避難の指示をするいとまのないとき</td> <td>災害対策基本法第61条</td> </tr> <tr> <td>危険が目前に迫っているとき（勧告よりも拘束力が強い）</td> <td>警察官職務執行法第4条</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>警察官がその場にい不在とき</td> <td>自衛隊法第94条</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>2 <u>避難準備情報・避難勧告</u>・避難指示の発令者又は警戒区域設定者の措置</p> <p><u>避難準備情報・避難勧告</u>・避難指示又は警戒区域設定を行った者は、必要な事項を関係機関に通知する。</p> <p>(1) 市長の措置</p> <p>市長 → 県知事 (<u>消防</u>防災課)</p>	実施者	要件	市長	災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき	実施者	要件	根拠法令	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条	県知事	市長が行うことができないとき	災害対策基本法第60条	警察官	市長から要請がある場合又は市長が <u>避難の勧告</u> をするいとまのないとき	災害対策基本法第61条	自衛官	警察官がその場にい不在とき	自衛隊法第94条	実施者	要件	根拠法令	市長	危険が目前に迫っているとき（勧告よりも拘束力が強い）	災害対策基本法第60条	県知事	市長が行うことができないとき	災害対策基本法第60条	警察官	市長から要請がある場合又は市長が避難の指示をするいとまのないとき	災害対策基本法第61条	危険が目前に迫っているとき（勧告よりも拘束力が強い）	警察官職務執行法第4条	自衛官	警察官がその場にい不在とき	自衛隊法第94条	<p>1 <u>高齢者等避難</u>・避難指示、警戒区域の設定</p> <p>(1) <u>高齢者等避難</u>・避難指示</p> <p>市長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市民の生命・身体に危険が及ぶと思われるときは、危険地域の住民に対し<u>高齢者等避難</u>・避難指示を発令する。</p> <p>発令にあたっては、風水害の場合は「<u>避難指示</u>等の判断・伝達マニュアル」に基づき、市民が円滑に避難できるよう迅速な判断を行う。</p> <p>また、その際には、屋外を移動して避難場所等へ避難するよりも屋内に留まる方が安全だと判断される場合は、屋内の安全な場所へ退避する等、安全を確保するための措置をとるよう呼びかける必要があることに留意する。</p> <p>県知事は、大規模な災害等により市長がこれを行えない場合は、代わりに発令するものとする。他にも、警察官、水防管理者、自衛隊員又はその命を受けた職員が発令することができる。</p> <p>① <u>高齢者等避難</u></p> <table border="1" data-bbox="1519 661 2605 777"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>② <u>避難指示</u></p> <table border="1" data-bbox="1519 850 2605 1155"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき</td> <td>災害対策基本法第60条</td> </tr> <tr> <td>県知事</td> <td>市長が行うことができないとき</td> <td>災害対策基本法第60条</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>市長から要請がある場合又は市長が<u>避難等の指示</u>をするいとまのないとき</td> <td>災害対策基本法第61条</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>警察官がその場にい不在とき</td> <td>自衛隊法第94条</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>2 <u>高齢者等避難</u>・避難指示の発令者又は警戒区域設定者の措置</p> <p><u>高齢者等避難</u>・避難指示又は警戒区域設定を行った者は、必要な事項を関係機関に通知する。</p> <p>(1) 市長の措置</p> <p>市長 → 県知事 (<u>危機管理</u>防災課)</p>	実施者	要件	市長	災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき	実施者	要件	根拠法令	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条	県知事	市長が行うことができないとき	災害対策基本法第60条	警察官	市長から要請がある場合又は市長が <u>避難等の指示</u> をするいとまのないとき	災害対策基本法第61条	自衛官	警察官がその場にい不在とき	自衛隊法第94条	
実施者	要件																																																									
市長	災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき																																																									
実施者	要件	根拠法令																																																								
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条																																																								
県知事	市長が行うことができないとき	災害対策基本法第60条																																																								
警察官	市長から要請がある場合又は市長が <u>避難の勧告</u> をするいとまのないとき	災害対策基本法第61条																																																								
自衛官	警察官がその場にい不在とき	自衛隊法第94条																																																								
実施者	要件	根拠法令																																																								
市長	危険が目前に迫っているとき（勧告よりも拘束力が強い）	災害対策基本法第60条																																																								
県知事	市長が行うことができないとき	災害対策基本法第60条																																																								
警察官	市長から要請がある場合又は市長が避難の指示をするいとまのないとき	災害対策基本法第61条																																																								
	危険が目前に迫っているとき（勧告よりも拘束力が強い）	警察官職務執行法第4条																																																								
自衛官	警察官がその場にい不在とき	自衛隊法第94条																																																								
実施者	要件																																																									
市長	災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき																																																									
実施者	要件	根拠法令																																																								
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条																																																								
県知事	市長が行うことができないとき	災害対策基本法第60条																																																								
警察官	市長から要請がある場合又は市長が <u>避難等の指示</u> をするいとまのないとき	災害対策基本法第61条																																																								
自衛官	警察官がその場にい不在とき	自衛隊法第94条																																																								

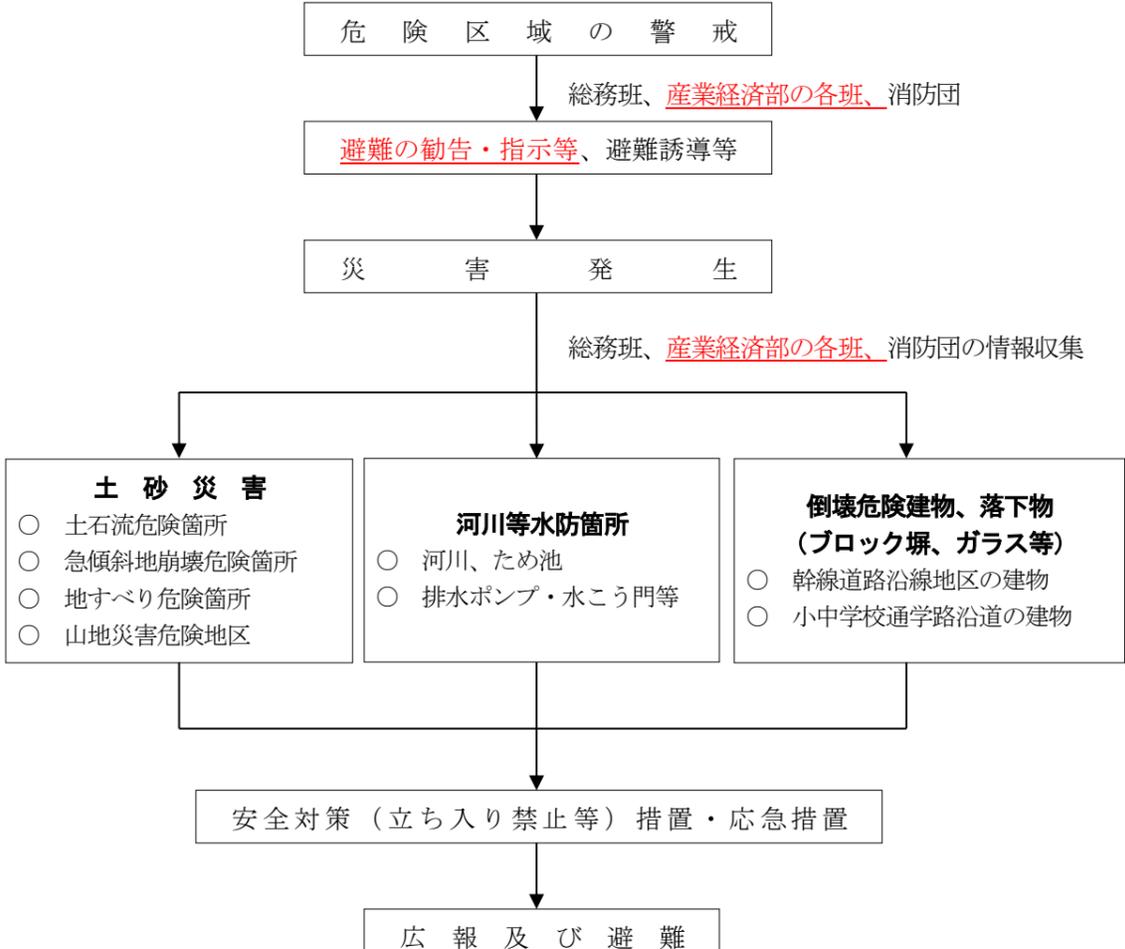
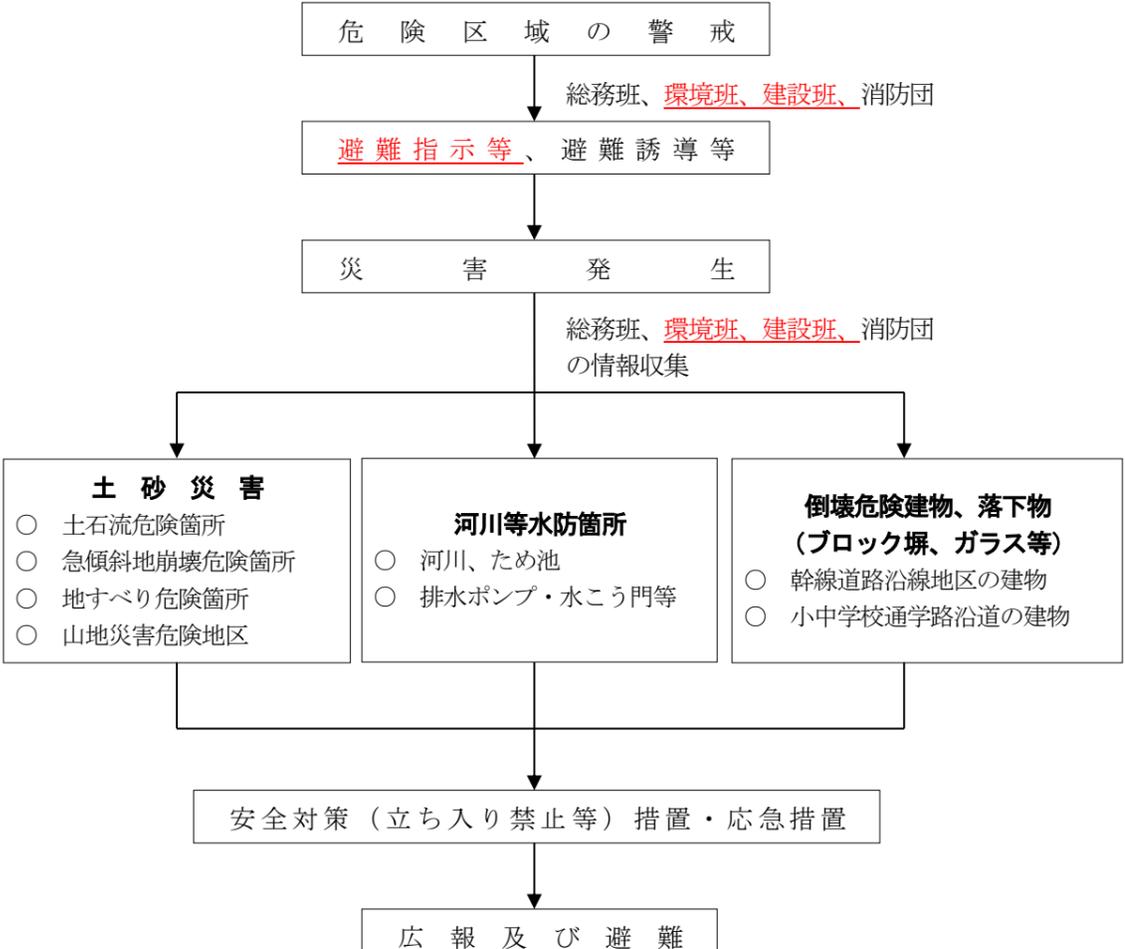
項	現行	修正後	備考
123	<p>(2) 県知事の措置 県知事 (消防防災課) → 市長</p> <p>(3) 警察官の措置</p> <p>① 災害対策基本法に基づく措置 警察官 → 所管警察署長 → 市長 → 県知事 (消防防災課)</p> <p>② 警察官職務執行法 (職権) に基づく措置 警察官 → 所管警察署長 → 県警察本部長 → 県公安委員会 → 県知事 (消防防災課)</p> <p>(4) 自衛官の措置 自衛官 → 市長 → 県知事 (消防防災課)</p>	<p>(2) 県知事の措置 県知事 (危機管理防災課) → 市長</p> <p>(3) 警察官の措置</p> <p>① 災害対策基本法に基づく措置 警察官 → 所管警察署長 → 市長 → 県知事 (危機管理防災課)</p> <p>② 警察官職務執行法 (職権) に基づく措置 警察官 → 所管警察署長 → 県警察本部長 → 県公安委員会 → 県知事 (危機管理防災課)</p> <p>(4) 自衛官の措置 自衛官 → 市長 → 県知事 (危機管理防災課)</p>	
第2 避難誘導等	第2 避難誘導等	第2 避難誘導等	
124	<p>1 避難情報の伝達</p> <p>(1) 伝達事項</p> <p>避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った場合、地域の居住者、滞在者等に次の事項を伝達する。伝達にあたっては、要配慮者（高齢者、障害者、外国人等）及び旅行者などの一時滞在者に配慮する。</p> <p>避難先は、あらかじめ定めた避難所を指定することを基本とするが、災害の種類及び被害状況等により、避難所を変更又は新設、若しくは屋内へ退避することを指示することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発令者 ○ 避難対象地域 ○ 避難準備情報・避難勧告・避難指示、警戒区域の設定の理由 ○ 避難日時、避難先（屋内への退避含む）及び避難経路 ○ 避難時の留意事項等 <p>資料編 指定避難所</p> <p>(2) 伝達方法</p> <p>避難の準備情報・避難勧告・避難指示及び警戒区域の伝達は、次の手段を用いて迅速に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線 ○ サイレン、警鐘 ○ 広報車 ○ 地域の連絡網 ○ 市ホームページ ○ テレビ、ラジオ ○ 携帯電話等のメール（防災ネットあんあん、緊急速報メール） <p>※ なお、テレビやラジオ等の報道機関各社への放送要請及び緊急速報メールの配信については、県も主体的に実施することとし、市からの情報提供のほか、市ヘリエゾン（情報連絡員）を派遣するなど、正確かつ迅速な収集に努める。</p> <p>2 避難誘導 (略)</p>	<p>1 避難情報の伝達</p> <p>(1) 伝達事項</p> <p>高齢者等避難・避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った場合、地域の居住者、滞在者等その他の者に次の事項を伝達する。伝達にあたっては、要配慮者（高齢者、障害者、外国人等）及び旅行者などの一時滞在者に配慮する。</p> <p>避難先は、あらかじめ定めた避難所を指定することを基本とするが、災害の種類及び被害状況等により、避難所を変更又は新設、若しくは屋内へ退避することを指示することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発令者 ○ 避難対象地域 ○ 高齢者等避難・避難指示、警戒区域の設定の理由 ○ 避難日時、避難先（屋内への退避含む）及び避難経路 ○ 避難時の留意事項等 <p>資料編 指定避難所</p> <p>(2) 伝達方法</p> <p>高齢者等避難・避難指示及び警戒区域の伝達は、次の手段を用いて迅速に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線 ○ サイレン、警鐘 ○ 広報車 ○ 地域の連絡網 ○ 市ホームページ ○ テレビ、ラジオ ○ 携帯電話等のメール（防災ネットあんあん、緊急速報メール、SNS） <p>※ なお、テレビやラジオ等の報道機関各社への放送要請及び緊急速報メールの配信については、県も主体的に実施することとし、市からの情報提供のほか、市ヘリエゾン（情報連絡員）を派遣するなど、正確かつ迅速な情報収集に努める。</p> <p>2 避難誘導 (略)</p>	

項	現行	修正後	備考																
125	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="290 224 492 254">避難誘導を行う者</th> <th data-bbox="869 224 1041 254">避難誘導の流れ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 260 448 289">収容各班、消防団</td> <td data-bbox="566 260 1350 327"><u>避難の勧告・指示等</u>の発令後、避難する地域及びあらかじめ指定する避難所にそれぞれ複数の市職員等を派遣する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 333 418 363">派遣された職員</td> <td data-bbox="566 333 1350 401">警察官、消防吏員、自主防災組織等の協力により市民等<u>の</u>危険地域から安全な地域へ避難誘導することに務める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 407 522 436">施設の責任者、管理者等</td> <td data-bbox="566 407 1350 474">学校、幼稚園、保育所、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、施設の管理者が行う。</td> </tr> </tbody> </table>	避難誘導を行う者	避難誘導の流れ	収容各班、消防団	<u>避難の勧告・指示等</u> の発令後、避難する地域及びあらかじめ指定する避難所にそれぞれ複数の市職員等を派遣する。	派遣された職員	警察官、消防吏員、自主防災組織等の協力により市民等 <u>の</u> 危険地域から安全な地域へ避難誘導することに務める。	施設の責任者、管理者等	学校、幼稚園、保育所、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、施設の管理者が行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1543 224 1745 254">避難誘導を行う者</th> <th data-bbox="2122 224 2294 254">避難誘導の流れ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1489 260 1697 289">収容各班、消防団</td> <td data-bbox="1825 260 2608 327"><u>避難指示等</u>の発令後、避難する地域及びあらかじめ指定する避難所にそれぞれ複数の市職員等を派遣する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1489 333 1668 363">派遣された職員</td> <td data-bbox="1825 333 2608 401">警察官、消防吏員、自主防災組織等の協力により市民等<u>を</u>危険地域から安全な地域へ避難誘導することに務める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1489 407 1771 436">施設の責任者、管理者等</td> <td data-bbox="1825 407 2608 474">学校、幼稚園、保育所、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、施設の管理者が行う。</td> </tr> </tbody> </table>	避難誘導を行う者	避難誘導の流れ	収容各班、消防団	<u>避難指示等</u> の発令後、避難する地域及びあらかじめ指定する避難所にそれぞれ複数の市職員等を派遣する。	派遣された職員	警察官、消防吏員、自主防災組織等の協力により市民等 <u>を</u> 危険地域から安全な地域へ避難誘導することに務める。	施設の責任者、管理者等	学校、幼稚園、保育所、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、施設の管理者が行う。	
避難誘導を行う者	避難誘導の流れ																		
収容各班、消防団	<u>避難の勧告・指示等</u> の発令後、避難する地域及びあらかじめ指定する避難所にそれぞれ複数の市職員等を派遣する。																		
派遣された職員	警察官、消防吏員、自主防災組織等の協力により市民等 <u>の</u> 危険地域から安全な地域へ避難誘導することに務める。																		
施設の責任者、管理者等	学校、幼稚園、保育所、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、施設の管理者が行う。																		
避難誘導を行う者	避難誘導の流れ																		
収容各班、消防団	<u>避難指示等</u> の発令後、避難する地域及びあらかじめ指定する避難所にそれぞれ複数の市職員等を派遣する。																		
派遣された職員	警察官、消防吏員、自主防災組織等の協力により市民等 <u>を</u> 危険地域から安全な地域へ避難誘導することに務める。																		
施設の責任者、管理者等	学校、幼稚園、保育所、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、施設の管理者が行う。																		
	3～4 (略)	3～4 (略)																	
126	<p>5 避難</p> <p>(1) 小規模な避難</p> <p><u>避難の勧告・指示等</u>が実施された場合は、その対象となった住民等は、<u>避難の勧告・指示等</u>の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。</p> <p>ただし、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、避難行動要支援者避難計画に基づき避難を支援するものとし、<u>避難の勧告・指示等</u>を実施した者又はその者が属する機関及び市は、車両等を準備し、援助するものとする。</p>	<p>5 避難</p> <p>(1) 小規模な避難</p> <p><u>避難指示等</u>が実施された場合は、その対象となった住民等は、<u>避難指示等</u>の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。</p> <p>ただし、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、避難行動要支援者避難計画に基づき避難を支援するものとし、<u>避難指示等</u>を実施した者又はその者が属する機関及び市は、車両等を準備し、援助するものとする。</p>																	
	(2) (略)	(2) (略)																	
	第3 主な施設における避難	第3 主な施設における避難																	
	<p>1 学校等</p> <p>公立の学校等は、生徒等の在学時に、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、<u>避難の勧告・指示等</u>があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。</p> <p>生徒等を避難させた場合は、市に対し、さらに市教育委員会に対し、速やかにその旨を連絡する。</p> <p>私立幼稚園も、これに準じるものとするが、連絡先は市及び関係機関とする。</p>	<p>1 学校等</p> <p>公立の学校等は、生徒等の在学時に、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、<u>避難指示等</u>があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。</p> <p>生徒等を避難させた場合は、市に対し、さらに市教育委員会に対し、速やかにその旨を連絡する。</p> <p>私立幼稚園も、これに準じるものとするが、連絡先は市及び関係機関とする。</p>																	
	<p>2 病院等医療機関</p> <p>病院等医療機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、<u>避難の勧告・指示等</u>があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ各機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関に転院させる。</p> <p>避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し、応援を要請する。</p> <p>この場合は、市に対し速やかにその旨連絡する。</p>	<p>2 病院等医療機関</p> <p>病院等医療機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、<u>避難指示等</u>があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ各機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関に転院させる。</p> <p>避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し、応援を要請する。</p> <p>この場合は、市に対し速やかにその旨連絡する。</p>																	
	<p>3 社会福祉施設</p> <p>社会福祉施設は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、<u>避難の勧告・指示等</u>があった場合又は自らその必要性を認める場合は、あらかじめ各施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に入所者又は利用者を避難させる。</p> <p>この場合は、市に対し、速やかにその旨連絡する。</p> <p>災害により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合は、市は、そのための措置を講じ、必要に応じて転所先等他の施設に対し、応援を要請する。</p>	<p>3 社会福祉施設</p> <p>社会福祉施設は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、<u>避難指示等</u>があった場合又は自らその必要性を認める場合は、あらかじめ各施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に入所者又は利用者を避難させる。</p> <p>この場合は、市に対し、速やかにその旨連絡する。</p> <p>災害により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合は、市は、そのための措置を講じ、必要に応じて転所先等他の施設に対し、応援を要請する。</p>																	

項	現行	修正後	備考
127	<p>県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、近隣県に対し、社会福祉施設等への受入協力を要請する。</p> <p>4 不特定多数の者が利用する特定施設等 不特定多数の者が利用する特定施設等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、<u>避難の勧告・指示等</u>があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。 この場合は、市に対し、速やかにその旨連絡する。</p> <p>第4～5 (略)</p> <p>第6 原子力災害による避難</p> <p>1 市外からの避難者の受入れ 原子力災害により、避難計画策定市町（玄海町、唐津市、伊万里市）において住民等に対する<u>避難のための立ち退きの勧告又は指示</u>が行われた場合における避難者については、当該避難元の市町職員と十分連絡・調整を行い、あらかじめ指定した避難所の安全性を確保したうえで受入れる。 また、避難所の運営については、避難元の市町職員の補助等、必要な協力を行う。</p> <p>2 O I Lに基づく避難等 市は、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示若しくは県の指示等に基づき、防護措置の実施を判断する基準として原子力災害対策指針において定める運用上の介入レベル（以下「O I L」という。）の基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域の住民等に対する<u>屋内退避の指示又は避難勧告若しくは避難指示</u>を行う等、必要な応急対策を実施する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、近隣県に対し、社会福祉施設等への受入協力を要請する。</p> <p>4 不特定多数の者が利用する特定施設等 不特定多数の者が利用する特定施設等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、<u>避難指示等</u>があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。 この場合は、市に対し、速やかにその旨連絡する。</p> <p>第4～5 (略)</p> <p>第6 原子力災害による避難</p> <p>1 市外からの避難者の受入れ 原子力災害により、避難計画策定市町（玄海町、唐津市、伊万里市）において住民等に対する<u>避難のための立ち退きの指示</u>が行われた場合における避難者については、当該避難元の市町職員と十分連絡・調整を行い、あらかじめ指定した避難所の安全性を確保したうえで受入れる。 また、避難所の運営については、避難元の市町職員の補助等、必要な協力を行う。</p> <p>2 O I Lに基づく避難等 市は、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示若しくは県の指示等に基づき、防護措置の実施を判断する基準として原子力災害対策指針において定める運用上の介入レベル（以下「O I L」という。）の基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域の住民等に対する<u>屋内退避の指示又は避難指示</u>を行う等、必要な応急対策を実施する。</p> <p>3 (略)</p>	
128	<p>第7 避難所の開設</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 避難所開設の報告の流れ 避難所を開設したときは、市民に周知するとともに県及び関係機関へ次の事項を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開設日時 ○ 場所及び収容可能人員 ○ 開設期間の見込み等（最大30日間での閉鎖を目標）  <p>○ 市民に対する避難所開設に関する広報活動の実施</p>	<p>第7 避難所の開設</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 避難所開設の報告の流れ 避難所を開設したときは、市民に周知するとともに県及び関係機関へ次の事項を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開設日時 ○ 場所及び収容可能人員 ○ 開設期間の見込み等（最大30日間での閉鎖を目標）  <p>○ 市民に対する避難所開設に関する広報活動の実施</p>	

項	現行	修正後	備考
129	<p>5 (略)</p> <p>第8 避難者の受入れ</p> <p>避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、また、受けるおそれがある者（<u>避難勧告、避難指示を受けた者</u>）とする。</p> <p>また、居住区の割り振りは、次のことに留意して行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 居住区の割り振りは、可能な限り自治会等ごとに設定する。 ○ 各居住区域は、20人程度で編成し、代表者を選定する。 ○ 居住スペースは、色テープ等を使用して表示する。 <p>第9 避難所の運営</p> <p>避難所内における情報の伝達、飲料水や食料等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。</p> <p>1 運営</p> <p>避難所の運営は、<u>市民第1班</u>が派遣する複数の職員（うち1人を責任者として班長が指名）が担当し、自治会（自主防災組織）、ボランティア等の協力を得て行う。</p> <p>避難者のとりまとめや運営は、原則的に避難者の代表者が行うものとする。</p> <p>また、運営に当たっては、女性の運営参画を推進するとともに、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境の維持に努める。</p> <p><u>さらに、避難所における家庭動物のためのスペースの確保についても配慮するものとする。</u></p> <p>2～6 (略)</p>	<p>5 (略)</p> <p>第8 避難者の受入れ</p> <p>避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、また、受けるおそれがある者（<u>避難指示を受けた者</u>）とする。</p> <p>また、居住区の割り振りは、次のことに留意して行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 居住区の割り振りは、可能な限り自治会等ごとに設定する。 ○ 各居住区域は、20人程度で編成し、代表者を選定する。 ○ 居住スペースは、色テープ等を使用して表示する。 <p>第9 避難所の運営</p> <p>避難所内における情報の伝達、飲料水や食料等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。</p> <p>1 運営</p> <p>避難所の運営は、<u>各担当班</u>が派遣する複数の職員（うち1人を責任者として班長が指名）が担当し、自治会（自主防災組織）、ボランティア等の協力を得て行う。</p> <p>避難者のとりまとめや運営は、原則的に避難者の代表者が行うものとする。</p> <p>また、運営に当たっては、女性の運営参画を推進するとともに、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境の維持に努める。</p> <p><u>また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、LGBTなど多様な性のあり方等に配慮する。特に女性専用の物干し場、個室更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</u></p> <p><u>なお、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。</u></p> <p>さらに、避難所における家庭動物のためのスペースの確保についても配慮するものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7 感染症への対応</u></p> <p><u>被災地において感染症の発症、拡大がみられる場合は、総務班と健康班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p><u>8 ホームレスへの対応</u></p> <p><u>指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u></p> <p><u>9 女性や子供等の安全への配慮</u></p> <p><u>市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p>	

項	現行	修正後	備考																										
132	<p>第10～13 (略)</p> <p>第6節 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第1 災害救助法の適用基準</p> <p>1 災害救助法の適用 (略)</p>	<p>第10～13 (略)</p> <p>第6節 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第1 災害救助法の適用基準</p> <p>1 災害救助法の適用基準 (略)</p>																											
133	<p>第2 被災世帯の算定基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 住家被害程度の認定</p> <p>住家の被害程度の認定を行ううえでのおおよその基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の区分</th> <th>認定の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全焼、全壊、流失</td> <td>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも</td> </tr> <tr> <td>半焼、半壊</td> <td>住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積が20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>上記に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、材木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になつたもの</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のも</td> </tr> <tr> <td>一部破損</td> <td>住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のも</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、必ずしも1戸の建物に限らない。耐火構造のアパート等で、居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取り扱うものとする。</p> <p>※ 「世帯」とは、生計を1つにしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。</p> <p>※ 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。</p> <p>※ 「行方不明」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものをいう。</p> <p>※ 「負傷」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものをいう。また、「重傷」とは、1か月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」とは、1か月未満で治癒できる見込みのものをいう。</p>	被害の区分	認定の基準	全焼、全壊、流失	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも	半焼、半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積が20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも	床上浸水	上記に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、材木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になつたもの	床下浸水	浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のも	一部破損	住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のも	<p>第2 被災世帯の算定基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 住家被害程度の認定</p> <p>住家の被害程度の認定を行ううえでのおおよその基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の程度</th> <th>認定の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住宅の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住宅の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。</td> </tr> <tr> <td>準半壊</td> <td>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。</td> </tr> <tr> <td>準半壊に至らない(一部損壊)</td> <td>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊に至らない程度の住家の損傷で、補修を必要とする程度のも</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <p>(1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または、完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。</p> <p>(2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化が生じることにより、補修しなければ元の機能を復元しえない状況に至つたものをいう。</p> <p>(3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。</p>	被害の程度	認定の基準	全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住宅の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住宅の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。	半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。	準半壊に至らない(一部損壊)	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊に至らない程度の住家の損傷で、補修を必要とする程度のも	
被害の区分	認定の基準																												
全焼、全壊、流失	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも																												
半焼、半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積が20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも																												
床上浸水	上記に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、材木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になつたもの																												
床下浸水	浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のも																												
一部破損	住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のも																												
被害の程度	認定の基準																												
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。																												
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住宅の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。																												
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住宅の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。																												
半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。																												
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。																												
準半壊に至らない(一部損壊)	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊に至らない程度の住家の損傷で、補修を必要とする程度のも																												

項	現行	修正後	備考																				
140	<p>第3～5 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 消火活動 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 消火活動</p> <p>1 地震</p> <p>消防本部は、災害により火災が発生した場合は、消防計画等の定めるところにより、全機能をあげて、迅速かつ的確に消火活動を実施する。</p> <p>消火活動に当たっては、効果的な消火に努め、また、<u>避難の勧告・指示等</u>が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして防御にあたる部隊運用を図る。</p> <p>消防団は、消防本部と緊密な連携のもとに、消火活動を実施する。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第3～5 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 消火活動 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 消火活動</p> <p>1 地震</p> <p>消防本部は、災害により火災が発生した場合は、消防計画等の定めるところにより、全機能をあげて、迅速かつ的確に消火活動を実施する。</p> <p>消火活動に当たっては、効果的な消火に努め、また、<u>避難指示等</u>が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして防御にあたる部隊運用を図る。</p> <p>消防団は、消防本部と緊密な連携のもとに、消火活動を実施する。</p> <p>2～3 (略)</p>																					
141	<p>第9節 危険箇所の対策</p> <table border="1" data-bbox="201 772 1359 926"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">危険箇所対策</td> <td>●危険箇所の警戒・情報収集</td> <td>総務班、<u>産業経済部の各班</u>、消防団</td> </tr> <tr> <td>●安全対策の実施・応急措置</td> <td><u>産業経済部の各班</u>、消防団</td> </tr> <tr> <td>●広報及び避難</td> <td>総務班、広報班、各担当班</td> </tr> </tbody> </table>  <pre> graph TD A[危険区域の警戒] -- "総務班、<u>産業経済部の各班</u>、消防団" --> B["<u>避難の勧告・指示等</u>、避難誘導等"] B --> C[災害発生] C -- "総務班、<u>産業経済部の各班</u>、消防団の情報収集" --> D1[土砂災害] C -- "総務班、<u>産業経済部の各班</u>、消防団の情報収集" --> D2[河川等水防箇所] C -- "総務班、<u>産業経済部の各班</u>、消防団の情報収集" --> D3[倒壊危険建物、落下物 (ブロック塀、ガラス等)] D1 --> E[安全対策(立ち入り禁止等)措置・応急措置] D2 --> E D3 --> E E --> F[広報及び避難] </pre>	項目	活動	担当	危険箇所対策	●危険箇所の警戒・情報収集	総務班、 <u>産業経済部の各班</u> 、消防団	●安全対策の実施・応急措置	<u>産業経済部の各班</u> 、消防団	●広報及び避難	総務班、広報班、各担当班	<p>第9節 危険箇所の対策</p> <table border="1" data-bbox="1454 772 2611 926"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">危険箇所対策</td> <td>●危険箇所の警戒・情報収集</td> <td>総務班、<u>環境班、建設班</u>、消防団</td> </tr> <tr> <td>●安全対策の実施・応急措置</td> <td><u>環境班、建設班</u>、消防団</td> </tr> <tr> <td>●広報及び避難</td> <td>総務班、広報班、各担当班</td> </tr> </tbody> </table>  <pre> graph TD A[危険区域の警戒] -- "総務班、<u>環境班、建設班</u>、消防団" --> B["<u>避難指示等</u>、避難誘導等"] B --> C[災害発生] C -- "総務班、<u>環境班、建設班</u>、消防団の情報収集" --> D1[土砂災害] C -- "総務班、<u>環境班、建設班</u>、消防団の情報収集" --> D2[河川等水防箇所] C -- "総務班、<u>環境班、建設班</u>、消防団の情報収集" --> D3[倒壊危険建物、落下物 (ブロック塀、ガラス等)] D1 --> E[安全対策(立ち入り禁止等)措置・応急措置] D2 --> E D3 --> E E --> F[広報及び避難] </pre>	項目	活動	担当	危険箇所対策	●危険箇所の警戒・情報収集	総務班、 <u>環境班、建設班</u> 、消防団	●安全対策の実施・応急措置	<u>環境班、建設班</u> 、消防団	●広報及び避難	総務班、広報班、各担当班	
項目	活動	担当																					
危険箇所対策	●危険箇所の警戒・情報収集	総務班、 <u>産業経済部の各班</u> 、消防団																					
	●安全対策の実施・応急措置	<u>産業経済部の各班</u> 、消防団																					
	●広報及び避難	総務班、広報班、各担当班																					
項目	活動	担当																					
危険箇所対策	●危険箇所の警戒・情報収集	総務班、 <u>環境班、建設班</u> 、消防団																					
	●安全対策の実施・応急措置	<u>環境班、建設班</u> 、消防団																					
	●広報及び避難	総務班、広報班、各担当班																					

項	現行	修正後	備考																														
142	<p>資料編 河川等水防箇所、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区</p> <p>第1 危険箇所の警戒・情報収集</p> <p>総務班、<u>産業経済部の各班</u>、消防団は、警戒・情報収集にあたる者の安全を確保したうえで、危険箇所について情報を収集し、把握した危険箇所については応急措置を講ずるものとする。</p> <p>第2 安全対策の実施・応急措置</p> <table border="1" data-bbox="231 588 1359 1150"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>箇所</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害</td> <td> <input type="checkbox"/> 土石流危険区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険箇所 <input type="checkbox"/> 地すべり危険箇所 <input type="checkbox"/> 山地災害危険地区 </td> <td> <input type="checkbox"/> 立入禁止の措置 <input type="checkbox"/> 落石防止、降雨対策のためのシート保護 </td> </tr> <tr> <td>水防箇所</td> <td> <input type="checkbox"/> 河川・ため池 <input type="checkbox"/> 排水ポンプ・水こう門等 </td> <td> <input type="checkbox"/> 立入禁止の措置 <input type="checkbox"/> 水防工法 </td> </tr> <tr> <td>危険建物</td> <td> <input type="checkbox"/> 幹線沿道の建物 <input type="checkbox"/> 小中学校通学沿道の建物 </td> <td> <input type="checkbox"/> 立入禁止の措置 (建物の高さの1/2の範囲内) <input type="checkbox"/> 沿道通行禁止措置の実施 <input type="checkbox"/> 幹線道路沿道の倒壊危険建物の取り壊し (所有者の許可を得て、市が行う。) </td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等</td> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> 倒壊、落下危険の標識設置 <input type="checkbox"/> 通学路沿道の建物、構築物の取り壊し (所有者の許可を得て、市が行う。) </td> </tr> </tbody> </table> <p>資料編 河川等水防箇所、排水ポンプ及び水こう門設置箇所、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区</p> <p>第3 広報及び避難</p> <p>住民に対し広報活動を行い、必要に応じて避難準備情報・<u>避難勧告</u>・避難指示の発令、避難誘導等の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報については、第3節第1「災害情報等の広報」を参照。 ○ <u>避難の勧告・指示等</u>、避難誘導については、第5節「避難対策」を参照。 	区分	箇所	対応	土砂災害	<input type="checkbox"/> 土石流危険区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険箇所 <input type="checkbox"/> 地すべり危険箇所 <input type="checkbox"/> 山地災害危険地区	<input type="checkbox"/> 立入禁止の措置 <input type="checkbox"/> 落石防止、降雨対策のためのシート保護	水防箇所	<input type="checkbox"/> 河川・ため池 <input type="checkbox"/> 排水ポンプ・水こう門等	<input type="checkbox"/> 立入禁止の措置 <input type="checkbox"/> 水防工法	危険建物	<input type="checkbox"/> 幹線沿道の建物 <input type="checkbox"/> 小中学校通学沿道の建物	<input type="checkbox"/> 立入禁止の措置 (建物の高さの1/2の範囲内) <input type="checkbox"/> 沿道通行禁止措置の実施 <input type="checkbox"/> 幹線道路沿道の倒壊危険建物の取り壊し (所有者の許可を得て、市が行う。)	ブロック塀等		<input type="checkbox"/> 倒壊、落下危険の標識設置 <input type="checkbox"/> 通学路沿道の建物、構築物の取り壊し (所有者の許可を得て、市が行う。)	<p>資料編 河川等水防箇所、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区</p> <p>第1 危険箇所の警戒・情報収集</p> <p>総務班、<u>環境班、建設班</u>、消防団は、警戒・情報収集にあたる者の安全を確保したうえで、危険箇所について情報を収集し、把握した危険箇所については応急措置を講ずるものとする。</p> <p>第2 安全対策の実施・応急措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 588 2611 1150"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>箇所</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害</td> <td> <input type="checkbox"/> 土石流危険区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険箇所 <input type="checkbox"/> 地すべり危険箇所 <input type="checkbox"/> 山地災害危険地区 </td> <td> <input type="checkbox"/> 立入禁止の措置 <input type="checkbox"/> 落石防止、降雨対策のためのシート保護 </td> </tr> <tr> <td>水防箇所</td> <td> <input type="checkbox"/> 河川・ため池 <input type="checkbox"/> 排水ポンプ・水こう門等 </td> <td> <input type="checkbox"/> 立入禁止の措置 <input type="checkbox"/> 水防工法 </td> </tr> <tr> <td>危険建物</td> <td> <input type="checkbox"/> 幹線<u>道路</u>沿道の建物 <input type="checkbox"/> 小中学校通学<u>路</u>沿道の建物 </td> <td> <input type="checkbox"/> 立入禁止の措置 (建物の高さの1/2の範囲内) <input type="checkbox"/> 沿道通行禁止措置の実施 <input type="checkbox"/> 幹線道路沿道の倒壊危険建物の取り壊し (所有者の許可を得て、市が行う。) </td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等</td> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> 倒壊、落下危険の標識設置 <input type="checkbox"/> 通学路沿道の建物、構築物の取り壊し (所有者の許可を得て、市が行う。) </td> </tr> </tbody> </table> <p>資料編 河川等水防箇所、排水ポンプ及び水こう門設置箇所、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区</p> <p>第3 広報及び避難</p> <p>住民に対し広報活動を行い、必要に応じて避難準備情報・避難指示の発令、避難誘導等の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報については、第3節第1「災害情報等の広報」を参照。 ○ <u>避難指示</u>、避難誘導については、第5節「避難対策」を参照。 	区分	箇所	対応	土砂災害	<input type="checkbox"/> 土石流危険区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険箇所 <input type="checkbox"/> 地すべり危険箇所 <input type="checkbox"/> 山地災害危険地区	<input type="checkbox"/> 立入禁止の措置 <input type="checkbox"/> 落石防止、降雨対策のためのシート保護	水防箇所	<input type="checkbox"/> 河川・ため池 <input type="checkbox"/> 排水ポンプ・水こう門等	<input type="checkbox"/> 立入禁止の措置 <input type="checkbox"/> 水防工法	危険建物	<input type="checkbox"/> 幹線 <u>道路</u> 沿道の建物 <input type="checkbox"/> 小中学校通学 <u>路</u> 沿道の建物	<input type="checkbox"/> 立入禁止の措置 (建物の高さの1/2の範囲内) <input type="checkbox"/> 沿道通行禁止措置の実施 <input type="checkbox"/> 幹線道路沿道の倒壊危険建物の取り壊し (所有者の許可を得て、市が行う。)	ブロック塀等		<input type="checkbox"/> 倒壊、落下危険の標識設置 <input type="checkbox"/> 通学路沿道の建物、構築物の取り壊し (所有者の許可を得て、市が行う。)	
区分	箇所	対応																															
土砂災害	<input type="checkbox"/> 土石流危険区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険箇所 <input type="checkbox"/> 地すべり危険箇所 <input type="checkbox"/> 山地災害危険地区	<input type="checkbox"/> 立入禁止の措置 <input type="checkbox"/> 落石防止、降雨対策のためのシート保護																															
水防箇所	<input type="checkbox"/> 河川・ため池 <input type="checkbox"/> 排水ポンプ・水こう門等	<input type="checkbox"/> 立入禁止の措置 <input type="checkbox"/> 水防工法																															
危険建物	<input type="checkbox"/> 幹線沿道の建物 <input type="checkbox"/> 小中学校通学沿道の建物	<input type="checkbox"/> 立入禁止の措置 (建物の高さの1/2の範囲内) <input type="checkbox"/> 沿道通行禁止措置の実施 <input type="checkbox"/> 幹線道路沿道の倒壊危険建物の取り壊し (所有者の許可を得て、市が行う。)																															
ブロック塀等		<input type="checkbox"/> 倒壊、落下危険の標識設置 <input type="checkbox"/> 通学路沿道の建物、構築物の取り壊し (所有者の許可を得て、市が行う。)																															
区分	箇所	対応																															
土砂災害	<input type="checkbox"/> 土石流危険区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険箇所 <input type="checkbox"/> 地すべり危険箇所 <input type="checkbox"/> 山地災害危険地区	<input type="checkbox"/> 立入禁止の措置 <input type="checkbox"/> 落石防止、降雨対策のためのシート保護																															
水防箇所	<input type="checkbox"/> 河川・ため池 <input type="checkbox"/> 排水ポンプ・水こう門等	<input type="checkbox"/> 立入禁止の措置 <input type="checkbox"/> 水防工法																															
危険建物	<input type="checkbox"/> 幹線 <u>道路</u> 沿道の建物 <input type="checkbox"/> 小中学校通学 <u>路</u> 沿道の建物	<input type="checkbox"/> 立入禁止の措置 (建物の高さの1/2の範囲内) <input type="checkbox"/> 沿道通行禁止措置の実施 <input type="checkbox"/> 幹線道路沿道の倒壊危険建物の取り壊し (所有者の許可を得て、市が行う。)																															
ブロック塀等		<input type="checkbox"/> 倒壊、落下危険の標識設置 <input type="checkbox"/> 通学路沿道の建物、構築物の取り壊し (所有者の許可を得て、市が行う。)																															

項	現行	修正後	備考																																																
143	<p>第10節 災害時の医療救護</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急救護</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●後方医療体制の確立 ●医療班の編成 ●医療品・資機材の調達 ●現地救護所・臨時救護所・助産所の設置 ●現地救護所・臨時救護所の活動 ●後方医療機関への搬送 </td> <td> 健康班、消防本部 健康班 健康班、上下水道班 健康班 健康班、消防本部 支援班、税務班、消防団、消防本部 </td> </tr> <tr> <td>避難所での医療</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●巡回救護の実施 ●心のケア対策 </td> <td> 健康班 福祉班、健康班 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 後方医療体制の確立 健康班及び消防本部は、医師会と協力して病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、臨時救護所から搬送される重傷病者の後方医療機関を確保する。 なお、後方医療施設については、救急指定病院等とする。 また、市外の後方医療施設への転送が必要な場合は、県又は近隣市町の委託医療機関での救護を要請する。</p> <p>第2 医療班の編成 1 出動要請 健康班は、鳥栖三養基医師会その他関係機関へ医療班の編成及び出動を要請する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第3～5 (略)</p> <p>第6 後方医療機関への搬送 1 後方医療機関への搬送 現地救護所、臨時救護所で治療できない重症者は、適切な後方医療機関へ搬送する。</p> <p>2 搬送体制・方法 救出者、重症者の搬送は、搬送先を考慮して適切な方法で行う。 なお、自衛隊等のヘリコプターによる搬送が必要と認めるときは、総務班及び消防本部が県に対し出動を要請し、ドクターヘリによる搬送が必要と認めるときは、消防本部が医療機関に対し出動を要請する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>搬送隊（協力者）</th> <th>主な搬送手段</th> <th>主な搬送範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊</td> <td>ヘリコプター</td> <td>市外</td> </tr> <tr> <td>佐賀大学医学部附属病院、久留米大学病院</td> <td>ドクターヘリ</td> <td>市外</td> </tr> <tr> <td>消防本部、消防団</td> <td>救急車、タンカ、徒手搬送</td> <td>市内、市外</td> </tr> <tr> <td>支援班、税務班、警察署、自主防災組織、ボランティア</td> <td>担架、市所有の緊急車両、その他の協力団体の緊急車両</td> <td>救出現場周辺、市内</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7～8 (略)</p>	項目	活動	担当	応急救護	<ul style="list-style-type: none"> ●後方医療体制の確立 ●医療班の編成 ●医療品・資機材の調達 ●現地救護所・臨時救護所・助産所の設置 ●現地救護所・臨時救護所の活動 ●後方医療機関への搬送 	健康班、消防本部 健康班 健康班、上下水道班 健康班 健康班、消防本部 支援班、税務班、消防団、消防本部	避難所での医療	<ul style="list-style-type: none"> ●巡回救護の実施 ●心のケア対策 	健康班 福祉班、健康班	搬送隊（協力者）	主な搬送手段	主な搬送範囲	自衛隊	ヘリコプター	市外	佐賀大学医学部附属病院、久留米大学病院	ドクターヘリ	市外	消防本部、消防団	救急車、タンカ、徒手搬送	市内、市外	支援班、税務班、警察署、自主防災組織、ボランティア	担架、市所有の緊急車両、その他の協力団体の緊急車両	救出現場周辺、市内	<p>第10節 災害時の医療救護</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急救護</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●後方医療体制の確立 ●医療班の編成 ●医療品・資機材の調達 ●現地救護所・臨時救護所・助産所の設置 ●現地救護所・臨時救護所の活動 ●後方医療施設への搬送 </td> <td> 健康班、消防本部 健康班 健康班、上下水道班 健康班 健康班、消防本部 支援班、税務班、消防団、消防本部 </td> </tr> <tr> <td>避難所での医療</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●巡回救護の実施 ●心のケア対策 </td> <td> 健康班 福祉班、健康班 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 後方医療体制の確立 健康班及び消防本部は、医師会と協力して病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、臨時救護所から搬送される重傷病者の後方医療施設を確保する。 なお、後方医療施設については、救急指定病院等とする。 また、市外の後方医療施設への転送が必要な場合は、県又は近隣市町の委託医療機関での救護を要請する。</p> <p>第2 医療班の編成 1 出動要請 健康班は、鳥栖三養基医師会その他関係機関に対し、医療班の編成及び出動を要請する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第3～5 (略)</p> <p>第6 後方医療機関への搬送 1 後方医療機関への搬送 現地救護所、臨時救護所で治療できない重症者は、適切な後方医療機関へ搬送する。</p> <p>2 搬送体制・方法 救出者、重症者の搬送は、搬送先を考慮して適切な方法で行う。 なお、<u>県防災航空センター</u>、又は自衛隊等のヘリコプターによる搬送が必要と認めるときは、総務班及び消防本部が県に対し出動を要請し、ドクターヘリによる搬送が必要と認めるときは、消防本部が医療機関に対し出動を要請する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>搬送隊（協力者）</th> <th>主な搬送手段</th> <th>主な搬送範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>県防災航空隊</u>、自衛隊</td> <td>ヘリコプター</td> <td>市外</td> </tr> <tr> <td>佐賀大学医学部附属病院、久留米大学病院</td> <td>ドクターヘリ</td> <td>市外</td> </tr> <tr> <td>消防本部、消防団</td> <td>救急車、タンカ、徒手搬送</td> <td>市内、市外</td> </tr> <tr> <td>支援班、税務班、警察署、自主防災組織、ボランティア</td> <td>担架、市所有の緊急車両、その他の協力団体の緊急車両</td> <td>救出現場周辺、市内</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7～8 (略)</p>	項目	活動	担当	応急救護	<ul style="list-style-type: none"> ●後方医療体制の確立 ●医療班の編成 ●医療品・資機材の調達 ●現地救護所・臨時救護所・助産所の設置 ●現地救護所・臨時救護所の活動 ●後方医療施設への搬送 	健康班、消防本部 健康班 健康班、上下水道班 健康班 健康班、消防本部 支援班、税務班、消防団、消防本部	避難所での医療	<ul style="list-style-type: none"> ●巡回救護の実施 ●心のケア対策 	健康班 福祉班、健康班	搬送隊（協力者）	主な搬送手段	主な搬送範囲	<u>県防災航空隊</u> 、自衛隊	ヘリコプター	市外	佐賀大学医学部附属病院、久留米大学病院	ドクターヘリ	市外	消防本部、消防団	救急車、タンカ、徒手搬送	市内、市外	支援班、税務班、警察署、自主防災組織、ボランティア	担架、市所有の緊急車両、その他の協力団体の緊急車両	救出現場周辺、市内	
項目	活動	担当																																																	
応急救護	<ul style="list-style-type: none"> ●後方医療体制の確立 ●医療班の編成 ●医療品・資機材の調達 ●現地救護所・臨時救護所・助産所の設置 ●現地救護所・臨時救護所の活動 ●後方医療機関への搬送 	健康班、消防本部 健康班 健康班、上下水道班 健康班 健康班、消防本部 支援班、税務班、消防団、消防本部																																																	
避難所での医療	<ul style="list-style-type: none"> ●巡回救護の実施 ●心のケア対策 	健康班 福祉班、健康班																																																	
搬送隊（協力者）	主な搬送手段	主な搬送範囲																																																	
自衛隊	ヘリコプター	市外																																																	
佐賀大学医学部附属病院、久留米大学病院	ドクターヘリ	市外																																																	
消防本部、消防団	救急車、タンカ、徒手搬送	市内、市外																																																	
支援班、税務班、警察署、自主防災組織、ボランティア	担架、市所有の緊急車両、その他の協力団体の緊急車両	救出現場周辺、市内																																																	
項目	活動	担当																																																	
応急救護	<ul style="list-style-type: none"> ●後方医療体制の確立 ●医療班の編成 ●医療品・資機材の調達 ●現地救護所・臨時救護所・助産所の設置 ●現地救護所・臨時救護所の活動 ●後方医療施設への搬送 	健康班、消防本部 健康班 健康班、上下水道班 健康班 健康班、消防本部 支援班、税務班、消防団、消防本部																																																	
避難所での医療	<ul style="list-style-type: none"> ●巡回救護の実施 ●心のケア対策 	健康班 福祉班、健康班																																																	
搬送隊（協力者）	主な搬送手段	主な搬送範囲																																																	
<u>県防災航空隊</u> 、自衛隊	ヘリコプター	市外																																																	
佐賀大学医学部附属病院、久留米大学病院	ドクターヘリ	市外																																																	
消防本部、消防団	救急車、タンカ、徒手搬送	市内、市外																																																	
支援班、税務班、警察署、自主防災組織、ボランティア	担架、市所有の緊急車両、その他の協力団体の緊急車両	救出現場周辺、市内																																																	
145																																																			

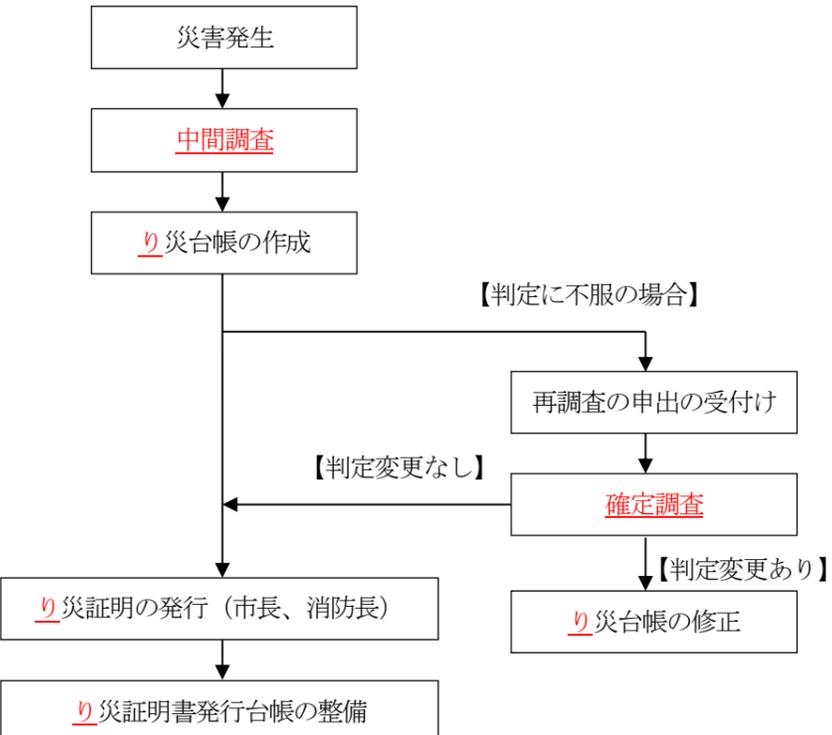
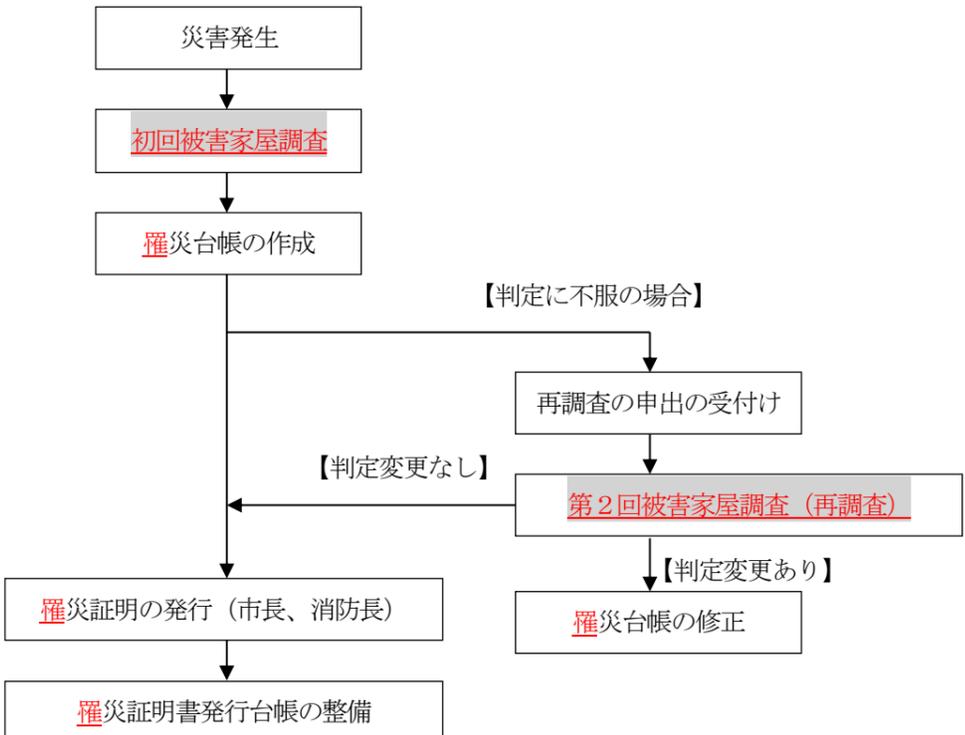
項	現行	修正後	備考												
147	<p>第11節 交通管制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●交通規制 ●緊急輸送道路の確保 ●運転者に対する広報 </td> <td> 建設第2班、消防団、警察署 建設第1班、建設第2班 建設第1班、警察署、道路管理者 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 交通規制</p> <p>1 交通規制 次の機関は、交通の混乱を防止し緊急輸送道路を確保するため、交通検問所を設置するなど交通規制を実施する。 なお、市道の交通規制は鳥栖警察署長に連絡した後、管理権に基づき市長が実施するものとし、建設第2班が消防団と協力して交通規制を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 交通規制情報の収集・周知 建設第2班は、警察署から交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、車両を用いる班に伝達する。 また、交通規制の実施状況については、道路情報センターや報道機関の協力を得て市民等への周知に努める。</p> <p>第2 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 道路の確保順位 建設第1班は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、主要な路線において障害物等を除去し、緊急輸送道路を確保する。 また、主要な路線を確保することが困難な場合は、代替路線を確保に努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 緊急輸送道路の周知及び交通規制 建設第2班は、緊急輸送道路について、住民、運転者等に周知徹底する。 また、緊急輸送道路確保のため、交通を規制する必要があるときは、県公安委員会及び鳥栖警察署長に通知し、交通規制を行う。(略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	項目	活動	担当	交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ●交通規制 ●緊急輸送道路の確保 ●運転者に対する広報 	建設第2班、消防団、警察署 建設第1班、建設第2班 建設第1班、警察署、道路管理者	<p>第11節 交通管制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●交通規制 ●緊急輸送道路の確保 ●運転者に対する広報 </td> <td> 建設第3班、消防団、警察署 建設第2班、建設第3班 建設第3班、警察署、道路管理者 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 交通規制</p> <p>1 交通規制 次の機関は、交通の混乱を防止し緊急輸送道路を確保するため、交通検問所を設置するなど交通規制を実施する。 なお、市道の交通規制は鳥栖警察署長に連絡した後、管理者権限に基づき市長が実施するものとし、建設第3班が消防団と協力して交通規制を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 交通規制情報の収集・周知 建設第3班は、警察署から交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、車両を用いる班に伝達する。 また、交通規制の実施状況については、道路情報センターや報道機関の協力を得て市民等への周知に努める。</p> <p>第2 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 道路の確保順位 建設部各班は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、主要な路線において障害物等を除去し、緊急輸送道路を確保する。 また、主要な路線を確保することが困難な場合は、代替路線の確保に努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 緊急輸送道路の周知及び交通規制 建設第3班は、緊急輸送道路について、住民、運転者等に周知徹底する。 また、緊急輸送道路確保のため、交通を規制する必要があるときは、県公安委員会及び鳥栖警察署長に通知し、交通規制を行う。(略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	項目	活動	担当	交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ●交通規制 ●緊急輸送道路の確保 ●運転者に対する広報 	建設第3班、消防団、警察署 建設第2班、建設第3班 建設第3班、警察署、道路管理者	
項目	活動	担当													
交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ●交通規制 ●緊急輸送道路の確保 ●運転者に対する広報 	建設第2班、消防団、警察署 建設第1班、建設第2班 建設第1班、警察署、道路管理者													
項目	活動	担当													
交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ●交通規制 ●緊急輸送道路の確保 ●運転者に対する広報 	建設第3班、消防団、警察署 建設第2班、建設第3班 建設第3班、警察署、道路管理者													
148	<p>第12節 緊急輸送対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸送対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●緊急輸送 ●ヘリポートの設置 ●緊急通行車両の届出 ●緊急輸送実施体制 ●物資輸送拠点の設置 </td> <td> 支援班、税務班、防災関係機関 建設第2班 支援班 支援班 福祉班 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	活動	担当	輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急輸送 ●ヘリポートの設置 ●緊急通行車両の届出 ●緊急輸送実施体制 ●物資輸送拠点の設置 	支援班、税務班、防災関係機関 建設第2班 支援班 支援班 福祉班	<p>第12節 緊急輸送対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸送対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●緊急輸送 ●ヘリポートの設置 ●緊急通行車両の届出 ●緊急輸送実施体制 ●物資輸送拠点の設置 </td> <td> 支援班、税務班、防災関係機関 建設第3班 支援班 支援班 福祉班 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	活動	担当	輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急輸送 ●ヘリポートの設置 ●緊急通行車両の届出 ●緊急輸送実施体制 ●物資輸送拠点の設置 	支援班、税務班、防災関係機関 建設第3班 支援班 支援班 福祉班	
項目	活動	担当													
輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急輸送 ●ヘリポートの設置 ●緊急通行車両の届出 ●緊急輸送実施体制 ●物資輸送拠点の設置 	支援班、税務班、防災関係機関 建設第2班 支援班 支援班 福祉班													
項目	活動	担当													
輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急輸送 ●ヘリポートの設置 ●緊急通行車両の届出 ●緊急輸送実施体制 ●物資輸送拠点の設置 	支援班、税務班、防災関係機関 建設第3班 支援班 支援班 福祉班													
149															

項	現行	修正後	備考																																																
149	<p>第1 (略)</p> <p>第2 ヘリポートの設置</p> <p>建設第2班は、緊急輸送のヘリコプター離着陸場を設置する。 また、物資投下が可能な場所も選定する。(略)</p> <p>第3 緊急通行車両の届出</p> <p>1 緊急通行車両</p> <table border="1"> <tr> <td>緊急通行車両の確認</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援班は、緊急通行車両として使用する場合、県知事又は公安委員会に対し確認を求め、標章及び確認証明証の交付を受ける。 ○ 交付を受けた標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。証明証は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。 </td> </tr> <tr> <td>緊急通行車両の事前届出</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公安委員会は、市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用する緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、届出済証を交付する。 ○ 支援班は、届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、標章及び確認証明書の交付を受ける。 </td> </tr> </table>	緊急通行車両の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援班は、緊急通行車両として使用する場合、県知事又は公安委員会に対し確認を求め、標章及び確認証明証の交付を受ける。 ○ 交付を受けた標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。証明証は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。 	緊急通行車両の事前届出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公安委員会は、市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用する緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、届出済証を交付する。 ○ 支援班は、届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、標章及び確認証明書の交付を受ける。 	<p>第1 (略)</p> <p>第2 ヘリポートの設置</p> <p>建設第3班は、緊急輸送のヘリコプター離着陸場を設置する。 また、物資投下が可能な場所も選定する。(略)</p> <p>第3 緊急通行車両の届出</p> <p>1 緊急通行車両</p> <table border="1"> <tr> <td>緊急通行車両の確認</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援班は、緊急通行車両として使用する場合、県知事又は公安委員会に対し確認を求め、標章及び確認証明書の交付を受ける。 ○ 交付を受けた標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。 </td> </tr> <tr> <td>緊急通行車両の事前届出</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公安委員会は、市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用する緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、届出済証を交付する。 ○ 支援班は、届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、標章及び確認証明書の交付を受ける。 </td> </tr> </table>	緊急通行車両の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援班は、緊急通行車両として使用する場合、県知事又は公安委員会に対し確認を求め、標章及び確認証明書の交付を受ける。 ○ 交付を受けた標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。 	緊急通行車両の事前届出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公安委員会は、市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用する緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、届出済証を交付する。 ○ 支援班は、届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、標章及び確認証明書の交付を受ける。 																																									
緊急通行車両の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援班は、緊急通行車両として使用する場合、県知事又は公安委員会に対し確認を求め、標章及び確認証明証の交付を受ける。 ○ 交付を受けた標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。証明証は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。 																																																		
緊急通行車両の事前届出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公安委員会は、市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用する緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、届出済証を交付する。 ○ 支援班は、届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、標章及び確認証明書の交付を受ける。 																																																		
緊急通行車両の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援班は、緊急通行車両として使用する場合、県知事又は公安委員会に対し確認を求め、標章及び確認証明書の交付を受ける。 ○ 交付を受けた標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。 																																																		
緊急通行車両の事前届出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公安委員会は、市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用する緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、届出済証を交付する。 ○ 支援班は、届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、標章及び確認証明書の交付を受ける。 																																																		
151	<p>第4 (略)</p> <p>第5 物資輸送拠点の設置</p> <p>調達した物資や他市町村等からの救援物資の受入れや保管、配布のための仕分けを行うために、交通や連絡に便利な次の場所に、物資集積所を設置する。 詳細については、第15節第5「食料の確保・供給」、第15節第8「生活必需品の確保・供給」、第15節第9「義援物資・義援金の受入れ・配分」を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学校等の指定避難所、又はその周辺で物資を集積するスペースを確保できる場所に設置する。 ○ その他、必要に応じて民間の倉庫等に受入れ等の要請を行う。 	<p>第4 (略)</p> <p>第5 物資輸送拠点の設置</p> <p>調達した物資や他市町村等からの救援物資の受入れや保管、配布のための仕分けを行うために、交通や連絡に便利な次の場所に、物資集積所を設置する。 詳細については、第15節第5「食料の確保・供給」、第15節第8「生活必需品の確保・供給」、第15節第9「義援物資・義援金の受入れ・配分」を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学校等の指定避難所、又はその周辺で物資を集積するスペースを確保できる場所に設置する。 ○ その他、必要に応じて民間の倉庫等に受入れ等の要請を行う。 <p><u>(地震等の災害発生時における市民生活の支援に関する協定：大和ハウス工業株式会社)</u></p>																																																	
152	<p>第13節 ライフラインの応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上水道</td> <td>●上水道の応急・復旧対策</td> <td>上下水道班</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>●下水道の応急・復旧対策</td> <td>上下水道班</td> </tr> <tr> <td>工業用水道</td> <td>●工業用水道の応急・復旧対策</td> <td>工業用水道事業者</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>●電気の応急・復旧対策</td> <td>九州電力㈱</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>●電話の応急・復旧対策</td> <td>西日本電信電話㈱等</td> </tr> <tr> <td>ガス</td> <td>●ガスの応急・復旧対策</td> <td>鳥栖ガス㈱等</td> </tr> <tr> <td>鉄道</td> <td>●鉄道の応急・復旧対策</td> <td>九州旅客鉄道、日本貨物鉄道九州支社</td> </tr> </tbody> </table>	項目	活動	担当	上水道	●上水道の応急・復旧対策	上下水道班	下水道	●下水道の応急・復旧対策	上下水道班	工業用水道	●工業用水道の応急・復旧対策	工業用水道事業者	電気	●電気の応急・復旧対策	九州電力㈱	電話	●電話の応急・復旧対策	西日本電信電話㈱等	ガス	●ガスの応急・復旧対策	鳥栖ガス㈱等	鉄道	●鉄道の応急・復旧対策	九州旅客鉄道、日本貨物鉄道九州支社	<p>第13節 ライフラインの応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上水道</td> <td>●上水道の応急・復旧対策</td> <td>上下水道班</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>●下水道の応急・復旧対策</td> <td>上下水道班</td> </tr> <tr> <td>工業用水道</td> <td>●工業用水道の応急・復旧対策</td> <td>工業用水道事業者</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>●電気の応急・復旧対策</td> <td>九州電力㈱</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>●電話の応急・復旧対策</td> <td>西日本電信電話㈱等</td> </tr> <tr> <td>ガス</td> <td>●ガスの応急・復旧対策</td> <td>鳥栖ガス㈱等</td> </tr> <tr> <td>鉄道</td> <td>●鉄道の応急・復旧対策</td> <td>九州旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)九州支社</td> </tr> </tbody> </table>	項目	活動	担当	上水道	●上水道の応急・復旧対策	上下水道班	下水道	●下水道の応急・復旧対策	上下水道班	工業用水道	●工業用水道の応急・復旧対策	工業用水道事業者	電気	●電気の応急・復旧対策	九州電力㈱	電話	●電話の応急・復旧対策	西日本電信電話㈱等	ガス	●ガスの応急・復旧対策	鳥栖ガス㈱等	鉄道	●鉄道の応急・復旧対策	九州旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)九州支社	
項目	活動	担当																																																	
上水道	●上水道の応急・復旧対策	上下水道班																																																	
下水道	●下水道の応急・復旧対策	上下水道班																																																	
工業用水道	●工業用水道の応急・復旧対策	工業用水道事業者																																																	
電気	●電気の応急・復旧対策	九州電力㈱																																																	
電話	●電話の応急・復旧対策	西日本電信電話㈱等																																																	
ガス	●ガスの応急・復旧対策	鳥栖ガス㈱等																																																	
鉄道	●鉄道の応急・復旧対策	九州旅客鉄道、日本貨物鉄道九州支社																																																	
項目	活動	担当																																																	
上水道	●上水道の応急・復旧対策	上下水道班																																																	
下水道	●下水道の応急・復旧対策	上下水道班																																																	
工業用水道	●工業用水道の応急・復旧対策	工業用水道事業者																																																	
電気	●電気の応急・復旧対策	九州電力㈱																																																	
電話	●電話の応急・復旧対策	西日本電信電話㈱等																																																	
ガス	●ガスの応急・復旧対策	鳥栖ガス㈱等																																																	
鉄道	●鉄道の応急・復旧対策	九州旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)九州支社																																																	
	<p>第1～4 (略)</p> <p>第5 電話の応急・復旧対策</p>	<p>第1～4 (略)</p> <p>第5 電話の応急・復旧対策</p>																																																	

項	現行	修正後	備考																																							
153 154	<p>西日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI ㈱及び<u>ソフトバンクモバイル</u>㈱は、災害が発生した場合は、あらかじめ作成している防災業務計画等に基づき、速やかに応急・復旧対策を実施する。</p> <p>また、市民に対し、被害状況や復旧の見通し等を広報する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 復旧対策 次の復旧対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線の復旧 ○ 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動のため必要と認められる回線の復旧 ○ 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するに必要と認められる回線の復旧 	<p>西日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI ㈱及び<u>ソフトバンク</u>㈱は、災害が発生した場合は、あらかじめ作成している防災業務計画等に基づき、速やかに応急・復旧対策を実施する。</p> <p>また、市民に対し、被害状況や復旧の見通し等を広報する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 復旧対策 次の復旧対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線の復旧 ○ 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動のため必要と認められる回線の復旧 ○ 公衆電話及び平常の通信サービスを維持する<u>に</u>必要と認められる回線の復旧 																																								
158	<p>第6～7 (略)</p> <p>第14節 公共施設等の応急対策 (略)</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>第15節 生活救援対策</p> <table border="1" data-bbox="201 1035 1359 1524"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水、生活用水の供給</td> <td>●緊急給水 ●飲料水、生活用水の給水</td> <td>上下水道班 広報班、収容各班、上下水道班</td> </tr> <tr> <td>食料の供給</td> <td>●食料等の応急配給 ●食料の需要の把握 ●食料の確保・供給 ●炊き出しの実施</td> <td>総務班、支援班、市民各班、税務班、福祉班、収容各班 総務班、支援班、市民各班、福祉班、収容各班 支援班、市民各班、税務班、福祉班、収容各班 こども班、収容第3班</td> </tr> <tr> <td>生活必需品の供給</td> <td>●生活必需品の需要の把握 ●生活必需品の確保・供給</td> <td>総務班、支援班、福祉班、収容各班 支援班、税務班、福祉班、収容各班</td> </tr> <tr> <td>救援物資の受入れ</td> <td>●義援物資・義援金の受入れ・配分</td> <td>広報班、出納班、税務班、福祉班</td> </tr> <tr> <td>災害総合窓口</td> <td>●災害時総合相談窓口業務</td> <td>市民第1班、各課等</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 給水方法 上下水道班は、班所有の資機材、車両を用いて給水を行う。 <u>また、緊急災害用浄水装置を用いて、雑用水源の活用を図る。</u></p>	項目	活動	担当	飲料水、生活用水の供給	●緊急給水 ●飲料水、生活用水の給水	上下水道班 広報班、収容各班、上下水道班	食料の供給	●食料等の応急配給 ●食料の需要の把握 ●食料の確保・供給 ●炊き出しの実施	総務班、支援班、市民各班、税務班、福祉班、収容各班 総務班、支援班、市民各班、福祉班、収容各班 支援班、市民各班、税務班、福祉班、収容各班 こども班、収容第3班	生活必需品の供給	●生活必需品の需要の把握 ●生活必需品の確保・供給	総務班、支援班、福祉班、収容各班 支援班、税務班、福祉班、収容各班	救援物資の受入れ	●義援物資・義援金の受入れ・配分	広報班、出納班、税務班、福祉班	災害総合窓口	●災害時総合相談窓口業務	市民第1班、各課等	<p>第6～7 (略)</p> <p>第14節 公共施設等の応急対策 (略)</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>第15節 生活救援対策</p> <table border="1" data-bbox="1457 1035 2614 1562"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水、生活用水の供給</td> <td>●緊急給水 ●飲料水、生活用水の給水</td> <td>上下水道班 広報班、収容各班、上下水道班</td> </tr> <tr> <td>食料の供給</td> <td>●食料等の応急配給 ●食料の需要の把握 ●食料の確保・供給 ●炊き出しの実施</td> <td>総務班、支援班、市民各班、税務班、福祉班、収容各班 総務班、支援班、市民各班、福祉班、収容各班 支援班、市民各班、税務班、福祉班、収容各班 こども班、収容第3班</td> </tr> <tr> <td>生活必需品の供給</td> <td>●生活必需品の需要の把握 ●生活必需品の確保・供給</td> <td>総務班、支援班、福祉班、収容各班 支援班、税務班、福祉班、収容各班</td> </tr> <tr> <td>救援物資の受入れ</td> <td>●義援物資・義援金の受入れ・配分</td> <td>広報班、出納班、税務班、福祉班</td> </tr> <tr> <td>災害総合窓口</td> <td>●災害時総合相談窓口業務</td> <td>市民第1班、各課等</td> </tr> <tr> <td><u>罹災証明</u></td> <td><u>●罹災証明</u></td> <td><u>総務班、消防本部</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 給水方法 上下水道班は、班所有の資機材、車両を用いて給水を行う。</p>	項目	活動	担当	飲料水、生活用水の供給	●緊急給水 ●飲料水、生活用水の給水	上下水道班 広報班、収容各班、上下水道班	食料の供給	●食料等の応急配給 ●食料の需要の把握 ●食料の確保・供給 ●炊き出しの実施	総務班、支援班、市民各班、税務班、福祉班、収容各班 総務班、支援班、市民各班、福祉班、収容各班 支援班、市民各班、税務班、福祉班、収容各班 こども班、収容第3班	生活必需品の供給	●生活必需品の需要の把握 ●生活必需品の確保・供給	総務班、支援班、福祉班、収容各班 支援班、税務班、福祉班、収容各班	救援物資の受入れ	●義援物資・義援金の受入れ・配分	広報班、出納班、税務班、福祉班	災害総合窓口	●災害時総合相談窓口業務	市民第1班、各課等	<u>罹災証明</u>	<u>●罹災証明</u>	<u>総務班、消防本部</u>	
項目	活動	担当																																								
飲料水、生活用水の供給	●緊急給水 ●飲料水、生活用水の給水	上下水道班 広報班、収容各班、上下水道班																																								
食料の供給	●食料等の応急配給 ●食料の需要の把握 ●食料の確保・供給 ●炊き出しの実施	総務班、支援班、市民各班、税務班、福祉班、収容各班 総務班、支援班、市民各班、福祉班、収容各班 支援班、市民各班、税務班、福祉班、収容各班 こども班、収容第3班																																								
生活必需品の供給	●生活必需品の需要の把握 ●生活必需品の確保・供給	総務班、支援班、福祉班、収容各班 支援班、税務班、福祉班、収容各班																																								
救援物資の受入れ	●義援物資・義援金の受入れ・配分	広報班、出納班、税務班、福祉班																																								
災害総合窓口	●災害時総合相談窓口業務	市民第1班、各課等																																								
項目	活動	担当																																								
飲料水、生活用水の供給	●緊急給水 ●飲料水、生活用水の給水	上下水道班 広報班、収容各班、上下水道班																																								
食料の供給	●食料等の応急配給 ●食料の需要の把握 ●食料の確保・供給 ●炊き出しの実施	総務班、支援班、市民各班、税務班、福祉班、収容各班 総務班、支援班、市民各班、福祉班、収容各班 支援班、市民各班、税務班、福祉班、収容各班 こども班、収容第3班																																								
生活必需品の供給	●生活必需品の需要の把握 ●生活必需品の確保・供給	総務班、支援班、福祉班、収容各班 支援班、税務班、福祉班、収容各班																																								
救援物資の受入れ	●義援物資・義援金の受入れ・配分	広報班、出納班、税務班、福祉班																																								
災害総合窓口	●災害時総合相談窓口業務	市民第1班、各課等																																								
<u>罹災証明</u>	<u>●罹災証明</u>	<u>総務班、消防本部</u>																																								

項	現行	修正後	備考
159	<p>第2 飲料水、生活用水の給水</p> <p>1 給水源の確保</p> <p>(1) 災害発生後、直ちに水源地、導水ポンプ及び連絡管等の異常を調査し、漏水を確認した時はバルブ操作により給水源を確保する。</p> <p>(2) 専用水道や家庭の井戸等の利用等により、<u>給水源の確保</u>に努める。</p> <p>(3) 受水槽、プール等を補給給水源として使用する場合、<u>緊急災害用浄水装置</u>や塩素剤による消毒を行う。</p> <p>(4) 上下水道局長と協議し、取水基地、取水計画等を定める。</p> <p>(5) 復旧に時間を要する地域や多量の水を必要とする医療機関等の断水に対しては、協力団体への応援を求め、巡回給水や応急仮配管による応急給水を行う。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 給水の方法</p> <p>(1) 給水所への運搬 飲料水等の給水所への運搬は、税務班、上下水道班、ボランティア及び応援団体等が配水池から給水車、トラック等の車両及び給水容器等を使用して行う。</p> <p>(2) 給水所での給水 給水所での給水は、避難所に派遣された職員、消防団、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て、市民自らが持参した容器に給水する。 また、不足する場合には、給水袋等を使用する。</p>	<p>第2 飲料水、生活用水の給水</p> <p>1 給水源の確保</p> <p>(1) 災害発生後、直ちに水源地、導水ポンプ及び連絡管等の異常を調査し、漏水を確認した時はバルブ操作により給水源を確保する。</p> <p>(2) 専用水道や家庭の井戸等を利用等により、給水源の<u>の周知に努める。</u></p> <p>(3) 受水槽、プール等を補給給水源として使用する場合、<u>塩素剤による消毒を行う。</u></p> <p>(4) 上下水道局長と協議し、取水基地、取水計画等を定める。</p> <p>(5) 復旧に時間を要する地域や多量の水を必要とする医療機関等の断水に対しては、協力団体への応援を求め、巡回給水や応急仮配管による応急給水を行う。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 給水の方法</p> <p>(1) 給水所への運搬 飲料水等の給水所への運搬は、税務班、上下水道班、ボランティア及び応援団体等が配水池から給水車、トラック等の車両及び給水容器等を使用して行う。</p> <p>(2) 給水所での給水 給水所での給水は、避難所に派遣された職員、消防団、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て、市民自らが持参した容器に給水する。 また、不足する場合には、給水袋等を使用する。</p>	
160	<p>【飲料水・生活用水の供給の流れ】</p> <p>9 (略)</p>	<p>【飲料水・生活用水の供給の流れ】</p> <p>9 (略)</p>	
161	<p>第3～4 (略)</p> <p>第5 食料の確保・供給</p> <p>1～3</p> <p>4 食料供給活動の実施 (略)</p> <p>(1) 食料の輸送 食料供給に関する輸送業務は業者が行うが、必要な場合は税務班も行うものとする。 また、市で調達した食料及び県等から支給を受けた食料の輸送は、<u>税務班が管理する。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第6～7 (略)</p>	<p>第3～4 (略)</p> <p>第5 食料の確保・供給</p> <p>1～3</p> <p>4 食料供給活動の実施 (略)</p> <p>(1) 食料の輸送 食料供給に関する輸送業務は業者が行うが、必要な場合は税務班も行うものとする。 また、市で調達した食料及び県等から支給を受けた食料の輸送は、<u>税務班が行う。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第6～7 (略)</p>	

項	現行	修正後	備考
164	<p>第8 生活必需品の確保・供給</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 集積・配分 生活必需品は、災害の状況に応じて交通及び連絡に便利な公共施設、その他の適当な場所とし、福祉班が管理する。 また、輸送が必要な時は、税務班、ボランティア等が行う。</p> <p>4 購入による供給 購入による供給は、災害救助法の供給、貸与の基準の範囲内で行う。</p> <div data-bbox="281 583 1285 751" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 購入計画の作成（支援班） （世帯構成員別の被害状況等による）</p> <p>○ 県による配分計画</p> <p style="text-align: center;">→</p> <p>○ 配分・配布（被災者へ） （市民各班、福祉班、収容各班）</p> </div> <p>資料編 災害救助法による救助内容</p> <p>5 県からの生活必需品の調達 県は、市から要請があった場合、又は自ら必要と認める場合は、必要な供給品目、数量等の把握に努めつつ、自ら備蓄していた生活必需品等を放出し、又は「災害時における物資の調達に関する協定」を締結している事業者など、あらかじめ把握していた調達可能業者等から調達し、市に供給する。 また、県内の他の市町に対し、備蓄品の放出及び業者からの調達を要請する。 これらの措置を講じてもお不足する場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第9 (略)</p>	<p>第8 生活必需品の確保・供給</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 集積・配分 生活必需品の集積場所は、災害の状況に応じて交通及び連絡に便利な公共施設、その他の適当な場所とし、福祉班が管理する。 また、輸送が必要な時は、税務班、ボランティア等が行う。</p> <p>4 購入による供給 生活必需品の購入による供給は、災害救助法の供給、貸与の基準の範囲内で行う。</p> <div data-bbox="1528 583 2531 751" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 購入計画の作成（支援班） （世帯構成員別の被害状況等による）</p> <p>○ 県による配分計画</p> <p style="text-align: center;">→</p> <p>○ 配分・配布（被災者へ） （市民各班、福祉班、収容各班）</p> </div> <p>資料編 災害救助法による救助内容</p> <p>5 県からの生活必需品の調達 県は、市から要請があった場合、又は自ら必要と認める場合は、必要な供給品目、数量等の把握に努めつつ、自ら備蓄していた生活必需品等を放出し、又は「災害時における物資の調達に関する協定」を締結している事業者など、あらかじめ把握している調達可能業者等から調達し、市に供給する。 また、県内の他の市町に対し、備蓄品の放出及び業者からの調達を要請する。 これらの措置を講じてもお不足する場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第9 (略)</p>	

項	現行	修正後	備考																																																														
166	<p>第10 災害時総合相談窓口業務</p> <p>1 開設 (略)</p> <p>【各課の相談事項】</p> <table border="1" data-bbox="231 289 1365 867"> <tr><td>総務課・税務課</td><td>り災証明の発行・判定結果・再調査の申請、税の減免</td></tr> <tr><td>社会福祉課</td><td>福祉全般、被災者生活再建</td></tr> <tr><td>こども育成課</td><td>保育、育児</td></tr> <tr><td>健康増進課</td><td>医療、健康</td></tr> <tr><td>市民協働推進課</td><td>法律相談、分掌の明らかでない事項に関する相談</td></tr> <tr><td>市民課</td><td>遺体の埋火葬許可、要搜索者名簿の閲覧、<u>外国人</u></td></tr> <tr><td>国保年金課</td><td>国民健康保険、国民年金</td></tr> <tr><td>環境対策課</td><td>環境衛生全般</td></tr> <tr><td>商工振興課</td><td>商工業全般</td></tr> <tr><td>農林課</td><td>農林業全般、農業土木</td></tr> <tr><td>建設課</td><td>建物危険度判定、応急仮設住宅、市営住宅、道路、被害家屋の解体</td></tr> <tr><td>上下水道局</td><td>水道、給水、下水道、<u>農業集落排水</u></td></tr> <tr><td>学校教育課</td><td>教育相談</td></tr> <tr><td>生涯学習課</td><td>文化財</td></tr> <tr><td>消防本部</td><td>り災証明の発行 (火災)</td></tr> </table> <p>2～4 (略)</p>	総務課・税務課	り災証明の発行・判定結果・再調査の申請、税の減免	社会福祉課	福祉全般、被災者生活再建	こども育成課	保育、育児	健康増進課	医療、健康	市民協働推進課	法律相談、分掌の明らかでない事項に関する相談	市民課	遺体の埋火葬許可、要搜索者名簿の閲覧、 <u>外国人</u>	国保年金課	国民健康保険、国民年金	環境対策課	環境衛生全般	商工振興課	商工業全般	農林課	農林業全般、農業土木	建設課	建物危険度判定、応急仮設住宅、市営住宅、道路、被害家屋の解体	上下水道局	水道、給水、下水道、 <u>農業集落排水</u>	学校教育課	教育相談	生涯学習課	文化財	消防本部	り災証明の発行 (火災)	<p>第10 災害時総合相談窓口業務</p> <p>1 開設 (略)</p> <p>【各課の相談事項】</p> <table border="1" data-bbox="1484 289 2582 940"> <tr><td>総務課・税務課</td><td>罹災証明の発行・判定結果・再調査の申請、税の減免</td></tr> <tr><td>地域福祉課</td><td>福祉全般、<u>救助物資の管理・支給</u>、被災者生活再建</td></tr> <tr><td>こども育成課</td><td>保育、育児相談</td></tr> <tr><td>健康増進課</td><td>カウンセリング (保健師他、ボランティア等の協力を得て行う。)、医療、健康</td></tr> <tr><td>市民協働推進課</td><td>法律相談、分掌の明らかでない事項に関する相談</td></tr> <tr><td>市民課</td><td>遺体の埋火葬許可、要搜索者名簿の閲覧、<u>外国人からの問い合わせ</u></td></tr> <tr><td>国保年金課</td><td>国民健康保険、国民年金</td></tr> <tr><td>環境対策課</td><td>環境衛生全般</td></tr> <tr><td>商工振興課</td><td>商工業全般</td></tr> <tr><td>農林課</td><td>農林業全般、農業土木</td></tr> <tr><td>建設課</td><td>建物危険度判定、応急仮設住宅、市営住宅、道路、被害家屋の解体</td></tr> <tr><td>都市計画課</td><td><u>都市計画</u></td></tr> <tr><td>上下水道局</td><td>水道、給水、下水道、</td></tr> <tr><td>学校教育課</td><td>教育相談</td></tr> <tr><td>生涯学習課</td><td>文化財</td></tr> <tr><td>消防本部</td><td>罹災証明の発行 (火災)</td></tr> </table> <p>2～4 (略)</p>	総務課・税務課	罹災証明の発行・判定結果・再調査の申請、税の減免	地域福祉課	福祉全般、 <u>救助物資の管理・支給</u> 、被災者生活再建	こども育成課	保育、育児相談	健康増進課	カウンセリング (保健師他、ボランティア等の協力を得て行う。)、医療、健康	市民協働推進課	法律相談、分掌の明らかでない事項に関する相談	市民課	遺体の埋火葬許可、要搜索者名簿の閲覧、 <u>外国人からの問い合わせ</u>	国保年金課	国民健康保険、国民年金	環境対策課	環境衛生全般	商工振興課	商工業全般	農林課	農林業全般、農業土木	建設課	建物危険度判定、応急仮設住宅、市営住宅、道路、被害家屋の解体	都市計画課	<u>都市計画</u>	上下水道局	水道、給水、下水道、	学校教育課	教育相談	生涯学習課	文化財	消防本部	罹災証明の発行 (火災)	
総務課・税務課	り災証明の発行・判定結果・再調査の申請、税の減免																																																																
社会福祉課	福祉全般、被災者生活再建																																																																
こども育成課	保育、育児																																																																
健康増進課	医療、健康																																																																
市民協働推進課	法律相談、分掌の明らかでない事項に関する相談																																																																
市民課	遺体の埋火葬許可、要搜索者名簿の閲覧、 <u>外国人</u>																																																																
国保年金課	国民健康保険、国民年金																																																																
環境対策課	環境衛生全般																																																																
商工振興課	商工業全般																																																																
農林課	農林業全般、農業土木																																																																
建設課	建物危険度判定、応急仮設住宅、市営住宅、道路、被害家屋の解体																																																																
上下水道局	水道、給水、下水道、 <u>農業集落排水</u>																																																																
学校教育課	教育相談																																																																
生涯学習課	文化財																																																																
消防本部	り災証明の発行 (火災)																																																																
総務課・税務課	罹災証明の発行・判定結果・再調査の申請、税の減免																																																																
地域福祉課	福祉全般、 <u>救助物資の管理・支給</u> 、被災者生活再建																																																																
こども育成課	保育、育児相談																																																																
健康増進課	カウンセリング (保健師他、ボランティア等の協力を得て行う。)、医療、健康																																																																
市民協働推進課	法律相談、分掌の明らかでない事項に関する相談																																																																
市民課	遺体の埋火葬許可、要搜索者名簿の閲覧、 <u>外国人からの問い合わせ</u>																																																																
国保年金課	国民健康保険、国民年金																																																																
環境対策課	環境衛生全般																																																																
商工振興課	商工業全般																																																																
農林課	農林業全般、農業土木																																																																
建設課	建物危険度判定、応急仮設住宅、市営住宅、道路、被害家屋の解体																																																																
都市計画課	<u>都市計画</u>																																																																
上下水道局	水道、給水、下水道、																																																																
学校教育課	教育相談																																																																
生涯学習課	文化財																																																																
消防本部	罹災証明の発行 (火災)																																																																
167	<p>第11 り災証明</p> <p>1 り災証明書の発行</p>  <p>※ 中間調査、確定調査は、第2節第2・第3を参照</p>	<p>第11 罹災証明</p> <p>1 罹災証明書の発行</p>  <p>※ 中間調査、確定調査は、第2節第2・第3を参照</p>																																																															

項	現行	修正後	備考
168	<p>(1) 対象 災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋については、次の項目の「<u>り</u>災証明」を行うものとする。</p> <p>○ 全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、一部損壊、床下浸水、火災による全焼、半焼、水損</p> <p>(2) 発行者 り災証明は市長が行う。なお、火災による<u>り</u>災証明は消防長が行う。</p> <p>(3) 証明書の発行 総務班は、税務班が作成した「<u>り</u>災台帳」を確認のうえ、被災者の申請により「<u>り</u>災証明書」を発行する。 なお、「<u>り</u>災台帳」により確認ができない場合については、申請者の立証資料(写真)等をもとに、客観的に判断できるときは「<u>り</u>災証明書」を発行することができる。</p>  <p>資料編 <u>り</u>災証明書</p> <p>(4) <u>り</u>災証明に関する相談・再調査の受付 税務班は、<u>り</u>災証明に不服がある場合の再調査等を受け付ける相談窓口を設置して、被災者に対応する。 また、り災証明に不服がある場合や第1次調査が物理的にできなかった家屋については、再調査を実施する。</p>	<p>(1) 対象 災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋については、次の項目の「<u>罹</u>災証明」を行うものとする。</p> <p>○ 全壊、流失、大規模半壊、<u>中規模半壊</u>、半壊、床上浸水、一部損壊、床下浸水、火災による全焼、半焼、水損</p> <p>(2) 発行者 <u>罹</u>災証明は市長が行う。なお、火災による<u>罹</u>災証明は消防長が行う。</p> <p>(3) 証明書の発行 総務班は、税務班が作成した「<u>罹</u>災台帳」を確認のうえ、被災者の申請により「<u>罹</u>災証明書」を発行する。 なお、「<u>罹</u>災台帳」により確認ができない場合については、申請者の立証資料(写真)等をもとに、客観的に判断できるときは「<u>罹</u>災証明書」を発行することができる。</p>  <p>資料編 <u>罹</u>災証明書</p> <p>(4) <u>罹</u>災証明に関する相談・再調査の受付 税務班は、<u>罹</u>災証明に不服がある場合の再調査等を受け付ける相談窓口を設置して、被災者に対応する。 また、<u>罹</u>災証明に不服がある場合や第1次調査が物理的にできなかった家屋については、再調査を実施する。</p>	

項	現行	修正後	備考																								
169	<p>第16節 災害時における「住」対策</p> <table border="1" data-bbox="201 254 1359 558"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災住宅の修理等</td> <td>●被災住宅の解体、撤去 ●被災住宅の応急修理</td> <td>建設第1班 建設第1班</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td>●応急仮設住宅の需要の把握 ●応急仮設住宅の用地の確保及び建設 ●応急仮設住宅に入居者の募集・選定</td> <td>広報班、福祉班、収容各班 建設第1班 福祉班、収容各班、建設第1班</td> </tr> <tr> <td>住宅の確保</td> <td>●公営・民間住宅の確保 ●公営・民間住宅の入居者の選定</td> <td>建設第1班 建設第1班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	活動	担当	被災住宅の修理等	●被災住宅の解体、撤去 ●被災住宅の応急修理	建設第1班 建設第1班	応急仮設住宅の設置	●応急仮設住宅の需要の把握 ●応急仮設住宅の用地の確保及び建設 ●応急仮設住宅に入居者の募集・選定	広報班、福祉班、収容各班 建設第1班 福祉班、収容各班、建設第1班	住宅の確保	●公営・民間住宅の確保 ●公営・民間住宅の入居者の選定	建設第1班 建設第1班	<p>第16節 災害時における「住」対策</p> <table border="1" data-bbox="1451 254 2608 558"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災住宅の修理等</td> <td>●被災住宅の解体、撤去 ●被災住宅の応急修理</td> <td>建設第1班 建設第1班</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td>●応急仮設住宅の需要の把握 ●応急仮設住宅の用地の確保及び建設 ●応急仮設住宅に入居者の募集・選定</td> <td>広報班、福祉班、収容各班 建設第1班 福祉班、建設第1班、収容各班</td> </tr> <tr> <td>住宅の確保</td> <td>●公営・民間住宅の確保 ●公営・民間住宅の入居者の選定</td> <td>建設第1班 建設第1班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	活動	担当	被災住宅の修理等	●被災住宅の解体、撤去 ●被災住宅の応急修理	建設第1班 建設第1班	応急仮設住宅の設置	●応急仮設住宅の需要の把握 ●応急仮設住宅の用地の確保及び建設 ●応急仮設住宅に入居者の募集・選定	広報班、福祉班、収容各班 建設第1班 福祉班、建設第1班、収容各班	住宅の確保	●公営・民間住宅の確保 ●公営・民間住宅の入居者の選定	建設第1班 建設第1班	
項目	活動	担当																									
被災住宅の修理等	●被災住宅の解体、撤去 ●被災住宅の応急修理	建設第1班 建設第1班																									
応急仮設住宅の設置	●応急仮設住宅の需要の把握 ●応急仮設住宅の用地の確保及び建設 ●応急仮設住宅に入居者の募集・選定	広報班、福祉班、収容各班 建設第1班 福祉班、収容各班、建設第1班																									
住宅の確保	●公営・民間住宅の確保 ●公営・民間住宅の入居者の選定	建設第1班 建設第1班																									
項目	活動	担当																									
被災住宅の修理等	●被災住宅の解体、撤去 ●被災住宅の応急修理	建設第1班 建設第1班																									
応急仮設住宅の設置	●応急仮設住宅の需要の把握 ●応急仮設住宅の用地の確保及び建設 ●応急仮設住宅に入居者の募集・選定	広報班、福祉班、収容各班 建設第1班 福祉班、建設第1班、収容各班																									
住宅の確保	●公営・民間住宅の確保 ●公営・民間住宅の入居者の選定	建設第1班 建設第1班																									
171	<p>第1 被災住宅の解体、撤去</p> <p>建設第2班は、危険と判断される被災した住宅の所有者に対して、解体、撤去の措置を促すものとする。 また、<u>自力で撤去できないと市長（本部長）が必要と認めた場合については</u>、建設第2班が解体、撤去を行うものとする。 なお、作業計画は、第17節第6「災害廃棄物処理の計画・実施」との整合性を確保しながら行うものとする。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 応急仮設住宅の需要の把握</p> <p>1 需要の把握 福祉班、収容各班は、災害発生後速やかに、応急仮設住宅への入居希望者を把握する。 調査方法については、広報班において入居の資格基準及び該当者等を広報した後、入居希望者を避難所等で受付ける。 なお、入居希望者については、被災者が災害時に市内に居住していれば、住民登録の有無を問わないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4 応急仮設住宅の用地の確保及び建設</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 建設の実施 (1)～(2) (略) (3) 建設期間 災害発生日から、20日以内を目標に着工し、速やかに完成<u>する</u>。 (4) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第5～7 (略)</p> <p>第17節 災害時の環境・衛生対策</p> <p>第1 (略)</p>	<p>第1 被災住宅の解体、撤去</p> <p>建設第1班は、危険と判断される被災した住宅の所有者に対して、解体、撤去の措置を促すものとする。 また、<u>所有者が自力で撤去できないと市長（本部長）が判断し、必要と認めた場合については</u>、建設第1班が解体、撤去を行うものとする。 なお、作業計画は、第17節第6「災害廃棄物処理の計画・実施」との整合性を確保しながら行うものとする。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 応急仮設住宅の需要の把握</p> <p>1 需要の把握 福祉班、収容各班は、災害発生後速やかに、応急仮設住宅への入居希望者を把握する。 調査方法については、広報班において入居の資格基準及び該当者<u>要件</u>等を広報した後、入居希望者を避難所等で受付ける。 なお、入居希望者については、被災者が災害時に市内に居住していれば、住民登録の有無を問わないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4 応急仮設住宅の用地の確保及び建設</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 建設の実施 (1)～(2) (略) (3) 建設期間 災害発生日から、20日以内を目標に着工し、速やかに完成<u>させる</u>。 (4) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第5～7 (略)</p> <p>第17節 災害時の環境・衛生対策</p> <p>第1 (略)</p>																									

項	現行	修正後	備考
173	<p>第2 被災地の保健衛生・防疫活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防疫活動 健康班及び環境班は、県の指示に基づき防疫活動を実施する。</p> <p>(1) 消毒の実施 県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認められるときは、感染症法第27条の規定により、次のような地域等の管理者等に対して消毒を命じる。 ただし、命令による消毒が困難な場合は、県は市に対し消毒の指示を行う。 なお、消毒の実施に当たっては、同法施行規則第14条の規定により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染病が発生した地域 ○ 水害により下水道や道路側溝等、家屋周辺が不衛生になった箇所 ○ 汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸のある地域 ○ 浸水、倒壊家屋、下水その他が不衛生となり、消毒を必要とするとき ○ 土壌還元によるし尿処理を行うとき ○ 鼠、昆虫が多量に発生したとき ○ 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき ○ 避難所、便所その他不衛生な場所 <p>(2) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>第2 被災地の保健衛生・防疫活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防疫活動 健康班及び環境班は、県の指示に基づき防疫活動を実施する。</p> <p>(1) 消毒の実施 県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認められるときは、感染症法第27条の規定により、次のような地域等の管理者等に対して消毒を命じる。 ただし、命令による消毒が困難な場合は、県は市に対し消毒の指示を行う。 なお、消毒の実施に当たっては、同法施行規則第14条の規定により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症が発生した地域 ○ 水害により下水道や道路側溝等、家屋周辺が不衛生になった箇所 ○ 汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸のある地域 ○ 浸水、倒壊家屋、下水その他が不衛生となり、消毒を必要とするとき ○ 土壌還元によるし尿処理を行うとき ○ 鼠、昆虫が多量に発生したとき ○ 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき ○ 避難所、便所その他不衛生な場所 <p>(2) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	
175	<p>第3 (略)</p> <p>第4 し尿の収集・処理 し尿の収集・処理は、市内し尿収集業者と協力して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。 ○ 予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレの状況によりし尿処理実施方針を立て、収集運搬及び処分する。 ○ 水害等により冠水した地区については、便槽が満水しているおそれがあるため、優先的に汲み取りを行う。 ○ 収集運搬車及び人員を確保するとともに適正に配置する。 ○ 必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合には県へ支援要請する。 ○ 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。 	<p>第3 (略)</p> <p>第4 し尿の収集・処理 し尿の収集・処理は、市内し尿収集業者と協力して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。 ○ 予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレの状況によりし尿処理実施方針を立て、収集運搬及び処分する。 ○ 水害等により冠水した地区については、便槽が満水しているおそれがあるため、優先的に汲み取りを行う。 ○ 収集運搬車及び人員を確保するとともに適正に配置する。 ○ 必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合には県へ支援要請する。 ○ 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。 	
176	<p>第5 (略)</p> <p>第6 災害廃棄物処理の計画・実施</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 広域的な処理 廃棄物の量が膨大であるなど、市内のみでの処理が困難な場合は、県へ応援を要請する。 県は、必要に応じ、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」に基づき、<u>一般社団法人佐賀県産業廃棄物協会</u>に要請を行うなど、県内市町や関係団体に対して広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。 また、県内市町の応援のみでは処理が困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。</p>	<p>第5 (略)</p> <p>第6 災害廃棄物処理の計画・実施</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 広域的な処理 廃棄物の量が膨大であるなど、市内のみでの処理が困難な場合は、県へ応援を要請する。 県は、必要に応じ、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」に基づき、<u>一般社団法人佐賀県産業資源循環協会</u>に要請を行うなど、県内市町や関係団体に対して広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。 また、県内市町の応援のみでは処理が困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。</p>	

項	現行	修正後	備考
182	<p>第7 遺体の処置</p> <p>1 検視・検案 発見した遺体は、現地において警察官が死体取扱規則及び検視規則等に基づき検視を行うとともに、医師による検案を実施する。 なお、現地での検視・検案が困難な場合は、遺体を一時収容できる安置所に搬送して検視・検案を行う。 また、環境班は遺体調書を作成する。</p> <p>第8 (略)</p> <p>第18節 (略)</p> <p>第19節 要配慮者支援対策</p> <p>第1～5 (略)</p> <p>第6 巡回ケア対策及び広報・相談窓口の設置</p> <p>1 巡回ケア対策 健康班は、避難所、その他の要配慮者の所在地において、要配慮者向け巡回ケアサービスに関係機関と協力して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各要配慮者支援組織による全般的なケア対策 ○ ケースワーカーやカウンセラー等による全般的な生活相談業務 ○ 医師会（医療班を中心として）等との連携・協力による健康チェック ○ ヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助 ○ 障害者施設職員等の協力による生活環境チェック <p>2 (略)</p> <p>第7～8 (略)</p> <p>第20節 (略)</p> <p>第21節 農産物等対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 農産物応急対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 営農指導等 市は、<u>東部土木事務所</u>や<u>三神農業振興センター</u>と連携して、被害の状況を速やかに把握し、被害実態に応じた技術対策、営農指導を行うものとする。</p>	<p>第7 遺体の処置</p> <p>1 検視・検案 発見した遺体は、現地において警察官が死体取扱規則及び検視規則等に基づき検視を行うとともに、医師による検案を実施する。 なお、現地での検視・検案が困難な場合は、遺体を一時収容できる安置所に搬送して検視・検案を行う。 また、環境班は遺体調書を作成する。</p> <p>第8 (略)</p> <p>第18節 (略)</p> <p>第19節 要配慮者支援対策</p> <p>第1～5 (略)</p> <p>第6 巡回ケア対策及び広報・相談窓口の設置</p> <p>1 巡回ケア対策 健康班は、避難所、その他の要配慮者の所在地において、要配慮者向け巡回ケアサービスに関係機関と協力して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各要配慮者支援組織による全般的なケア対策 ○ ケースワーカーやカウンセラー等による全般的な生活相談業務 ○ 医師会（医療班を中心として）等との連携・協力による健康チェック ○ <u>ホームヘルパー</u>、ボランティアの派遣による生活介助 ○ 障害者施設職員等の協力による生活環境チェック <p>2 (略)</p> <p>第7～8 (略)</p> <p>第20節 (略)</p> <p>第21節 農産物等対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 農産物応急対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 営農指導等 市は、<u>三神農業振興センター</u>と連携して、被害の状況を速やかに把握し、被害実態に応じた技術対策、営農指導を行うものとする。</p>	
187	<p>第22節 危険物等の保安計画 (略)</p> <p>第1 (略)</p>	<p>第22節 危険物等の保安計画 (略)</p> <p>第1 (略)</p>	

項	現行	修正後	備考
188	<p>第2 高圧ガスの保安</p> <p>1 被害状況の把握、連絡 高圧ガスを製造する者、販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高圧ガス事業者」という。）高圧ガス事業者は、災害により施設等に被害が発生したときは、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。 また、防災関係機関に対し連絡する。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第3 石油類及び化学製品類の保安</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 その他の応急措置 市又は消防本部は、必要に応じ、危険物施設の管理者等に対し、適切な指導を行うとともに、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。 警察署は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。</p>	<p>第2 高圧ガスの保安</p> <p>1 被害状況の把握、連絡 高圧ガスを製造する者、販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高圧ガス事業者」という。）は、災害により施設等に被害が発生したときは、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。 また、防災関係機関に対し連絡する。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第3 石油類及び化学製品類の保安</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 その他の応急措置 市又は消防本部は、必要に応じ、危険物施設の管理者等に対し、適切な指導を行うとともに、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急措置を実施する。 警察署は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。</p>	
189	<p>第2 3 節 石油等の大量流出の防除対策計画 （略）</p> <p>第1 石油等の大量流出の防除対策</p> <p>1 通報連絡 石油等の大量流出が発生した場合は、その発生及び災害の状況についての関係機関への連絡通報は、次により行うこととする。</p> <p>(1) 通報連絡の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 石油等が流出した石油等の取扱事業所の名、流出石油等の種類及び量 ○ 発生日時及び場所 ○ 石油等の流出の概要 ○ 気象、海象の状況 ○ 流出石油等の状況 ○ 今後予想される災害 ○ その他必要な事項 <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第2 3 節 石油等の大量流出の防除対策計画 （略）</p> <p>第1 石油等の大量流出の防除対策</p> <p>1 通報連絡 石油等の大量流出が発生した場合は、その発生及び災害の状況についての、関係機関への通報連絡は、次により行うこととする。</p> <p>(1) 通報連絡の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 石油等が流出した石油等の取扱事業所の名称、流出石油等の種類及び量 ○ 発生日時及び場所 ○ 石油等の流出の概要 ○ 気象、海象の状況 ○ 流出石油等の状況 ○ 今後予想される災害 ○ その他必要な事項 <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p>	
190	<p>第2 4 節 応急金融対策 （略）</p> <p>第1 応急金融対策 （略）</p> <p>1 通貨供給の確保 （略）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸送、通信手段の確保</p>	<p>第2 4 節 応急金融対策 （略）</p> <p>第1 応急金融対策 （略）</p> <p>1 通貨供給の確保 （略）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸送、通信手段の確保 被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機</p>	

項	現行	修正後	備考
191	<p>被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 非常金融措置 (略)</p> <p>(1) 非常金融措置の実施に係る要請 被災者の便宜を図るため、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により、次のような非常措置を適切に講じるよう要請する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の確保を図る。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 非常金融措置 (略)</p> <p>(1) 非常金融措置の実施に係る要請 被災者の便宜を図るため、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により、次のような非常金融措置を適切に講じるよう要請する。</p> <p>(2) (略)</p>	
192	<p>第25節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール</p> <p>被災地の時間・空間は有限の資源であるため、災害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。</p> <p>特に、風水害、地震の発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。</p> <p>災害発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき市災害対策本部の業務については、概ね次のとおりである。</p> <p>ただし、その災害の状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。</p> <p>1 災害の発生や避難に備え、警戒が必要な時期【災害発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報連絡室の設置 ○ 警報等の伝達、警戒活動、水防活動 ○ 気象情報等の広報 ○ 避難準備（避難行動要支援者避難）情報の発令、避難行動要支援者の避難開始 ○ 避難所の設置、学校における生徒の安全確保 <p>※ 避難判断水位（特別警戒水位）への到達や土砂災害警戒情報の発表など災害発生のおそれが高まった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警報等の情報の伝達 ○ 避難の勧告・指示等の発令、避難の開始 ○ 避難の勧告・指示等の広報 <p>2～6 (略)</p>	<p>第25節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール</p> <p>被災地の時間・空間は有限の資源であるため、災害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。</p> <p>特に、風水害、地震の発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。</p> <p>災害発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき市災害対策本部の業務については、概ね次のとおりである。</p> <p>ただし、その災害の状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。</p> <p>1 災害の発生や避難に備え、警戒が必要な時期【災害発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報連絡室の設置 ○ 警報等の伝達、警戒活動、水防活動 ○ 気象情報等の広報 ○ 避難準備（避難行動要支援者避難）情報の発令、避難行動要支援者の避難開始 ○ 避難所の設置、学校における生徒の安全確保 <p>※ 避難判断水位（特別警戒水位）への到達や土砂災害警戒情報の発表など災害発生のおそれが高まった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警報等の情報の伝達 ○ 避難指示等の発令、避難の開始 ○ 避難指示等の広報 <p>2～6 (略)</p>	